報告事項１

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会における報告書の提出について

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会における報告書の提出について、以下のとおり報告する。

令和７年７月８日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長　　竹森　永敏

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題
追加調査委員会
調査報告書

令和７（２０２５）年６月１８日

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題
追加調査委員会

目次

第１章　調査の端緒（追加調査委員会の設置に至る経緯）……6
第１　本件事案の発生から原調査委員会の調査まで……6
第２　対象児童生徒・両親の再調査要請……7
第３　神戸市長の要望、並びに、神戸市教育委員会による外部委員のみで構成された追加調査委員会の設置……7
第４　独立性の確保について……8
第５　調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）について……8
第２章　追加調査委員会の調査対象……9
第３章　調査経緯及び調査概要……11
第１　調査経緯……11
第２　調査概要……12
１　調査期間……12
２　調査方法……12
第３　対象児童生徒側への中間報告……13
第４　対象児童生徒側、関係児童生徒側への最終報告……13
第４章　事案の経過……14
第１　当事者……14
第２　当該小学校での経過……14
１　当該小学校への入学と両者の面識……14
２　当該小学校での歯の損傷……14
３　小学３年次……14
４　小学４年次……16
５　小学５年次……17
６　小学６年次……19
７　当該小学校と当該校の引継ぎ……24
８　サッカーチームでの交流……24
第３　当該校での経過……25
１　当該校への入学……25
２　令和元年６月３日（転倒事案発生日）……25
３　令和元年６月４日以降の経過……28
第５章　いじめの有無及び重大事態該当性について……38
第１　「いじめ」とは何か……38
１　「いじめ」の定義の変遷……38
２　法における「いじめ」の定義……39

３　行為の「いじめ」該当性を諮る要件 39
第２　「いじめ」の検討対象となる行為 40
第３　上記２①から④の経過に関する事実認定 43
１　当該小学校４年次の体育授業の件（平成２８年１０月２８日） 43
２　当該小学校６年次の冬季野外活動での件（平成３１年２月２５日） 46
３　当該小学校６年次の学年サッカー大会の件（平成３１年３月１１日） 50
４　令和元年６月３日について 53
第４　上記第３の１～４で認定した行為が「いじめ」に該当するか 66
１　上記第３の１（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか 66
２　上記第３の２（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか 67
３　上記第３の３（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか 70
４　上記第３の４（４）で認定した事実が「いじめ」となるか 72
第５　上記第４で認定した「いじめ」が重大事態に該当するか 73
１　法２８条１項の「重大事態の疑い」の判断について 73
２　上記第１の４（１）から（４）で認定した行為によって重大事態が生じたといえるか 73
第６　さいごに 75
第６章　重大事態の認知の経緯 78
第１　本章のテーマ 78
第２　重大事態とは何か 78
１　重大事態の定義、並びに報告・調査義務 78
２　重大事態として早期対応をしなかったことにより生じる影響 79
第３　本件における重大事態の認知の経緯（転倒事案以後の経過、被害状況） 80
１　令和元年６月３日以降の経過、並びに、重大事態の認知の契機について 80
２　小括 84
３　関連する事実経過 84
４　高次脳機能障害 88
５　付言：学校の経時的記録の在り方について 88
第７章　いじめの影響と重大事態との関連性 90
第８章　本件事案に関する当該校の対応の検証 92
第１　「学校いじめ防止基本方針」策定と組織等の設置 92
１　「学校いじめ防止基本方針」策定の意義 92
２　学校いじめ対策組織の役割 92
第２　「当該校いじめ防止基本方針」について 93
１　「当該学校いじめ防止基本方針」の概要 93
第３　「当該校いじめ防止基本方針」に照らした対応の検証 94

１　転倒事故発生時の学年教員の対応について……94
２　対象児童生徒への対応・支援の検証……96
第４　対象児童生徒が転校を余儀なくされた経緯……102
第５　関係児童生徒への指導等に関する取組の検証……103
第６　学年全生徒を対象とした再発防止の取組の検証……103
第７　さいごに（いじめの予防指導について）……104
第９章　神戸市教育委員会の関与について……105
第１　本件事案「重大事態」認知について……105
１　いじめの対処に関する教育委員会の役割……105
２　児童生徒課が生徒指導事案を把握する経路……105
３　本件事案に対する教育委員会の対応……106
第２　再発防止に向けた現在の教育委員会の取組の点検……109
１　教育委員会における「重大事態」の積極的な認定……109
２　指導主事の専門的事項の指導のあり方……109
３　まとめ……110
第１０章　いじめ認知等に関する問題点と対策（提言）……111
第１　小中学校間の引き継ぎについて……111
１　当該校区小中引継ぎ会の状況……111
２　当該学年の引き継ぎ内容……111
３　当該校区小中学校における教職員研修の実施状況と今後の対策……111
４　まとめ……112
第２　市及び学校の「いじめ防止基本方針」の点検……112
１　「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の内容の充実……112
２　「当該校いじめ防止基本方針」の修正と取組の徹底……113

本調査報告書において用いる主な略語は以下のとおりである。

略語	用語
当該校	神戸市立[redacted]中学校
当該小学校	神戸市立[redacted]小学校（対象児童生徒・関係児童生徒の出身校である小学校）
対象児童生徒	[redacted]（令和元年6月3日の身体接触で負傷した生徒）
関係児童生徒	[redacted]（同上の身体接触で足を出した生徒）（「関係児童生徒」の略語については原調査委員会の調査結果報告書が用いた用語を使用することとした）
参考児童生徒	対象児童生徒及び関係児童生徒以外の当該校及び当該小学校の児童生徒（「参考児童生徒」の略語については原調査委員会の調査結果報告書が用いた用語を使用することとした）
転倒事案	令和元年6月3日の対象児童生徒と関係児童生徒の身体接触
本件事案	転倒事案後の経緯も含めた本件の事案全体
原調査委員会	令和2年9月までに立ち上げられた、当該校のいじめ問題対策委員会のメンバーに外部委員3名を加えた調査委員会
原調査委員会報告書	原調査委員会が令和4年2月17日に神戸市教育委員会に提出した本件事案の調査結果報告書
追加調査委員会	令和5年6月20日に神戸市教育委員会の附属機関として設置された「令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ重大事態に関する追加調査委員会」
法	いじめ防止対策推進法
ガイドライン	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）
基本方針	いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科初第814号）

第１章　調査の端緒（追加調査委員会の設置に至る経緯）

第１　本件事案の発生から原調査委員会の調査まで

令和元年６月３日、神戸市内の市立中学１年の男子生徒（以下、当該中学校を「当該校」、男子生徒を「対象児童生徒」という。児童生徒という表記は小学校・中学校に跨がる事案のため。）が同学年の別の学級の男子生徒（以下、「関係児童生徒」という。）の出した足に引っ掛かって転倒し、顔面を強打して左顔面等を負傷し、その後に心的外傷後ストレス障害等を発症し、２学期より断続的に欠席を続け、令和２年10月に転校するという事案が発生した（以下、令和元年６月３日の身体接触を「転倒事案」、その後の経緯も含めた全体を「本件事案」という。）。

対象児童生徒の保護者は、令和２年５月25日、昨年の転倒事案は、小学３年の頃より関係児童生徒からいじめを受けていた中で起こり、対象児童生徒は顔面打撲等の負傷をし、ＰＴＳＤの発症、不登校、物忘れが顕著になるなどの被害に今も苦しんでおり、新学年（中学２年）になっても関係児童生徒がいる限り大きな不安があり登校できないので出席停止処分か転校させてほしい旨の要望書を、当該校並びに対象児童生徒・関係児童生徒の出身校である小学校（以下「当該小学校」という。）に提出した（経緯は第４章など参照）。

当該校は、上記要望書が提出されたことを契機として、同月26日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年９月28日施行、以下「法」という。）に基づくいじめ重大事態（１号事案）として取扱う旨の報告書を神戸市教育委員会に提出し、同年９月までに、既存の学校組織（「いじめ問題対策委員会」、委員長：校長）に外部委員（弁護士２名、臨床心理士１名）を加えた調査委員会（以下、「原調査委員会」という。）を立上げ、令和４年２月まで、いじめ等の調査を実施した。

関係児童生徒・両親は、自ら又は代理人弁護士を介して、神戸市教育委員会、原調査委員会に対し、前記の転倒事案は、廊下を走ってくる対象児童生徒に対し、関係児童生徒が予め脚を手すりにかける形で上げて待っていたところ、思いがけず走りながらジャンプしたため足が引っかかって怪我をした「予期せぬ事故」であるとし（令和２年８月６日付上申書、）、小学校時代の所為はお互いの「ケンカ」であるとして（令和３年11月22日付上申書）、いずれもいじめを否定する旨の意見を表明した（詳細は第４章、第５章にて述べる。）。

原調査委員会は、外部委員３名にて関係者の聞き取り調査を実施した。その対象は、対象児童生徒とその両親、関係児童生徒とその両親、中学校関係教員（１・２年次校長、１年次教頭、学年総務、養護主幹教諭、１年次１～３組担任、生徒指導担当）、小学校関係教員（前教頭、対象児童生徒５・６年担任、対象児童生徒・関係児童生徒３・４年担任、前・現生徒指導担当、関係児童生徒５・６年担任）、当該校生徒11名（対象児童生徒が原調査委員会に対し聴取を希望した生徒。内訳は、転倒事案現場にいた生徒４名と、その他同学年の生徒７名、以下「参考児童生徒」と総称することがある。）に及んだ。

その結果、原調査委員会は、対象児童生徒が関係児童生徒から小学校時にはかなり頻繁に蹴る、引き倒す、馬乗りになる、首を羽交い締めにするなどの暴力を受けたことを「いじめ」に該当すると認定し、次いで、当該校における転倒事案も、関係児童生徒が勢いよく走ってくる相手の避けられないタイミングで足を高く上げるという危険性の極めて高い「暴行」行為により惹起されたものであるとして、「いじめ」に該当することは明白と認定した。そして、対象児童生徒は、転倒事案により顔面等に深刻な傷害を負うと共に、その後、心的外傷後ストレス障害を発症し、当該校での登校再開を希望しているにもかかわらず、最終的には令和2年10月、他校に転校することを選択せざるを得なくなった、として、いじめにより対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じたものと認定し、令和4年2月17日、神戸市教育委員会に対し調査結果報告書（全28頁、以後「原調査委員会報告書」という。）を提出した。神戸市教育委員会は、同年5月18日、神戸市長に報告し、同月25日、対象児童生徒及び関係児童生徒の代理人弁護士にそれぞれ原調査委員会報告書を送付した。ただし、関係児童生徒及び参考児童生徒の聴取結果は全てマスキングされたものであった。当該校及び当該小学校は、同年6月1日から同年11月30日まで各校のホームページで原調査委員会報告書の概要版（全1頁）を公表した。

第２　対象児童生徒・両親の再調査要請

これに対し、対象児童生徒・両親は、同年11月25日、代理人弁護士を介して神戸市長宛に再調査要請書を提出し、原調査委員会報告書を有意義な報告と認めつつも事実認定やそれに至る理由が不十分として、

① いじめ事実の適示が抽象的、
② いじめ認定の理由が不明（関係児童生徒や目撃者の供述内容が全く記載されていない）、
③ 小学校から引継ぎ後の当該校によるいじめ予防指導が不適切、
④ 当該校は暴行事件（当日救急要請をせず、また暴行事件後、両親から要望書が出されるまでにいじめ重大事態として報告せず、当該校の事後対応の検討が極めて不十分、
⑤ 教育委員会の対応について言及がなく、学校に対する助言指導内容が明らかでない、
⑥ 原調査委員会は当該校の教員が多数関わっており、法第28条第1項いじめ等調査委員会としては委員会構成が不公正、
⑦ 調査は十分に真実を明らかにしておらず、対象児童生徒や両親の知る権利に答えていない、

と指摘し、神戸市長部局による再調査（法第30条第2項）を要請した。

第３　神戸市長の要望、並びに、神戸市教育委員会による外部委員のみで構成された追加調査委員会の設置

これに対し、神戸市長は、令和5年1月31日、原調査委員会報告書はいじめの事案への

対処及び同種の事案の再発防止という観点において概ね適正に調査されていると確認したとしつつ、同報告書には「重大事態の認知の経緯」や「小中学校間の引継ぎ」等において詳細な言及がなされていない部分があると指摘し、神戸市教育委員会が自ら第三者委員会を設置して追加調査を行う方針に至っていることを確認したとして、市長部局による再調査は行わないことを前提に、神戸市教育委員会に対し、法及びガイドラインの趣旨を十分に踏まえた真摯な追加調査を行うよう強く要請し、同日、対象児童生徒・両親代理人弁護士に対し、その旨通知した。

これを受けて、神戸市教育委員会は、法第28条第1項に基づき外部委員のみで構成された第三者委員会を自ら設置し追加調査を行うことを決定し、同年6月20日、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月神戸市条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会の附属機関として「令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ重大事態に関する追加調査委員会」（以下、「追加調査委員会」という。）を設置した。

第４　独立性の確保について

追加調査委員会は、調査委員4名、調査補助員1名の全員が外部委員にて構成され（弁護士3名、大学教授2名・うち1名臨床心理士）、令和5年7月18日の第1回会合より活動を開始した（調査補助員は令和5年8月25日委嘱のため第3回会合から参加した）。

追加調査委員会は、公平中立の第三者委員会として、独立性を確保しつつ業務遂行並びに事務連絡の円滑化をも図るため、会議の際は、冒頭ないし最後に神戸市教育委員会事務局との合同会議を行いつつ、本件事案の審議の際は事務局に退席を求めて調査委員会の構成員のみで審議を行うこととした。そして、追加調査委員会が独自に集めた諸情報も、調査継続中は調査委員会限りに留め置く配慮をした。

第５　調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）について

追加調査委員会は、調査報告書は裁判に供する目的で作成するものではないこと、個別の面談記録その他個別の情報の提供についてはガイドラインの趣旨に則して神戸市の個人情報保護条例等に従って行うことを確認した。

第２章　追加調査委員会の調査対象

以上の経緯から、追加調査委員会は、関係児童生徒の対象児童生徒に対する「いじめ」の有無並びに重大事態との関連性等について改めて調査をし直すため設置された組織であるが、法第 30 条第 2 項に基づき市長部局に設置された再調査委員会ではなく、法第 28 条第 1 項に基づき教育委員会に設置された追加調査のための調査委員会という特色がある。そのため、追加調査委員会として調査を開始するにあたって、自らの任務の範囲、調査の方法等について討議した。

まず第 1 に、調査対象は、原調査委員会報告書、及び対象児童生徒側からの再調査要請書に鑑み、関係児童生徒を加害者、対象児童生徒を被害者とする「いじめ」の有無、及びそれに関連する事項についてであることを確認した。

第 2 に、原調査委員会と追加調査委員会との関係については、神戸市教育委員会の追加調査委員会に対する令和 5 年 6 月 20 日付け下記の依頼並びに申入れを勘案する。

(1)　依頼事項（重点調査項目）

「『いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）』及び『いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改定）』、『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）』、『神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月神戸市教育委員会、平成 31 年 4 月改定）』に基づき、下記の事項に留意いただき、調査の実施及び報告書の作成をお願い致します。

記

1．重点的に調査する項目

(1)　当初の当該校における『調査報告書』及び対象児童生徒・両親から提出された『再調査要請書』を踏まえ、『重大事態の認知の経緯』や『小中学校間の引継ぎ』等についての詳細な調査

(2)　上記の結果を踏まえ、具体的な再発防止策について提言すること」

(2)　申入れ（「令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会の今後の運営について」

「3．いじめの事実の全容解明

今回、追加調査を依頼する趣旨は、当初の当該校における『調査報告書』及び対象児童生徒側から提出された『再調査要請書』を踏まえ、いじめの事実の全容を解明し（『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）』の第 1（基本的姿勢）第 3 段落）、いじめに関する事実関係を可能な限り網羅的に明確にする（『神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月神戸市教育委員会、平成 31 年 4 月改定）』の第 3．1(4)）ことにあります。」

すなわち、追加調査委員会は原調査委員会の「追加調査」を行うものとして、設置主体

は異なるが（原調査委員会は当該校、追加調査委員会は神戸市教育委員会）、原調査委員会と謂わば一体となって補充的に調査を行うものである点は否定できない。ただ、補充調査の方法や対象については、両者が一体となって法第28条第1項の趣旨を実現することを目的とすること、追加調査委員会が神戸市長並びに神戸市教育委員会の検討を経て、第三者委員のみで構成され、とくに独立性の確保を旨として設置されたこと等を勘案し、原調査委員会の報告書をベースとして引き継いだ上で、神戸市教育委員会の依頼事項である「重大事態の認知の経緯」、「小中学校間の引継ぎ」等の詳細調査に重点を置きつつも、同教育委員会の申入れにも指摘されているとおり、法第28条第1項及びガイドライン等の趣旨を実現するために必要な限りにおいて、「いじめの事実の全容解明」を目指し、同条に規定する「当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」ものであること、その際には、法の精神に則り可能な限り対象児童生徒・両親の前記再調査要請書記載の要請事項も尊重するスタンスで調査方針を策定すべきである、との基本スタンスを確認した。（ただし、事実認定や評価については追加調査委員会が独立性をもって客観性、合理性に留意しつつ独自に行うべきものであることは言うまでもない。）そして、そのように独立性が確保されることで、法及び同法ガイドラインの法構造への適合が確保され得ることになると思われる。

第３章　調査経緯及び調査概要

第１　調査経緯

追加調査委員会は、下記のとおり委員会及び調査期日を開催した。加えて、調査期間中に委員間による協議を多数回実施した。ヒアリング対象者の（）内の職種、役職等は、令和元年６月当時のものである。

年月日	内容
令和５年７月 18 日	第１回委員会開催、追加調査委員会正副委員長の選任
令和５年８月３日	第２回委員会開催
令和５年８月 25 日	補助員委嘱
令和５年８月 31 日	第３回委員会開催、対象児童生徒、同保護者及び同代理人弁護士と面談
令和５年９月 25 日	第４回委員会開催
令和５年 10 月２日	第５回委員会開催
令和５年 10 月 18 日	第６回委員会開催
令和５年 10 月 30 日	第７回委員会開催
令和５年 11 月 10 日	現地調査
令和５年 11 月 13 日	第８回委員会開催、[redacted]養護教諭（当該校養護教諭。以下「養護主幹教諭」という。）ヒアリング
令和５年 11 月 27 日	第９回委員会開催、[redacted]教諭（当該校１年１組担任。以下「教員Ａ」という。）ヒアリング
令和５年 12 月 13 日	第 10 回委員会開催、[redacted]講師（当該校１年３組担任。以下「教員Ｃ」という。）ヒアリング
令和５年 12 月 25 日	第 11 回委員会開催
令和６年１月 10 日	第 12 回委員会開催
令和６年１月 24 日	第 13 回委員会開催、[redacted]学年総務（当該校１年生学年総務。＊以下「学年主任」という。）ヒアリング
令和６年２月５日	第 14 回委員会開催
令和６年２月 14 日	第 15 回委員会開催
令和６年３月 15 日	第 16 回委員会開催
令和６年４月２日	第 17 回委員会開催、[redacted]教諭（1 年 2 組担任。以下「教員Ｂ」という。）ヒアリング
令和６年４月 17 日	第 18 回委員会開催
令和６年４月 22 日	第 19 回委員会開催、関係児童生徒保護者ヒアリング
令和６年５月８日	第 20 回委員会開催
令和６年５月 20 日	第 21 回委員会開催
令和６年６月６日	第 22 回委員会開催
令和６年６月 27 日	第 23 回委員会開催
令和６年７月 11 日	第 24 回委員会開催、[redacted]校長（当該校校長。以下「校長」という。）ヒアリング
令和６年７月 17 日	第 25 回委員会開催
令和６年７月 31 日	第 26 回委員会開催
令和６年８月８日	第 27 回委員会開催、関係児童生徒ヒアリング（両親及び代理人同席）
令和６年８月 19 日	第 28 回委員会開催

令和６年９月２日	第29回委員会開催
令和６年９月12日	第30回委員会開催
令和６年９月30日	第31回委員会開催、[redacted]区担当主事（区担当主事。以下「区担当主事Ａ」という。）ヒアリング
令和６年10月15日	第32回委員会開催
令和６年10月19日	現地調査、[redacted]及び[redacted]ヒアリング（参考児童生徒２名。共に保護者１名ずつ同席。）
令和６年10月30日	第33回委員会開催
令和６年11月18日	第34回委員会開催
令和６年12月２日	第35回委員会開催
令和６年12月20日	第36回委員会開催
令和６年12月23日	対象児童生徒ヒアリング（両親及び代理人同席）
令和７年１月８日	第37回委員会開催
令和７年１月27日	第38回委員会開催
令和７年２月13日	第39回委員会開催
令和７年２月26日	第40回委員会開催
令和７年３月８日	第41回委員会開催
令和７年３月24日	第42回委員会開催
令和７年４月９日	第43回委員会開催
令和７年４月21日	第44回委員会開催
令和７年４月23日	対象児童生徒と面談（両親及び代理人同席）
令和７年５月14日	第45回委員会開催
令和７年６月２日	第46回委員会開催
令和７年６月16日	第47回委員会開催

＊学校教育法施行規則上の「学年主任」に該当する役職について、当該校では「学年総務」の呼称が用いられていた（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（主任制度関係）　昭和51年１月13日　文初地136」参照）。

第２　調査概要

１　調査期間

令和５年７月18日から令和７年６月19日まで。

２　調査方法

追加調査委員会は、次の方法により調査を実施した。

（１）資料の収集・検証

追加調査委員会は、当該校、神戸市教育委員会及び原調査委員会から本件事案に関する資料提供を受けた。これら資料の中には原調査委員会が入手していたものも含まれるが、追加調査委員会が新たに入手したものが多く含まれる。

（２）当事者からの提供資料の検証

追加調査委員会は、対象児童生徒及び関係児童生徒から追加調査委員会に提出された資料について検証を行った。

（３）ヒアリング

追加調査委員会は、上記のとおり当事者及び関係者に対してヒアリングを行った。

（４）神戸市教育委員会及び法務専門官への取材

中野委員より神戸市教育委員会及び令和元年当時の担当法務専門官であった弁護士１名に対して下記の日程・方法による取材を行った。令和７年５月16日のみ石田副委員長が同席している。

記

取材年月日	取材対象	取材方法
令和６年11月19日	神戸市教育委員会における追加調査委員会事務局担当者であった指導主事（児童生徒課）（以下「担当主事Ｂ」という。）	訪問取材（神戸市教育委員会の機構等）
令和７年１月７日	担当主事Ｂ	電話取材
令和７年１月23日	担当主事Ｂ	電話取材
令和７年１月27日	担当主事Ｂ	電話取材
令和７年２月12日	担当主事Ｂ	電話取材
令和７年２月26日	担当主事Ｂ	電話取材
令和７年３月５日	担当主事Ｂ 令和元年当時の法務専門官弁護士	訪問取材
令和７年３月12日	区担当主事Ａ（教職員人事課課長） 担当主事Ｂ	訪問取材
令和７年３月12日	担当主事Ｂ 健康教育課学校保健係係長（係長Ｃ）	訪問取材
令和７年３月19日	区担当主事Ａ	電話取材
令和７年５月16日	区担当主事Ａ	訪問取材

第３　対象児童生徒側への中間報告

上記記載のほか、松本委員長及び石田副委員長より（令和７年４月23日のみ追加調査委員会全員同席）対象児童生徒、同保護者及び対象児童生徒代理人に対して、令和６年２月７日及び同年11月22日及びに令和７年４月23日に調査の経緯に関する中間報告を行った。

ただし調査の内容については中間報告では説明せず、ヒアリング内容その他の資料の証拠価値、事実認定とその評価等について追加調査委員会内で討議を重ね心証形成が概ねなされるまで中途半端に開示することはしなかった。

第４　対象児童生徒側、関係児童生徒側への最終報告

令和７年６月12日には対象児童生徒、両親、代理人弁護士３名に、同月14日には関係児童生徒の両親、代理人弁護士２名に面談し調査報告書案を交付して説明と意見交換を行った（説明員は前者が松本委員長及び石田副委員長、後者が前記両名と中野委員）。対象児童生徒側は調査報告書の公表を希望した。

第４章　事案の経過

対象児童生徒の当該小学校入学から追加調査委員会設置までの概要をここに記述する。なお、本章では資料から容易に認定できる事実及び、関係者間で争いが無いと思われる事実を端的に記載するにとどめ、追加調査委員会による「いじめ」の認定は第５章で、「重大事態」の認定と「いじめ」との関連性の評価については第６章以降に述べる。

第１　当事者

対象児童生徒及び関係児童生徒は共に平成 18 年 10 月生まれの男児である。

第２　当該小学校での経過

１　当該小学校への入学と両者の面識

対象児童生徒及び関係児童生徒は共に平成 25 年 4 月に当該小学校に入学した。

両者は小学校入学前には面識がなく、具体的な面識を持つようになったのは対象児童生徒が小学 2 年生の時に関係児童生徒と同じ学外のサッカーチームに入部して以降である。

２　当該小学校での歯の損傷

対象児童生徒は、小学 1 年生乃至小学 2 年生頃に鬼ごっこをしていて足がひっかかり転倒し、顔面を地面で打って前歯を損傷したことがある。損傷した前歯は治療されたが、その後、対象児童生徒が小学 3 年生乃至小学 4 年生の頃に友人の頭に当該前歯が接触して破折した。

なお、当該小学校での歯の損傷には関係児童生徒は関与していないものと思われる（対象児童生徒側より関係児童生徒が関与していたとの主張はなく、各資料からも関係児童生徒が関与していたとの事実は読み取れない。）。

３　小学３年次

（１）同クラス在籍

対象児童生徒及び関係児童生徒は、小学 3 年次に同じクラスとなった。

（２）いじめアンケート

ア　追加調査委員会は、対象児童生徒が当該小学校 3 年時に回答したいじめアンケートを 2 通原調査委員会から引き継いだが、同年度 3 学期分のアンケートは未収集である。

イ　対象児童生徒は、小学校 3 年時の 1 学期に行われた、同年 4 月からの出来事を問ういじめアンケートに対して次のとおり回答している。

問	答	その他記載

①先生や、大人がいないところで、イヤなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ある まだ続けてされている	[redacted]が（関係児童生徒名）
②友だちから「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ある 1、2回	
③あそぶときなど、なかまはずれにされたり、友だちから、無視されたりしたことがありますか。	ある まだ続けてされている	[redacted]に（関係児童生徒以外の児童名）
④くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
⑤わけもなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか。	ある まだ続けてされている	[redacted]に（関係児童生徒名）
⑥自分の持ちものを、かくされたことがありますか。	ない	
⑦むりやり、「お金を出せ」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
⑧自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	
⑨お金をとったり、なぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる、犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
⑩この他に、先生に知っていてほしいことはありますか。	ない	

ウ　対象児童生徒は、同年 9 月からの出来事を問ういじめアンケートには下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
①先生や、大人がいないところで、イヤなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	
②友だちから「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
③あそぶときなど、なかまはずれにされたり、友だちから、無視されたりしたことがありますか。	ある 1、2回	
④くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
⑤わけもなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか。	1、2回	

⑥自分の持ちものを、かくされたことがありますか。	ある まだ続けてされている	名前（[redacted]） （関係児童生徒以外の児童名）
⑦むりやり、「お金を出せ」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
⑧自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	
⑨お金をとったり、なぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる、犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
⑩自分には、よいところがありますか。	すこしある	
⑪この他に、先生に知っていてほしいことはありますか。	ない	

エ　後述のとおり、対象児童生徒は小学 4 年時以降もいじめアンケートに回答しているが、アンケート中に他の児童の氏名を記入したのは小学 3 年次のアンケートのみである。

4　小学４年次

（1）平成２８年１０月２８日の出来事

ア　対象児童生徒及び関係児童生徒は、当該小学校 4 年次に同クラスであった。当該小学校の平成 28 年 10 月分の生徒指導の記録（問題行動）には、下記記載がある。

記

項目：暴力行為（管理下生徒間）いじめ

児童生徒名：関係児童生徒

学年性別：4 男

日付：10／28

問題行動等の概要：体育の時間、ルールについて口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。

イ　また、当該小学校の平成 28 年 11 月 2 日を報告日とする生徒指導の記録（いじめ関係）にも下記記載がある。

記

問題行動の種類：生徒間暴力

学校が認知した日：10／28

対応のきっかけ：イ（現在の状況：いじめが解消しているもの）

被害児童生徒：4男　対象児童生徒

関係児童生徒：4男　関係児童生徒

問題の概要と対応：体育の時間、対象児童生徒がルールを守らなかったと関係児童生徒と口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。

認知した後の状況：ロ（現在の状況：一定の解消が図られたが、継続支援中のもの）

（2）　いじめアンケート

ア　追加調査委員会は、対象児童生徒が当該小学校 4 年時に回答した学校生活アンケート 2 通を原調査委員会から引き継いだが、同年度 1 学期分のアンケートは未収集である。

イ　対象児童生徒は、小学 4 年の 2 学期の学校生活アンケート（「2 学期、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 11 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう。」とするもので、質問は小学 3 年生の 9 月からのことを問うアンケートと同じ）に対して、1 から 8 及び 11 は「ない」、9 は「知っていた」、10 は「たくさんある」と回答している。

ウ　対象児童生徒は、小学 4 年の 3 学期の学校生活アンケート（「3 学期の学校生活で、1 から 11 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう。」とするもの）に 2 学期と同じ回答をしている。

5　小学５年次

（1）別クラスとなる経緯

原調査委員会が、当該小学校 5、6 年次の対象児童生徒及び関係児童生徒の担任からそれぞれ聴き取ったところによると、対象児童生徒及び関係児童生徒が小学 5 年生に昇級する直前、当該小学校の教員間では「ちょっとした言い合いからトラブルになる、相性が悪い、喧嘩になってしまう、クラスを離した方がよい」との引継ぎが行われ、対象児童生徒及び関係児童生徒は小学 5 年生以降は別クラスとなった。なお、当該小学校 5、6 年次の関係児童生徒の担任は、同じ内容を中学校に引き継いだ旨、述べている。

（2）学校生活アンケート

ア　追加調査委員会は、対象児童生徒が当該小学校 5 年時に回答した学校生活アンケート 3 通を原調査委員会から引き継いだ。

イ　対象児童生徒は、当該小学校 5 年時の 1 学期に実施された学校生活アンケート（「今年の 4 月から、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 12 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	

2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ある まだ続けてされている	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	ない	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	
9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	たくさんある	
11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	たくさんある	
12　この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	ない	

ウ　対象児童生徒は、当該小学校 5 年時の 2 学期に実施された学校生活アンケート（「2学期、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 12 をよんで、あてはまるものに〇をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	
2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ある 1、2 回	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	ない	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	（印刷が薄く読み取れない）	
9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	すこしある	

11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	すこしある	
12　この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	ない	

エ　対象児童生徒は、当該小学校 5 年時の 3 学期に実施された学校生活アンケート（「3学期、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 12 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	
2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	（印刷が薄く読み取れない）	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ある 1、2 回	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	（印刷が薄く読み取れない）	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	
9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	たくさんある	
11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	あまりない	
12　この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	ない	

6　小学６年次

（１）学校生活アンケート

ア　追加調査委員会は、対象児童生徒が当該小学校 6 年時に回答した学校生活アンケート 3 通を原調査委員会から引き継いだ。

イ　対象児童生徒は、当該小学校 6 年時の 6 月に実施された学校生活アンケート（「今年の 4 月から、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 12 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載

1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	
2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ない	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	ない	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	
9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	たくさんある	
11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	あまりない	
12 この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	（記載なし）	

ウ　対象児童生徒は、当該小学校6年時の2学期に実施された校生活アンケート（「9月から、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1から12をよんで、あてはまるものに○をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ない	
2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ある 1、2回	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	ない	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	ない	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	ない	

9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	すこしある	
11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	あまりない	
12　この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	（記載なし）	

エ　対象児童生徒は、当該小学校 6 年時の 3 学期に実施された学校生活アンケート（「1月から、つぎのようないやなことをされたことがありますか。1 から 12 をよんで、あてはまるものに○をつけましょう」とするもの）に下記のとおり回答している。

問	答	その他記載
1　先生や大人がいないところで、いやなことを言われたり、悪口を言われたりしたことがありますか。	ある 1、2 回	
2　友達から「かたづけておけ」など、仕事を命令されたことがありますか。	ない	
3　遊ぶときに仲間外れにされたり、友達から無視をされたりしたことがありますか。	ない	
4　くばったプリントや、給食をうけとってもらえなかったことがありますか。	ない	
5　わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。	ある 1、2 回	
6 自分の持ち物をかくされたことがありますか。	ない	
7 むりやり「お金を出せ。」とおごらされたり、とられたりしたことがありますか。	（印刷が薄く読み取れない）	
8 自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありましたか。	（印刷が薄く読み取れない）	
9 お金をとったり、人をなぐったり、ものをとったりするとおまわりさんにつれていかれる犯罪なのだということを知っていましたか。	知っていた	
10 自分には、よいところがありますか。	すこしある	
11 だれかに褒めてもらったり、ありがとうと言ってもらえたりすることはありますか。	（印刷が薄く読み取れない）	
12　この他に、先生に知っておいてほしいことがあれば下の□の中に書きましょう。	（記載なし）	

（2）対象児童生徒の体格

小学 6 年生の 4 月（平成 30 年 4 月）時点における対象児童生徒の身長は 134.1ｃｍ、体重は 30．2ｋｇであった。

（３）平成３１年２月２５日の出来事（冬季野外活動）

ア　当該小学校の平成 31 年 2 月分の生徒指導の記録（問題行動）には、下記記載がある。

記

項目：暴力行為（管理下生徒間）いじめ
児童生徒名：関係児童生徒
学年性別：6 男
日付：25
問題行動等の概要：冬季野外活動の雪遊び中、後ろから雪玉が当たった。振り返ると対象児童生徒（6 男）が雪玉を手にして笑っていた。関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押し付けたり、木の棒で腰をつついたりした。「きもい」とも言った。

項目：暴力行為（管理下生徒間）いじめ
児童生徒名：対象児童生徒
学年性別：6 男
日付：25
問題行動等の概要：冬季野外活動の雪遊び中、関係児童生徒（6 男）が対象児童生徒に雪を後ろから当てられたと近づいてきた。関係児童生徒に雪を顔に押し付けられたり、木の棒で腰をつつかれたりして、対象児童生徒が関係児童生徒に雪を投げ返した。

イ　また、当該小学校の平成 30 年度 2 月分の生徒指導の記録（いじめ関係）にも下記記載がある。

記

問題行動の種類：生徒間暴力
学校が認知した日：2／25
対応のきっかけ：イ
認知指導後の状況：ロ
被害児童生徒：6 男　対象児童生徒
関係児童生徒：6 男　関係児童生徒
問題の概要：冬季野外活動の雪遊び中、後ろから雪玉が当たった。振り返ると対象児童生徒（6 男）が雪玉を手にして笑っていた。関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押し付けたり、木の棒で腰をつついたりした。「きもい」とも言った。

問題行動の種類：生徒間暴力

学校が認知した日：2／25
対応のきっかけ：イ
認知指導後の状況：ロ
被害児童生徒：6 男　関係児童生徒
関係児童生徒：6 男　対象児童生徒
問題の概要：冬季野外活動の雪遊び中、関係児童生徒（6 男）が対象児童生徒に雪を後ろから当てられたと近づいてきた。関係児童生徒に雪を顔に押し付けられたり、木の棒で腰をつつかれたりして、対象児童生徒が関係児童生徒に雪を投げ返した。

（４）平成３１年３月１１日の出来事（学年サッカー大会）

ア　当該小学校の平成 30 年度 3 月分の生徒指導の記録（問題行動）には、下記記載がある。

記

項目：暴力行為（管理下生徒間）いじめ
児童生徒名：関係児童生徒
学年性別：6 男
日付：11
問題行動等の概要：学年サッカー大会で、対象児童生徒（6 男）が関係児童生徒のプレーを見て、口出しをしながら試合中のコートに入ってきた。関係児童生徒は対象児童生徒を蹴った。

項目：いじめ
児童生徒名：対象児童生徒
学年性別：6 男
日付：11
問題行動等の概要：学年サッカー大会で、試合中のコートに入り、関係児童生徒（6 男）のプレーに口出しをした。

イ　また、当該小学校の平成 30 年度 3 月分の生徒指導の記録（いじめ関係）にも下記記載がある。

記

問題行動の概要：生徒間暴力
学校が認知した日：3／11
対応のきっかけ：イ
認知指導後の状況：ロ

被害児童生徒：6 男　対象児童生徒
関係児童生徒：6 男　関係児童生徒
問題の概要：学年サッカー大会で、対象児童生徒が関係児童生徒のプレーを見て、口出しをしながら試合中のコートに入ってきた。関係児童生徒は対象児童生徒を蹴った。

問題行動の概要：暴力・恐喝以外
学校が認知した日：3／11
対応のきっかけ：イ
認知指導後の状況：ロ
被害児童生徒：6 男　関係児童生徒
関係児童生徒：6 男　対象児童生徒
問題の概要：学年サッカー大会で、試合中のコートに入り、関係児童生徒のプレーに口出しをした。

7　当該小学校と当該校の引継ぎ

同月（平成 31 年 3 月）、当該校からは 3 名の教員が当該小学校と[redacted]小学校に分かれて引継ぎを受けに行った。

当該小学校から当該校へ渡された対象児童生徒及び関係児童生徒に関する引継ぎ資料には、下記の記載があった。

関係児童生徒	対象児童生徒× 対象児童生徒とはとことんケンカしていた。雪を後ろから投げつけられたと勘違いしやり返したが、事実がわかっても謝罪せず時間を置いてから「明日なら謝れる」といい、ようやく謝罪した。
対象児童生徒	関係児童生徒と×× [redacted]は親同士が言い合いになったことがあるので離す。 親要注意。学校に色々言ってくる。本人はちょっかいかけのいらんことし。すぐ反応し集中力ない。周りにいらんことしてトラブル。周りからちょっとうっとおしがられる。

8　サッカーチームでの交流

なお、対象児童生徒及び関係児童生徒は共に、学外のサッカーチームに当該小学校卒業まで在籍していた。

第３　当該校での経過

１　当該校への入学

対象児童生徒及び関係児童生徒は、平成 31 年 4 月に当該校に入学した。当時の当該校校長は[redacted]校長（以下「校長」という。）、教頭は[redacted]教頭（以下「教頭」という。）、1 年生の学年総務は[redacted]教諭（以下第 3 章の記載に基づき「学年主任」という。）、1 年生の生徒指導担当は[redacted]教諭（以下「教員Ａ」という。）であった。

対象児童生徒は 1 年 2 組（担任は[redacted]教諭、以下「教員Ｂ」という。）、関係児童生徒は 1 年 3 組（担任は[redacted]講師、以下「教員Ｃ」という。）となった。

また、対象児童生徒は陸上競技部（令和元年度の顧問は教員Ａ。）に入部した。関係児童生徒は学内部活には入部せず、学外のサッカークラブで活動していた。

当該校入学当時の平成 31 年 4 月 10 日付で対象児童生徒の保護者が作成した対象児童生徒の保険調査票には、「かかりつけの医師名または受診を希望する病院名」欄の「整形外科」及び「内科」に[redacted]病院（以下「Ａ病院」という。）の記載がある。Ａ病院は、病床数[redacted]床、うち一般病床[redacted]床で、当該校からの車道距離は約 700 メートルの場所にあり、内科、外科、整形外科、眼科、小児科等の診療科を有する総合病院である。

２　令和元年６月３日（転倒事案発生日）

（１）いじめに関するアンケート

令和元年 6 月 3 日（月）1 時限目前（午前 8 時 50 分より前）にいじめに関するアンケートが行われた。同アンケートは、「このアンケートは、みなさんと一緒に楽しい学校生活を作りあげていくためのものです。答えには正解も不正解もありません。質問には、率直な気持ちで正直に答えてください。4 月～今日までのことについて答えてください。」として下記質問への回答を求めるもので、対象児童生徒の回答は以下の通りであった。

	問	答
1. 自分に当てはまるときには○を、あてはまらないときには×をつけてください。		
1	学校に行きたくない日がある。	×
2	自分の持ち物が無くなったり、壊れたり、落書きをされたりしていることがある。	×
3	友だちにお金を貸したり、あげたりすることがある。	×
4	話しかけたときに避けられたり、無視されたりすることがある。	×
5	間違ったり失敗したりすると、笑われたりすることがある。	×
6	遊びに加えてもらえないことがある。	×
7	係の仕事や掃除を押しつけられることがある。	×
8	悪口や嫌なことを言われることがある。	×
9	わけもなく、たたかれたり、けられたり、押されたりすることがある。	○

10	傷つくメールが送られてきたり、ネットに書き込まれたりしたことがある。	×
11	人のものを勝手に使うときがある。	○
12	友だちのお金やものを借りたままにしていることがある。	×
13	友だちをからかうことがある。	○
14	友だちが嫌がるようなことを書いたメモを回したことがある。	○
15	「○○さんと遊ぶのをやめよう」などと仲間はずれにすることを話し合ったことがある。	×
16	1～15について、友だちがやっていたり、話していたりしたのを聞いたことがある。	×
2. 当てはまるものに○をつけてください。		
1	あなたの友だちでいじめのためにつらい気持ちで生活している人はいますか。	ない
2	あなたは今、不安なことや悩んでいることがありますか。	ない

（２）転倒事案の発生

ア　令和元年６月３日当時、当該校１年生の教室は、Ｂ棟校舎３階にあった。転倒事案の現場となった渡り廊下はＢ棟校舎３階とＡ棟校舎３階をつなぐもので、柱、床面から高さ約124cmのフェンス、床面から高さ約87.5cmの手すり及び床面から高さ約77cmのアクリル板がある他には壁面はない。

イ　同日午前８時50分から午前９時40分までの１時限目が終了した後、10分間の休み時間中であった午前９時45分頃に転倒事案が発生した。

ウ　現場近くにいた生徒から連絡を受けた教員Ａが、現場に駆け付けたところ、対象児童生徒は渡り廊下途中で蹲っていた。

教員Ａは対象児童生徒と共にＡ棟校舎に入って階段を降り、同校舎２階にある保健室に向かった。対象児童生徒は出血している口を押さえながら独歩で保健室に入った。

エ　保健室で対応した[redacted]養護教諭（以下「養護主幹教諭」という。）が作成した資料には以下の趣旨の記載がある。

対象児童生徒の口唇の止血と、左目下付近が腫れてきたため顔面のアイシングを行った。養護主幹教諭が対象児童生徒に「どうしたの」と聞くと対象児童生徒は「わからへん」「覚えてへん」「なんでここにおるん」と繰り返し、「どこが痛い？」という質問には口のあたりを指した。養護主幹教諭は、対象児童生徒に頭痛や嘔吐、ふらつきはなく、手足の動きは正常であることを確認した。

対象児童生徒は口を痛そうにして「歯はある？」と歯のことを聞いてきた。

対象児童生徒から受傷契機を聞き取ることが困難であったため、養護主幹教諭は教員Ａに対し、周囲にいた生徒らから話を聞くよう指示した。

教室内にいた教員Ｂは、対象児童生徒が怪我をしたと聞いて保健室に向かった。教員Ｂが対象児童生徒に「大丈夫？」と問いかけると、対象児童生徒はやはり「なんでここにおるん」「わからん」「歯はある？」と繰り返した。対象児童生徒は「歯がなくなったらお母さんに怒られるねん」「前にもぶつけて、歯を折って怒られたから（歯があって）よかったあ」などと述べ、歯のことをしきりに気にしていた。

養護主幹教諭は、教員Ｂが対象児童生徒の様子を見ている間に職員室に向かい、職員室にいた教頭に「対象児童生徒が休み時間に渡り廊下を走っていて横の手すりに顔をぶつけたようで、腫れが出ているので病院に連れていきたい」と報告し、教頭と共に保健室に戻った。

養護主幹教諭は、対象児童生徒の保険調査票に記載があったＡ病院に、「顔面を打撲して目の下のほほのあたりが腫れているので診てもらえないか」と電話連絡したところ、同病院からは「整形外科の医師は不在で、外科の対応になる」との回答があった。

教員Ｂは午前９時55分頃に対象児童生徒の母親に電話連絡し、養護主幹教諭は午前10時頃にタクシーを呼んで対象児童生徒とともにＡ病院に向かった。タクシーが遅れたため、同病院には午前10時20分頃の到着となった。

対象児童生徒の母も、電話連絡を受けた当初は対象児童生徒の妹のピアノのため少し遅れると述べていたが、妹のピアノは祖母にお願いしたと言って、問診票記入途中の午前10時30分頃には同病院に駆け付けた。

対象児童生徒は、Ａ病院で初めに総合診療科の診察を受け、養護主幹教諭が「走っていて手すりに顔を強く打ち付けている可能性があり、記憶が飛んでいるようなので詳しく見てほしい」と医師に伝え、同日ＣＴ検査を受けたが、診察の結果は「骨折はなく、顔面の打撲」であった。

総合診療科の診察が終わった後、養護主幹教諭が医師に「目の方も心配だ」と伝えると、同病院の眼科の診察も受けることになり、眼科の診察を待っている間に教員ＢがＡ病院に到着した。

教員Ｂは昼食指導のため当該校に戻り、対象児童生徒らが眼科で散瞳検査を待っていた午後12時50分頃、当該学年の副担任であった[redacted]教諭（以下「教員Ｄ」という。）がＡ病院に到着した。眼科での診断結果は、左眼の網膜が薄くなっている箇所があり、剥離を起こす可能性があるため経過を見る必要があるというものであった。

当該校教諭は複数の生徒から転倒事案について事情を聞き（生徒氏名は不明）、同日２時限目（午前９時50分から午前10時40分）乃至３時限目の授業時間中、教員Ａと教員Ｃが関係児童生徒に転倒事案について尋ねると、関係児童生徒は対象児童生徒が走ってき

たのを見て、足を出せば止まるかと思い足を出したことは認めたが、具体的にどうなったかははっきり覚えていないと回答した。

午後1時20分頃、学年主任から関係児童生徒の母へ連絡を入れるもつながらなかった。

午後2時頃、A病院での診察を終えた対象児童生徒、対象児童生徒母及び養護主幹教諭は対象児童生徒母の自家用車で当該校へ戻った。

養護主幹教諭が事前に教頭に学校に戻る旨連絡をしており、当該校では教頭及び学年主任が対象児童生徒らを正門で出迎えた。対象児童生徒は当該校で荷物を取って帰宅する予定であり、すでに荷物は用意されていたが、学年主任が対象児童生徒の母に対して「当事者の指導をすぐにさせてほしい」と依頼し対象児童生徒の母がこれを承諾したため（ただし、承諾の有無については争いがある）、学年主任及び教員Dが関係児童生徒、参考児童生徒2名（転倒事案現場にいた生徒）を保健室に呼んで対象児童生徒の前で話をした。学年主任は、参考児童生徒2名に対しては、身体接触するような遊びをしたことが引き金になったこと、逃げたり追いかけたりしてはいけないこと等を指導し、関係児童生徒には危険行為をしたこと、その結果病院搬送を要する怪我をさせたことを理解するよう指導し、それぞれ対象児童生徒に対し謝罪した。対象児童生徒も自分が走ったことが悪いと発言した。それを受けて学年主任は、この時点で皆を呼んだのは謝って終わりにするためではないこと、それぞれの間違いが重なってこの事態になったことを重く受け止めること、今後同様のことが起こらないようにするために呼んだことを4人の生徒に対し説諭した。そして、対象児童生徒を母親に引渡し、指導内容を伝達した。

対象児童生徒側は、令和3年10月20日付「要請書」において、関係児童生徒らからの謝罪のタイミングについて、令和元年6月3日当時、対象児童生徒の母がA病院から養護主幹教諭を当該校に送り届けるため及び対象児童生徒の荷物を受け取るために対象児童生徒と共に自家用車で当該校に寄ったところ、学年主任から突然関係児童生徒らから謝罪をさせたい旨申し出があり、対象児童生徒の母は当日に謝罪を行わせなければならないのかと疑問に思いながら「今ですか？（対象児童生徒は）寝てますけど、1人で歩けないし今じゃないとだめですか？」と一旦拒否したものの、学年主任が「支えますから！」と言って自家用車の扉を開け、対象児童生徒を無理やり連れて行ったと記載している。

3　令和元年6月4日以降の経過

令和元年6月4日

対象児童生徒が[redacted]病院（以下「Ｂ病院」という。）を受診し、ＭＲＩ検査を受ける。脳挫傷及び骨折は認められず、下顎付近の痛みは皮下出血によるもので、脳外科としては特に問題なく経過観察とされる。

令和元年６月７日

学年主任が学年保護者会において、「ある２人が身体接触を伴う遊びをしていた。その後、逃げる追いかけるの関係が生まれ、関係のない通りがかった生徒に【追いかけて捕まえて】という発言をした。それを受けて渡り廊下を走って追いかけた生徒に出くわした生徒が足を出した。追いかけている子はよけようとしながら走ったが、その子の足に当たり勢いをつけて顔からこけてしまった。保健室で見た顔は目が大きく腫れており青ざめるほどでした。すぐに病院に診察に行き、目に異常はなく治るケガで済んだときはホッとした。保護者がお互いの子供のことを考えて指導や謝罪をしてくれた。」旨の発言を行う。

その後、作成日付は不明であるが、後述の同月21日から実施された家庭訪問に用いる資料として「先日の学年保護者会の中で誤解を招くような発言がありました件で参りました。６月３日に起こりました重大事故の説明の中で、不適切な発言があり、誤解を招いてしまったことは本当に申し訳ございません」と記載された資料が当該校により作成された。同資料中には、転倒事案について、「渡り廊下を走っている生徒に故意に足を出し、その足を上げひっかけるという危険な行為がありました」との記載がある。

令和元年６月21日

放課後、学年主任が６月７日保護者会に参加していた家庭を中心に、学年保護者会で転倒事案について話した内容について修正する家庭訪問を開始する。

令和元年６月24日

対象児童生徒が[redacted]病院（以下「Ｃ病院」という。）を受診する。矯正視力は両眼１．５、眼圧は21ｍｍＨｇで左眼球打撲傷との診断がされた。

当該校は令和元年６月21日に引き続き家庭訪問を行う。

令和元年６月25日

対象児童生徒がスクールカウンセラーのカウンセリングを受ける。

令和元年７月１日

対象児童生徒がスクールカウンセラーのカウンセリングを受ける。

なお、その後は夏休み中の同月30日にスクールカウンセラーのカウンセリングを予定していたが当日キャンセルしている。

令和元年７月３日

当該校から教育長宛に転倒事案について「幼児・児童生徒事故報告書」が提出される。同報告書中には、「その場に居合わせた生徒が対象児童生徒の走路を妨害しようと意図的に足を出し、その足を上げてひっかけた。」との記載がある。

令元年７月４日

Ａ病院から[redacted]（以下「Ｄ病院」という。）精神科に対して、対象児童生徒の診断名を心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）とする紹介状が出される。

令和元年７月 17 日

対象児童生徒が両親とともにＤ病院精神科を受診する。対象児童生徒は途中で一旦退室し、まずは主に対象児童生徒の両親のみで同科医師に事故状況や、当初は対象児童生徒の母も「走ったのは対象児童生徒だし」、と思っていたがケガが大きく、対象児童生徒は転倒事案により大きな影響を受けているのに関係児童生徒らは普段通りにしていることに怒りが増してきたこと、学校の対応もいまいちと感じていることなどを説明する。同日付の同病院から照会元のＡ病院への経過報告書には「侵入症状、回避、健忘、過覚醒、抑うつ気分が確認されました」「急性ストレス障害からＰＴＳＤへの移行期と考えられます」との記載がある。

医師は同日、対象児童生徒両親に「急性ストレス障害からＰＴＳＤに移行しかけている状態」と判断したこと及び経過と対応の一般的説明を行う。同日はその後、対象児童生徒のみの診察を経て、対象児童生徒は両親と３人で医師から「現状は異常な事態に対する正常な反応である。今は無理をする必要はなく再演も避けるべき」との説明を受ける。同日 20 時頃に対象児童生徒保護者が学校を訪問し、対象児童生徒のＰＴＳＤが慢性化していると伝えた旨学校作成と思われる記録がある。

なお、令和元年７月 17 日時点における対象児童生徒の身長は 140．０ｃｍ、体重は 33．２ｋｇであった。

令和元年７月 26 日

当該校から神戸市教育委員会宛に「災害報告書」が提出される。同報告書には以下の記載がある。

記

被災児童生徒等：対象児童生徒

災害発生の日時：令和元年６月３日（月曜日）午前９時 45 分

災害発生の場所：学校内・校舎内　廊下

災害発生の場合：休憩時間　休憩時間中

負傷部位：眼部

災害発生の状況

概要：第１校時終了後の休み時間、友達数人と廊下で追いかけっこをしていて、走って追いかけていた本人の前に、渡り廊下にいた友達が急に足を出した。本人は、それに引っかかり、走っていて勢いがあったため、吹っ飛び、渡り廊下の手すりに左顔面および左手を強く打ち付け負傷した。

応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して学校側のとった措置状況：
すぐに、保健室に運び、受傷部分を確認し、冷やすとともに骨折も疑われたため、保護者に連絡し、病院に運んだ。
その他参考となる事項：翌日、事故当日の記憶があいまいなため、脳神経外科のあるＢ病院を受診した。その後、夜眠れない、急に飛び起きるなどの症状が現れてきたため、6月8日Ａ病院小児科を受診、同日整形外科で左手も見てもらった。また、6月24日Ａ病院眼科医師の紹介で、Ｃ病院を受診した。

以上

対象児童生徒の令和元年１学期の通知表によれば、対象児童生徒の１学期中の欠席は０日、遅刻６日、早退６日とされている。

しかしながら当該校作成と思われる資料によれば、毎日の記録では無いものの、実際には転倒事案後、令和元年度１学期中も欠席あるいは部活動のみ参加となったと思われる記載がある。

令和元年の月日	欠席等	資料中の記載内容
6月4日（火）	欠席	Ｂ病院受診 「翌日は学校に行ける予定」とあり、当日登校した旨の記載は無い。
6月5日（水）	遅刻	通院後６Ｐ遅刻登校。
6月19日（水）	遅刻	昨夜眠れず遅刻。
6月24日（月）	早退	
7月2日（火）	早退、放課後部活動参加	小児科に行くため早退。 診察後、放課後の部活動に参加する。
7月8日（月）	早退、部活動参加	保護者より朝から調子が悪い（吐き気がする）と連絡があり、少しでも不調を訴えたら早退させてくださいと言われる。２Ｐに早退。家で休み、調子がよくなったので部活動に参加。
7月9日（火）	欠席 部活動参加	
7月17日	記載無し（追加調査委員会注：欠席と思われる）	Ｄ病院精神科受診日。 「残り２日間休ませた方がよい。と言われ休ませる方向で。ただし、本人が自ら行きたいということであれば止める必要はない。」
7月18日（木）	放課後部活動のみ参加	
7月19日（金） １学期終業式の日	欠席 午後部活動参加	19日学校は休み、部活後、友人と担任と教室に行き荷物をまとめる。担任から通知表を渡し、談笑して帰る

当該校作成と思われる資料には、令和元年度夏休み中の部活動についても以下の通り欠席した旨の記載がある。ただし毎日の記録では無いため実際には欠席しているものの記載がない可能性がある。

令和元年の月日	部活動欠席状況	資料中の記載内容
7月20日（土）	部活欠席	
7月22日（月）	部活欠席	7月23日（火）の記載として、「終業式まで部活に行けていたが、次の日（土）（月）と部活に行けていない。不調を訴え、状態がとても悪い。よく聞くと、部活で2組と[redacted]組の[redacted]（以下「参考児童生徒B」という。）に学校に来てないのに部活だけしていることを言われたことが辛く、部活に行けなくなっている。些細な言葉も今は本人が耐えられない。
7月24日（水）	部活欠席	午前中D病院受診、午後は迷いながら部活を欠席することにした。
7月25日（木）	部活欠席	体調不良で部活欠席の連絡が入る。
8月31日（土）	陸上の記録会を見に来るが誰とも会わずに帰る。	9月4日に対象児童生徒母から聞いた内容として、8月31日は母が半ば強引に連れ出したが、陸上を見ても以前と違い全く興味を持たなかった。

令和元年8月28日

対象児童生徒がD病院から紹介を受けた[redacted]診療所（以下「E診療所」という。）を受診し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断を受ける。同診療所では、同日付けでPTSDのほかに統合失調症様反応、不眠症、冷え性、腹痛の診断名を保険病名としている。

令和元年9月27日

当該校から神戸市教育委員会宛「災害継続報告書」が提出される。同継続報告書中、「6月8日最初に受診したA病院で眼科受診した後、小児科に相談、診察を受け【心的外傷後ストレス障害】と診断された」旨の記載がある。

また、同日に当該校から独立行政法人日本スポーツ振興センターに「1年2組　対象児童生徒の災害報告書追記」が提出される。同報告書には、転倒事案発生後の対象児童生徒の各病院受診状況、令和元年7月には外傷後の心的ストレスが原因で学校生活ができない状態が続いており、同月には不眠の回数が増え、急に落ち込んだり、吐き気を訴え、吐くことが増えてきたこと、同月17日のD病院の受診で「無理をして登校すると症状がよくならない」と診断され、それ以降放課後登校することはあったが、朝からの登校はできていないこと、同年8、9月は放課後も含めて登校できておらず、同報告書追記の提出当時

は人と会うのを極端に避けていたり、食事が摂れない、無気力、不眠、気持ちの落ち込み、嘔吐、急に泣く等の深刻な状況となっている旨の記載がある。

対象児童生徒の令和元年9月の欠席日数は18日、同年10月の欠席日数は21日であり、その後も欠席が続き、平成31年度（令和元年度）の欠席合計は97とされている。

対象児童生徒の令和元年度2学期の通知表は無しとし、渡さないことで決定している。

令和2年1月7日

当該校から神戸市学校園安全互助会に転倒事案につき事故見舞金請求書が提出される。

令和2年2月6日

当該校で「いじめに関するアンケート」が行われた。同アンケートは、「このアンケートは、みなさんと一緒に楽しい学校生活を作りあげていくためのものです。答えには正解も不正解もありません。質問には、率直な気持ちで正直に答えてください。11月～今日までのことについて答えてください。」として下記質問への回答を求めるもので、対象児童生徒の回答は以下の通りであった。

	問	答
1. 自分に当てはまるときには○を、あてはまらないときには×をつけてください。		
1	学校に行きたくない日がある。	×
2	自分の持ち物が無くなったり、壊れたり、落書きをされたりしていることがある。	×
3	友だちにお金を貸したり、あげたりすることがある。	×
4	話しかけたときに避けられたり、無視されたりすることがある。	×
5	間違ったり失敗したりすると、笑われたりすることがある。	×
6	遊びに加えてもらえないことがある。	×
7	係の仕事や掃除を押しつけられることがある。	×
8	悪口や嫌なことを言われることがある。	×
9	わけもなく、たたかれたり、けられたり、押されたりすることがある。	×
10	傷つくメールが送られてきたり、ネットに書き込まれたりしたことがある。	×
11	人のものを勝手に使うときがある。	×
12	友だちのお金やものを借りたままにしていることがある。	×
13	友だちをからかうことがある。	×
14	友だちが嫌がるようなことを書いたメモを回したことがある。	×
15	「○○さんと遊ぶのをやめよう」などと仲間はずれにすることを話し合ったことがある。	×
16	1～15について、友だちがやっていたり、話していたりしたのを聞いたことがある。	×
2. 当てはまるものに○をつけてください。		
1	あなたの友だちでいじめのためにつらい気持ちで生活している人はいますか。	ない

2	あなたは今、不安なことや悩んでいることがありますか。	ない

ただし、「あなたは、今、不安なことや悩んでいることがありますか。」という質問には、「ある」に○をつけた後に「ない」に修正している。

令和２年３月 26 日

Ｅ診療所において、対象児童生徒のＷＩＳＣ－ＩＶ検査が行われた。ＦＳＩＱ96、言語理解 101、知覚推理 98. ワーキングメモリー91、処理速度 94 の結果であった。

令和２年３月 23 日から同月 30 日

当該校が関係児童生徒、参考児童生徒（転倒事案現場にいた生徒）１名から聞き取りを行う。

令和２年４月１日

当該校が参考児童生徒（担当事案現場にいた生徒）２名から聞き取りを行う。

令和２年４月２日

対象児童生徒及び関係児童生徒が当該校２年生に進級する。対象児童生徒は２年２組（担任は教員Ｂ）、関係児童生徒は２年３組（担任は[redacted]教諭）となる。対象児童生徒は引き続き陸上部に在籍している。

同日、対象児童生徒保護者から関係児童生徒による小学校時からのいじめに関すること及び小学校から中学校への引継ぎ資料に関する個人情報開示請求がなされ、対象物が同月 21 日に対象児童生徒保護者に開示される。

令和２年５月 25 日

対象児童生徒の保護者から当該校に対して、「転倒事案は小学校時代より関係児童生徒からいじめを受けていた中で起こり、対象児童生徒は現在もＰＴＳＤの症状が出るなど、大きな不安を持っている」との「要望書」が直接提出された（第１章参照）。

同日午前 10 時 25 分頃、当該校校長から神戸市教育委員会児童生徒課に対して「対象児童生徒の保護者が当該校に来校し、要望書を提出した」旨の電話連絡を行う。教育委員会における受電者は[redacted]主事であった。

令和２年５月 26 日

当該校が神戸市教育委員会に対して対象児童生徒を対象者とする「いじめ重大事態が疑われる事案の発生報告」を提出する。

同発生報告には、下記の記載がある。なお、同報告書式には報告日までの欠席日数を記載する欄があるが、欠席日数の記載は無く空欄である。

記

重大事態の種別：いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

重大事態の認定年月日：令和２年５月 25 日（月）
報告時点における重大事態が疑われる事案の概要：令和元年６月３日（月）９時 45 分ごろ、対象生徒は同級生数名と廊下で追いかけあいをしていた。追いかけていた対象生徒に対して、渡り廊下（3 階）にいた関係生徒が対象生徒の走路を妨害するために意図的に足を出し、その足を引っかけた。対象生徒は、バランスを崩し、渡り廊下の手すりに左顔面および左手を打ちつける負傷を負った。その後、事故に関して、対象生徒と関係生徒の保護者を交え対応を行ってきた。
同年７月、対象生徒の保護者より対象生徒が「心的外傷ストレス障害」になっているとの話があり、また、２学期より欠席が続いたため、当該生徒が通院しているＥ診療所と連携し、対象生徒および対象生徒の保護者に寄り添いながら、対応を進めてきた。
令和２年４月、対象生徒の保護者は、小学校時代より関係生徒からいじめを受けていたのではないかと思い、個人情報開示請求がなされ、いじめを確認された。それを受けて、５月 25 日（月）に対象生徒の保護者から学校に対し、昨年の事故は小学校時代より関係生徒からいじめを受けていた中で起こり、対象生徒は現在もＰＴＳＤの症状が出るなど、大きな不安を持っているとの要望書が提出されたため、重大事態として取り扱う事とした。

以上

令和２年５月 28 日
神戸市教育委員会児童生徒課が、同月 25 日の当該校からの電話連絡について「いじめによる重大事態が疑われる事案」とする書面を作成する。事案概要は上記「いじめ重大事態が疑われる事案の発生報告」と同様である。参考情報として、対象児童生徒が令和２年５月 21 日（木）と同月 28 日（木）の登校可能日には登校していることが記載されている。
令和２年６月
当該校が関係児童生徒及び参考児童生徒らから聞き取りを行う。
令和２年６月５日
対象児童生徒が両親同伴で「[redacted]クリニック（以下「Ｆクリニック」という。）高次脳機能外来」を受診する。同クリニックでは同月 16 日から同年７月 10 日にかけて神経心理学的検査が行われ、同年７月 27 日付で同クリニックの作業療法士から「疲れやすい状態で注意の持続が難しいことがすべての課題に影響しています。」との指摘がなされている。同クリニックでは軽度外傷による高次脳機能障害の診断がなされたが、診断日は不明である。

令和２年８月３日

関係児童生徒が代理人弁護士を立てる。

令和２年９月30日

Ｅ診療所の医師が「意見書」として、対象児童生徒が同診療所において治療中に同医師に語った被害内容をまとめる。「加害者からは、小学校の頃から、事あるごとに理由もなく身体を押したり突飛ばしたりされていた。」「昨年６月の事件当日、他児と追いかけ遊びをしていた時に、加害者が走っている本児の前に足を出した。一度は避けようとしたが、さらに足の高さを上げられたため避けきれず、本人は転倒し鉄棒で顔面を強打した。」「打撲時の記憶は断片的で、本人は解離状態に陥っており、スローモーションで転倒する自分の姿を見ているようだったという。」などの記載がある。

令和２年10月

対象児童生徒が神戸市立[redacted]中学校に転校。

令和２年12月10日

兵庫県[redacted]警察署から当該校に対して、転倒事案について関係児童生徒を行為者、対象児童生徒を負傷者とする「触法調査関係事項照会書」により学校内で行われた関係児童生徒の申し立て内容について回答を求める照会があった。当該校は、転倒事案発生当日の関係児童生徒からの「よく覚えていない」との聴取内容及び令和２年３月30日の聴取内容を回答した。

令和３年７月26日

対象児童生徒が代理人弁護士を立てる。

令和３年10月14日

原調査委員会から対象児童生徒側に対して調査報告書案の説明がなされる。

令和３年10月20日付

原調査委員会報告書案に関して、対象児童生徒及び対象児童生徒保護者が代理人を通じて事実認定の訂正を求める「要請書」を提出する。

令和３年11月12日

原調査委員会から関係児童生徒側に対して調査報告書案の説明がなされる。

令和３年11月22日付（同月26日教育委員会受領）

関係児童生徒父から原調査委員会に対して再度関係児童生徒側の意見を聞き取ってほしい、調査報告書の表現や記載を撤回してほしいとの上申書が提出される。

令和３年12月

対象児童生徒の妹が当該校から神戸市立[redacted]中学校へ転校する。

令和４年２月17日

原調査委員会による調査結果報告書が教育長に提出される。

令和4年2月22日付

対象児童生徒保護者から原調査委員会に対して「意見書」が提出される。

令和4年4月

対象児童生徒、関係児童生徒それぞれ別々の高校に入学。

令和4年5月18日

市長報告が行われる。

令和4年5月25日

神戸市教育委員会事務局児童生徒課から対象児童生徒代理人及び関係児童生徒代理人に対して原調査委員会報告書が送付される。

令和4年6月1日ないし同年11月30日

原調査委員会報告書の概要版が当該校及び当該小学校のホームページ上で公表される。

令和4年7月21日

関係児童生徒が総合運動公園で試合に出ていたところ、対象児童生徒がそのことを知り、対象児童生徒母が当該校に対して関係児童生徒を連れて帰ること及び学年総務か教頭に現場に来ることなどを求める電話連絡を行う。

令和4年8月28日

対象児童生徒が陸上部の活動として地区選手権大会に出場したところ、関係児童生徒も同大会に出場した。対象児童生徒は関係児童生徒も同大会に出場することを事前に認識していたが大会には出場したところ、対象児童生徒は大会当日に会場で意識を失い、救急車で搬送された。同日以降、対象児童生徒には健忘の症状が出現しているとの記載がある。

令和4年11月25日付

対象児童生徒及び対象児童生徒保護者の代理人弁護士から神戸市長に対して「再調査要請書」が提出される。

令和5年6月20日

追加調査委員会が設置される。

第５章　いじめの有無及び重大事態該当性について

第１　「いじめ」とは何か

１　「いじめ」の定義の変遷

学校教育現場における「いじめ」の定義はこれまで何度か変更されてきた。

昭和 61 年、文部省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の定義を、「この調査において、『いじめ』とは、『①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、④学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの』とする。」と定義した。

その後、学校が児童生徒間の「いじめ」を必ずしも全て把握できている訳ではないこと、「いじめ」が大人から見えないところで行われること、及び「いじめ」を被害者の立場に立って考えることの重要性が認識されるようになったことから、平成 6 年、文部省は「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の定義を、「この調査において、『いじめ』とは、『①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、 起こった場所は学校の内外を問わない。』とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」と定義した。

さらに、「いじめ」が必ずしも長期間に亘り継続的に行われるわけではないこと、一回の行為であっても被害者に深刻な影響を与えることがあること、必ずしも「いじめ」の加害者と被害者の間に力関係の不均衡があるとは限らないこと、「いじめ」の被害者と加害者の関係が固定されているとは限らず誰もが「いじめ」の被害者となり得ること、「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなくいじめられた被害者の立場に立って行うことが認識されるようになったことから、平成 18 年からは、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の定義から「継続的に」「一方的に」「深刻な」との文言が削除され、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されるに至った。つまり、「いじめ」を被害者側の精神的・身体的な苦痛の認知として捉え直すことで、児童生徒間の「いじめ」を認知しやすいようにしたのである。

いじめの定義が上記変遷を経ても、いじめを巡る問題がなお深刻化していたことを踏まえ、平成 25 年 6 月、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、同年 9 月 28 日に施行された。

2　法における「いじめ」の定義

法は、いじめが、いじめを受けた児童・生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達・成長及び人格の形成に重大な影響を与えること、また児童・生徒等の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、子どもの尊厳を守るため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を規定している。

法2条1項は「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定している。法における「いじめ」の定義は、昭和61年の「いじめ」の定義と比較すると、①行為についての継続性を要件としておらず1回の行為でも「いじめ」と捉える点、②被害者と加害者との間の力関係の差を要求しておらず「いじめ」がどの子にも起こりえるとしている点、③「攻撃」ではなく「心理的または物理的影響を与える行為」を「いじめ」と捉えている点、④学校が認知していなくとも「いじめ」となる点が特徴となっている。

3　行為の「いじめ」該当性を諮る要件

法11条を受け策定された「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改訂平成29年3月14日。以下「基本方針」という。）は、「いじめ」該当性の判断について、「いじめであるかどうかの判断については、表面的・形式的に判断するのではなく、あくまでも、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である」「この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である」旨指摘している。

上記を踏まえると、ある行為が「いじめ」に該当するか否かを判断する際には、「いじめ」に苦しんでいる子どもの立場に立って、その子どもの「傷つき」に着目して「いじめ」該当性を判断する必要があるといえる。また、法が「いじめ」が深刻化する前に早期に発見し、早期に対処することを目的としている点に鑑みると、「いじめ」の該当性の判断は法の文言に従って忠実に行うべきである。

この点、法の「いじめ」の定義については、本来であれば子ども達の間で解決されるべき問題が「いじめ」として認定され加害者とされた子どもに対して懲戒等の厳しい処分が行われる事例が認められることから、「いじめ」とされる行為が広範に亘り過ぎているとの批判がされることがある。また、法第28条第1項に基づく重大事態調査を行った「いじめ調査に係る委員会」の中には、法の「いじめ」の定義が広範に過ぎるとして「いじ

め」の定義に新たな解釈基準を立て、「いじめ」該当性に関する判断（認定）を行っている例も散見されている。

しかしながら、一見すると「いじめ」に該当しないと思われる行為や、行為を行った子どもが遊びだと考えて行った行為であっても、これを受けた子どもが深く傷ついていることも多い。

また上記に指摘した法の目的、文部科学省が法の施行以降「いじめ」の定義を改正していないこと、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日　文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）の内容及び神戸市いじめ防止等のための基本方針(平成26年3月、平成31年4月1日改訂)に鑑みれば、追加調査委員会は「いじめ」該当性の判断は、基本的には法の文言に従い忠実に行うべきであると考える。

もっとも、テニスやサッカー等スポーツの練習中や試合中にボールを打ったり蹴ったりしたところ、ボールがコート外に出てしまいコート外にいた当該競技に参加していない全く無関係の児童生徒にボールが当たった場合等、ボールを打ったり蹴ったりした児童生徒が、ボールの当たった児童生徒のことを全く意識も認識もせずに行った行為により、ボールが当たった児童生徒がボールが当たったことにより痛いとの苦痛を感じた場合に、ボールを打ったり蹴ったりした行為を「いじめ」と認定することは行為者に結果責任を問うものであり行き過ぎと考えられる。

そこで、追加調査委員会は、以下の3つの要件を全て充たす場合に、認定された行為が「いじめ」に該当すると判断することとした。

① 被害者と加害者との間に一定の人的関係があること
② 加害者が被害者を意識して被害者に対し心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったこと
③ 上記②の行為により被害者が心身に苦痛を感じたこと

尚、本件では、関係児童生徒と対象児童生徒は、当該小学校及び当該校の同学年に在籍していたことから、上記①の要件は充たしている。従って、以下では、上記②③の要件を充たすか否かを中心に「いじめ」該当性の判断をおこなう。

第２　「いじめ」の検討対象となる行為

追加調査委員会は、「いじめ」に該当するか否か検討すべき事案を、以下①から④の4つとした。

① 当該小学校4年次の体育授業の件（平成28年10月28日）

平成28年10月28日、体育の授業時間中、対象児童生徒と口論となった関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った。

② 当該小学校6年次の冬季野外活動の件（平成31年2月25日）

平成31年2月25日、冬季野外活動中に行われた雪遊び中、関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押しつけ、木の棒で腰をつついた。

③ 当該小学校6年次の学年サッカー大会の件（平成31年3月11日）

平成31年3月11日、学年サッカー大会において、サッカーの試合に出場していた関係児童生徒が、試合中のコート内へ入ってきた対象児童生徒を蹴った。

④ 当該校における転倒事案（令和元年6月3日）

令和元年6月3日の1時間目と2時間目の休憩時間中、校舎（A棟）と校舎（B棟）の間の3階渡り廊下をB棟側から南方向へ走っていた対象児童生徒に対し、渡り廊下にいた関係児童生徒が片足を出し、対象児童生徒が関係児童生徒の出した足にひっかかって転倒した。

この点、原調査委員会が対象児童生徒から聴き取りをした際のメモからは、対象児童生徒が「小学校5年生の体育のときに関係児童生徒に対し『赤ちゃんかよ』と言ったところ、関係児童生徒から殴られて、逃げた」という趣旨の話をしたことが推測できる。そして、追加調査委員会からの『原調査委員会に話した上記小学校5年生の体育のエピソードは上記①とは別か』との質問に対し、対象児童生徒は、「そうですね。たぶんそれとはまた別やと思います。」と回答していた。

尤も、追加調査委員会が収集した証拠や聴き取り調査では、対象児童生徒以外に小学校5年生の体育のエピソードについて言及した者はおらず、また、対象児童生徒の記憶も不確かであることから、追加調査委員会は、小学校5年生の体育の時のエピソードを「いじめ」の検討対象の事案とはしなかった。

また、原調査委員会報告書では、当該小学校時の「いじめ」行為につき上記①から③以外の行為について、「さらに、対象児童生徒の聞き取り結果及び参考児童生徒からの相当数にのぼる聞き取り結果によれば、上記以外にも、きっかけは不明であるケースが多いが、かなり頻繁に、関係児童生徒から対象児童生徒に対する、蹴る、引き倒す、馬乗りになる、首を羽交い締めにするなどの暴力があったものといえる。（対象児童生徒、関係児童生徒双方に利害関係を有しない参考児童生徒が述べた内容は一定の信用性が認められるものと考えられる。）」と、日時・場所等を特定することなく抽象的に「関係児童生徒から対象児童生徒に対する暴力があった」旨の認定がされている。

この点に関する原調査委員会の認定は、令和2年12月11日に原調査委員会が実施した当該小学校に在籍していた以下の児童生徒に対する聴き取りに依拠するものと考えられ

る。

[redacted]（以下「参考児童生徒Ｇ」という。」の聴き取りメモ

[redacted]と記載されている。

[redacted]（以下「参考児童生徒Ａ」という。）の聴き取りメモ

[redacted]と記載されている。

[redacted]（以下「参考児童生徒Ｄ」という。）の聴き取りメモ

[redacted]と記載されている。

原調査委員会が実施した対象児童生徒及び関係児童生徒と当該小学校及び当該校の同学年に在籍していた参考児童生徒の聴き取りメモを検討した結果、追加調査委員会は、「対象児童生徒と関係児童生徒との関係が、互いにちょっかいを出し合う関係であったこと、ちょっかいがきっかけとなり両者が揉めることがあったこと、揉めた際に関係児童生徒が対象児童生徒に対し暴力を振るうことがあったこと、関係児童生徒が暴力を振るったことがきっかけとなり両者が喧嘩となることもあったこと、両者が喧嘩をした際には周囲の児童生徒が止めに入ったりするような関係であった」と認定することができると考えた。

しかしながら、参考児童生徒G、参考児童生徒A及び参考児童生徒Dの上記聴き取りメモからは、日時・場所・状況等を特定した具体的なエピソードについての指摘がなかったことから、追加調査委員会は、当該小学校時の「いじめ」に該当するか否か検討すべき事案を上記①から③とした。

他方、当該校における「いじめ」に該当するか否か検討すべき「行為」について、追加調査委員会は、対象児童生徒が市長に提出した令和4年11月25日付「再調査要望書」、令和5年6月20日付神戸市教育長作成「いじめ防止対策推進法第28条第1項等に基づく調査について（依頼）」に記載された「重点的に調査する項目」を踏まえ、上記④のみ検討することとし、関係児童生徒以外の他の児童生徒の言動は検討対象としなかった。

第３　上記２①から④の経過に関する事実認定

１　当該小学校４年次の体育授業の件（平成２８年１０月２８日）

本件については、何時発生したかについて関係者での証言に食い違いがあることから、以下に本件の事実経過を検討する。

（１）客観的な記録について

「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校10月」には、項目欄に「暴力行為（管理下生徒間）いじめ」、児童生徒名欄に「関係児童生徒」、学年性別欄に「4男」、日付欄に「10/28」、問題行動等の概要欄に「体育の時間、ルールについて口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。」との記載がある。

また、「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　【様式Ⅲ】Ver3　生徒指導番号 [redacted] 学校名　当該小学校　報告日　平成28年11月2日」には、問題行動の種類欄に「生徒間暴力」、学校が認知した日欄に「10／28」、被害児童生徒（学年・性別・名前）欄に「4男　対象児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「4男　関係児童生徒」、問題の概要と対応欄に「体育の時間、対象児童生徒がルールを守らなかったと関係児童生徒と口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。」、認知した後の状況欄に「ロ（一定の解消が図られたが、継続支援中のもの）」との記載がある。

（２）児童生徒及び教師らの証言について

令和3年1月7日に原調査委員会が関係児童生徒から聴き取りをした際のメモには、「5年生のとき」「口論の後お尻を蹴ったとの報告→覚えていない」と記載されているものの当該小学校4年次の体育の時間のエピソードについて聴き取りをした記録はない。他方、原調査委員会の関係児童生徒の聴き取りメモには、同日の聴き取りに立ち会っていた関係児童生徒の保護者が[redacted]

[redacted]と発言したと思われる記載があり、また、関係児童生徒が[redacted]旨の発言をしたと思われる記載がある。

令和3年1月22日に原調査委員会が[redacted]教諭（対象児童生徒及び関係児童生徒の当該小学校4年次の担任。以下「小学校教員Ａ」という。）から聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和6年10月7日、関係児童生徒は、追加調査委員会に対し[redacted]と述べた。令和6年4月22日、関係児童生徒の母は、追加調査委員会に対し[redacted]と話した。

令和2年10月29日に原調査委員会が対象児童生徒から聴き取りをした際のメモには、「4、5、6年の時、死ぬと思ったことは何度もあった」との記載はあるものの、本件についての具体的なエピソードは記載されていなかった。また、令和6年12月23日に追加調査委員会が対象児童生徒から聴き取りをした際、対象児童生徒は本件について「そのときはたしか手が当たったり足当たったりしたのは覚えているけど、そんな蹴られる・・・」と話し、本件に関する記憶が曖昧であった。

（3）　本件事実経過に関する認定

本件についての対象児童生徒の記憶は曖昧であり、関係児童生徒に関しても「小4のやつはなんかあったなくらいは覚えてて」程度の記憶しかない。

この点、原調査委員会の聴き取りメモは、発言者が誰か、どのような質問をしたのか、質問に対し聴き取り対象者がどう回答したのかが正確に記録されてはいないものの、小学校教員Ａが「4年生2学期の体育授業中に関係児童生徒が対象児童生徒のお腹の下にリスクのある行為をした」旨話したこと、関係児童生徒の聴き取りに立ち会った同人の保護者

が、「4年生の時、関係児童生徒が対象児童生徒に手を出した」と話したことが各々推認できる内容となっている。

また、関係児童生徒の母は、追加調査委員会に対し、「4年生の球技大会の際、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った」と話し、4年生時に関係児童生徒が対象児童生徒を蹴ったことは認めているが、蹴ったのは体育の時間ではなく球技大会と主張している。

他方「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校10月」と「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　【様式Ⅲ】Ver3　生徒指導番号 [redacted]　学校名　当該小学校　報告日　平成28年11月2日」には、「平成28年10月28日の体育の授業時間中に関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った」との記載がされていることから、関係児童生徒が対象児童生徒の攻撃をした身体の部位を「お腹の下」とする小学校教員Ａの証言と、また問題行為が発生した時間を「球技大会」とする関係児童生徒の母の証言と異なった内容となっている。

では、関係児童生徒が対象児童生徒の身体の何処を攻撃したのか、攻撃したのは体育の時間か、それとも球技大会かについて、以下で検討する。

この点「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　　小学校　□月」の書式の形式からすると、当該書式は、各学校が毎月1ヶ月分を纏めて作成している書面であるといえる。

また、令和元年度の当該校の区担当指導主事は追加調査委員会に対し「生徒指導の記録（問題行動）」は毎月学校が当月分を纏め月末から翌月初めに提出する、「生徒指導の記録（問題行動）」の「項目」に「いじめ」と記載されている場合には、「生徒指導の記録（いじめ関係）」も添付して提出する旨説明したが、かかる説明に鑑みれば、当該小学校が作成した「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校　10月」と「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　【様式Ⅲ】Ver3 [redacted]　学校名　当該小学校　報告日　平成28年11月2日」も同様の取扱であったと推認できる。

加えて、「生徒指導の記録（問題行動）」と「生徒指導の記録（いじめ関係）」がいずれも学校が月内に発生した生徒指導上問題がある事案を纏めて作成する業務として作成される報告書面である点に鑑みると、両記録に記載されている内容は特段の事情の無い限り信用できると言える。

特に、「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校　10月」の関係児童生徒と対象児童生徒との間の問題行動の日時が「10月28日」と記載されている点に鑑みれば、本件は「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校　10月」が作成される時期とほぼ同時期或いはごく近い時期に発生した事案であったといえるので、「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校　10月」には、本件について学校が把握した事実がそのまま正確に記載されたであろうと推認できる。

そして、「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　【様式Ⅲ】Ver3」の報告日が「平成28年11月2日」となっており、本件に関する関係児童生徒と対象児童生徒との間の問題行動が発生したとされる10月28日の4日後が報告日とされている点に鑑みれば、教師が対象児童生徒及び関係児童生徒等から本件に関する事実経過を聞き取った直後の新鮮な記憶を基に本件に関する記載を行ったものと推測できる。

他方、小学校教員Ａに対する原調査委員会の聴き取りは、平成28年10月28日から4年以上経過した令和3年1月22日に実地されていること、関係児童生徒の母が「球技大会時のこと」と話したのは令和6年4月22日と平成28年10月から7年半ほど経過した時点である点に鑑みれば、同人らが関係児童生徒と対象児童生徒との間で発生した問題行動の大筋を記憶していたとしても、時間の経過により身体のどの部位を攻撃したかやどのような時間（機会）に発生したかについて細部まで正確に記憶できていなかった可能性も高いといえる。

よって、「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校　10月」と「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　【様式Ⅲ】Ver3」の記載内容と異なる小学校教員Ａと関係児童生徒の母の供述は採用できない。

従って、関係児童生徒が対象児童生徒の身体を攻撃した部位は「臀部」、関係児童生徒が対象児童生徒を攻撃したのは「体育の授業中」と認定できる。

以上から、「関係児童生徒と対象児童生徒が小学校4年生であった平成28年10月28日の体育の授業時間中、対象児童生徒がルールを守らなかったと関係児童生徒と口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。」との事実が認定できる。

２　当該小学校６年次の冬季野外活動での件（平成３１年２月２５日）

追加調査委員会が収集した証拠から、以下の事実が認定できる。

冬季野外活動中の平成31年2月25日、雪遊び中、関係児童生徒に雪玉が当たったことがきっかけとなり、関係児童生徒と対象児童生徒とが揉めたこと、教諭が仲裁に入ったこと、この件が、関係児童生徒から対象児童生徒に対するいじめ及び対象児童生徒から関係児童生徒に対するいじめとして当該小学校が教育委員会へ報告を行った。

では、どのようなもめ事があったのかに関し、当事者間の主張に食い違い等があることから本件の事実経過を以下に検討する。

（１）客観的な記録について

「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校２月」には、項目欄に「暴力行為（管理下生徒間）いじめ」、日付欄に「25 日」、児童生徒名欄に「関係児童生徒」、問題行動等の概要欄に「冬季野外活動の雪遊び中、後ろから雪玉が当たった。振り返ると対象児童生徒が雪玉を手にして笑っていた。関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押し付けたり、木の棒で腰をつついたりした。『きもい』とも言った。」旨の記載があり、その直ぐ下の欄には、項目欄に「暴力行為（管理下生徒間）いじめ」、児童生徒名欄に「対象児童生徒」、日付欄に「25 日」、問題行動等の概要欄に「冬季野外活動の雪遊び中、関係児童生徒が対象児童生徒に雪を後ろから当てられたと近づいてきた。関係児童生徒に雪を顔に押し付けられたり、木の棒で腰をつつかれたりして、対象児童生徒が関係児童生徒に雪を投げ返した。」旨の記載がある。

また、「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　学校番号[redacted]　学校名　当該小学校　平成 30 年度２月分」には、問題行動の種類欄に「生徒間暴力」、学校が認知した日○／△で入力欄に「2／25」、被害児童生徒（学年・性別・名前）欄に「6 男　対象児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「6 男　関係児童生徒」、問題の概要欄に「冬季野外活動の雪遊び中、後ろから雪玉が当たった。振り替えると対象児童生徒が雪玉を手にして笑っていた。関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押し付けたり、木の棒で腰をつついたりした。『きもい』とも言った」旨の記載があり、その直ぐ下の欄には、問題行動の概要欄に「生徒間暴力」、学校が認知した日○／△で入力欄に「2／26」、　被害児童生徒（学年・性別・名前）欄に「関係児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「対象児童生徒」、問題の概要欄に「冬季野外活動の雪遊び中、関係児童生徒が対象児童生徒に雪を後ろから当てられたと近づいてきた。関係児童生徒に雪を顔に押し付けられたり、木の棒で腰をつつかれたりして、対象児童生徒が関係児童生徒に雪を投げ返した」旨の記載がある。

（２）　児童生徒及び教師らの証言について

令和３年１月７日に原調査委員会が関係児童生徒から聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和３年１月 22 日に原調査委員会が小学校教員Ｂから聴き取りをした際のメモには、[redacted]

[redacted]と記載されている。

令和3年1月29日に原調査委員会が小学校教員Cから聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和6年8月8日、関係児童生徒は、追加調査委員会に対し、[redacted]と回答した。

令和6年12月23日、対象児童生徒は、追加調査委員会に対し、「メットして顔が出てるところに雪を押さえつけてきたりしてた。」と話したものの、「きもい」と言われたことや木の棒で腰をつつかれたりした点については覚えていないと話し、関係児童生徒から「きもい」と言われたことについても、「スキーの時はあんまり覚えていないけど、『きもい』とか『ちび』とか悪口はしょっちゅう言われてたから」と説明した。

また、追加調査委員会からの「あなたの方も雪玉を投げ返したということが書いてあるんだけど、それはちょっと間違いかな？」との質問に対し、対象児童生徒は「投げ返したりはしたかな。その顔に押し付けたりとかはできなかった。」と回答した。

（３）本件事実経過に関する認定

関係児童生徒は、追加調査委員会に対し、対象児童生徒に雪を投げ返したこと、雪が対象児童生徒の顔にぶつかったこと、対象児童生徒が腹を立てるような言葉を言ったこと自体は認めるものの、対象児童生徒の顔に雪玉を押し付けたこと、木の棒で対象児童生徒の

腰つついたこと、対象児童生徒に対し「きもい」と言ったことは否定し、逆に対象児童生徒から先に暴力を振るわれた旨主張した。

他方、対象児童生徒は、追加調査委員会に対し、冬季野外活動の際のことを覚えていると話し、関係児童生徒が「メットで顔が出ているところに雪を押さえ付けてきたりしていた」と説明したものの、「きもい」と言われたことや木の棒で腰をつつかれたことは覚えていないと説明しており、関係児童生徒と対象児童生徒との間で「雪を顔に押しつけたのか否か」の点に主張の食い違いがある。

また、関係児童生徒の主張と「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校２月」及び「生徒指導の記録（いじめ関係）」の記載内容との間にも、関係児童生徒が「木の棒でつついたか」「きもいと言ったか」との点に齟齬がある。

そこで、本件に関する事実経過を、以下に検討する。

この点、対象児童生徒の６年次の担任であった小学校教員Ｂと関係児童生徒の６年次の担任であった小学校教員Ｃは、令和３年１月 22 日に原調査委員会から平成 31 年２月の冬季野外活動の件も含め聴き取りを受けている。上記１（3）で指摘したとおり原調査委員会の聴き取りメモは、発言者が誰か、どのような質問をしたのか、質問に対し聴き取り対象者がどのように回答したのかが正確に記録されていないという問題はあるが、小学校教員Ｂ及び小学校教員Ｃが何れも６年次の冬季野外活動の雪遊び中に対象児童生徒と関係児生徒とがもめたとの趣旨の話をしたと推測できるメモの内容となっている。平成 31 年２月から１年 11 ヶ月近く経ての聴き取りではあるものの、小学校教員Ｃが、「手をだしかけたので間に入った。お互いの話を聞いた」と話したと推測できる点からすると、小学校教員Ｃは本件の対応に当たったことから本件について特に記憶に残っているものと推認できる。

また、上記１（3）で指摘したとおり、「生徒指導の記録（問題行動）」及び「生徒指導の記録（いじめ関係）」は、いずれも学校が当月内に発生した生徒指導上問題がある事案を纏めて作成し、翌月初めに教育委員会へ提出するために業務として作成される報告書面である点に鑑みると、両記録に記載されている内容は特段の事情の無い限り信用できると言える。

加えて、「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　学校番号 [redacted]　学校名　当該小学校　平成 30 年度２月分」についても、「平成 30 年度２月」が平成 31 年２月のことである点からすると、平成 31 年２月 25 日の直後に作成されたと推測できることから、「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校２月」同様、その記載内容の信用性は高いといえる。

そして、小学校教員Ｃと小学校教員Ｂが原調査委員会に対し冬季野外活動での関係児童生徒と対象児童生徒との間で出来事について話したと推測される内容が、「生徒指導の記

録（問題行動）取扱注意．当該小学校２月」と「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　学校番号[redacted]　学校名　当該小学校　平成30年度２月分」に記載された問題の概要と大筋で一致している点に鑑みれば、小学校教員Ｃと小学校教員Ｂのこの件に関する証言は信用できるといえる。

以上から、冬季野外活動中の平成31年２月25日、関係児童生徒に背後から雪玉が当たったことがきっかけとなり、関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押しつける、木の棒で腰をつつく、対象児童生徒に対し「きもい」と言ったこと、関係児童生徒の上記行為に対し対象児童生徒が関係児童生徒に雪玉を投げ返したことが認定できる。

３　当該小学校６年次の学年サッカー大会の件（平成３１年３月１１日）

追加調査委員会が収集した証拠から、以下の事実が認定できる。

平成31年３月11日に行われた小学校６年生３学期のサッカー大会（球技大会）にて、対象児童生徒が、関係児童生徒が試合に出場しているサッカーコート近くに行き、その後対象児童生徒と関係児童生徒との間で問題が発生し、この件が、関係児童生徒から対象児童生徒に対するいじめ及び対象児童生徒から関係児童生徒に対するいじめとして当該小学校が教育委員会へ報告を行った。

では、本件に関する事実経過について、以下に検討する。

（１）客観的な記録について

「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校３月」には、項目欄に「暴力行為（管理下生徒間）いじめ」、日付欄に「11日」、児童生徒名欄に「関係児童生徒」、問題行動等の概要欄に「学年サッカー大会で、対象児童生徒が関係児童生徒のプレーを見て、口出しをしながら試合中にコートに入ってきた。関係児童生徒は対象児童生徒を蹴った」旨の記載があり、同ページの下には、項目欄に「いじめ」、日付欄に「11日」、児童生徒名欄に「対象児童生徒」、問題行動等の概要欄に「学年サッカー大会で、試合中のコートに入り、関係児童生徒のプレーに口出しをした。」旨の記載がある。

また、「生徒指導の記録（いじめ関係）　学校名　当該小学校　平成30年３月」には、問題行動の概要欄に「生徒間暴力」、学校が認知した日○／△で入力欄に「3／11」、被害児童生徒（学年・性別・名前）欄に「6男　対象児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「6男　関係児童生徒」、問題の概要欄に「学年サッカー大会で、対象児童生徒が関係児童生徒のプレーを見て、口出しをしながら試合中にコートに入ってきた。関係児童生徒は対象児童生徒を蹴った」旨の記載があり、その直ぐ下の欄には、問題行動の概要欄に「暴力・恐喝以外」、学校が認知した日○／△で入力欄に「3／11」、　被害児童生徒

（学年・性別・名前）欄に「6男　関係児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「対象児童生徒」、問題の概要欄に「学年サッカー大会で、試合中のコートに入り、関係児童生徒のプレーに口出しをした。」旨の記載がある。

（２）　児童生徒及び教師らの証言について

令和３年１月22日に原調査委員会が小学校教員Ｂから聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されており、[redacted]教頭（当該小学校教頭。以下「小学校教頭」という。）から聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。令和３年１月29日に原調査委員会が小学校教員Ｃから聴き取りをした際のメモには[redacted]と記載されている。

令和３年１月29日に原調査委員会が[redacted]校長（当該小学校校長。以下「小学校校長」という。）から聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

追加調査委員会が関係児童生徒に聴き取りを行った際、関係児童生徒はこの件については覚えていないと話し、追加調査委員会が対象児童生徒に聴き取りを行った際、対象児童生徒もこの件について記憶があまりないと話した。

（３）　本件事実経過に関する認定

この点、「生徒指導の記録（問題行動）」および「生徒指導の記録（いじめ）」からは、対象児童生徒がサッカーのプレーをしている関係児童生徒に対し具体的にどのような口出し（発言）をしたのかが何れも記載されておらず、また、対象児童生徒が何故試合中のサッカーコート内に入ったのかの理由も記載されておらず、対象児童生徒がかかる行動を取った理由は判然としない。

しかしながら、サッカーの試合が正に進行しているコート内へ、選手・審判以外の無関係の第三者が入ることは通常はなく、緊急の必要性が無い限りは正当化されない行為であると考えられる。

では、対象児童生徒は、サッカーの試合が正に進行しているコート内へ入る何らかの緊急の必要性があったといえるか。

この点、上記1（3）で指摘したとおり、原調査委員会が実施した関係者への聴き取り調査に関するメモは問題があるものの、小学校教員Ｂ、小学校教頭、小学校教員Ｃ及び小学校校長が何れも、対象児童生徒が試合中の関係児童生徒に対し否定的な言葉を発したことが原因となり、対象児童生徒と関係児童生徒との間でトラブルが発生した趣旨の話をしたという大筋で話が一致していると認められること、小学校教員Ｂ、小学校教頭及び小学校教員Ｃの聴き取りメモからは、対象児童生徒がわざわざ関係児童生徒が出場しているサッカーの試合（競技）が行われているコートへ行き、試合中の関係児童生徒に対して否定的な関係児童生徒が傷つく言葉を発したとの趣旨の話をしたとの限度で一致している。

また、上記2（3）で指摘したとおり、小学校教員Ｂは対象児童生徒の6年次の、小学校教員Ｃは関係児童生徒の6年次の担任であった点に鑑みれば、同人らの対象児童生徒および関係児童生徒間の問題に関する記憶は他の教諭と比して記憶に残りやすいものであると推測できる。

さらに上記1（3）で指摘したとおり、「生徒指導の記録（問題行動）取扱注意　当該小学校2月」及び「生徒指導の記録（いじめ関係）」は、いずれも学校が毎月作成して教育委員会へ提出する業務上の報告書面である点に鑑みれば、その記載内容は特段の事情がない限り信用できると考えられる上、原調査委員会が小学校教員Ｂから聴き取りをした際のメモの内容は、上記各書面に記載された内容とほぼ一致している。

以上からすれば、「平成31年3月11日に行われた学年サッカー大会において、教諭らが対象児童生徒と関係児童生徒が対戦しないように配慮していたこと、対象児童生徒が関係児童生徒が出場しているサッカーの試合が行われているコートへ行ったこと、関係児童生徒のサッカーのプレーを見て、対象児童生徒が関係児童生徒に対し否定的な傷つくような言葉を発しながら試合中のサッカーコート内へ入ったこと、その後、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴ったこと」が認定できる。

4　令和元年６月３日について

追加調査委員会が収集した証拠から、以下の事実が認定できる。

令和元年６月３日の１時限目と２時限目の間の休み時間に、[redacted]（以下「参考児童生徒Ｉ」という。）から[redacted]（以下「参考児童生徒Ｈ」という。）を追いかけるように求められた対象児童生徒が３階のＡ棟とＢ棟の間の渡り廊下をＢ棟側から南方向へ走ったこと、渡り廊下にいた関係児童生徒は、走っている対象児童生徒に対し片足を出したこと、対象児童生徒は関係児童生徒が出した足を飛び越えようとしてその足に引っかり転倒し渡り廊下の手すりに左顔面（左眼の下）をぶつけ渡り廊下に蹲ったこと、対象児童生徒の唇から出血した。

他方、本件については、以下の点について、当事者間の主張等に食い違いがある。

① ３階渡り廊下にいた関係児童生徒が片足を上げたタイミングはいつか。対象児童生徒が渡り廊下を走り出して直ぐのタイミングか、或いは対象児童生徒が関係児童生徒に接近してきたタイミングか。

② 関係児童生徒は片足を２段階に上げたのか、最初から高い位置に一気に上げたのか（一旦低い位置に足を出し、さらにもう一段階足を上げたのか否か）。

③ 関係児童生徒がどの高さまで片足をあげたのか。

④ 関係児童生徒が片足を上げた目的は何だったのか。対象児童生徒が廊下を走っているのを止めるためか、それともこれ以外の目的であったか。

⑤ 対象児童生徒が関係児童生徒が出した足を避けて渡り廊下を走ることができたのか。

以上の５点について、生徒児童の各人の主張、当該校が転倒事案について作成した書類等の記載を整理した上で、対象児童生徒が渡り廊下で転倒するに至った事実経過を、以下に検討する。

（１）客観的な記録について

ア　令和元年６月７日の学年保護者会における本件に関する当該校の説明

令和７年６月７日に実施した学年保護者会において、学年主任が本件について説明を行ったが、当該校は、その際の説明内容を以下であった旨記録している。

ある二人が身体接触を伴う遊びをしていた。その後、逃げる追いかけるの関係が生まれ、関係のない通りかかった生徒に「追いかけて捕まえて」という発言をした。それを受けて渡り廊下を走って追いかけた生徒に出くわした生徒が足を出した。追いかけている子はよけようとしながら走ったが、その子の足に当たり勢いをつけて顔からこけてしまった。

保健室で見た顔は目が大きく腫れており青ざめるほどでした。
すぐに病院に診察に行き、目に異常はなく治るけがで済んだときはホッとした。
保護者がお互いの子どものことを考えて指導や謝罪をしてくれた。

イ　救急処置の報告書

6月3日の救急処置の特記事項欄には「1・2対象児童生徒　1校時後の休み時間　3階渡り廊下　[redacted]が[redacted]を追いかけ、近くにいた本人に追いかけるように指示。追いかけていたとき、渡り廊下にいた[redacted]が足を引っかけた。引っかかった本人は、はずみでふっ飛び、渡り廊下の手すりに左顔面を強く打ち付け負傷した。すぐに保健室に運びアイシングをして、A病院を受診した。」と記載されている。

6月4日の応急処置欄、観察状況、その他、欠席状況及び特徴欄全体には「6月4日15：40　対象児童生徒母よりＴＥＬ　　朝、A病院で昨日のデータをもらって、B病院を受診した。昨日は記憶が飛んでいて一度寝てからもビクッとしたり眠りも浅く眠れなかった。2　朝起きた時には、顎の痛みと左手の痛みもあったので、それを見てもらった。頭部については、A病院で撮った昨日ＣＴ画像を医師に診てもらい、昨日の様子を医師に伝え、ＭＲＩを撮ってもらった。その結果、頭部については異常は見られないが、血腫があるため痛みを伴っているとのことである。血腫については、自然に引くのを待つしかないとのことである。左手の痛みについては、レントゲン検査の結果、時計を付けるあたりにヒビが入っている。今は、三角巾で手をつっている状態である。記憶については昨日のことは飛んでいたが」等と記載されている。

ウ　令和元年6月10日頃の本件について学校の説明

6月7日の学年保護者会での学年主任が行った本件に関する説明内容を変更するため、学校は同月21日から当該学年生徒の保護者会に参加していた家庭を中心に家庭訪問を実施したが、その際に本件に関する説明の訂正内容について、同月10日から中旬頃に当該校が作成した説明文書には、「6月3日に起こりました重大事故の説明の中で、不適切な発言があり、誤解を招いてしまったことは、本当に申し訳ございません。渡り廊下を走っている生徒に故意に足を出し、その足を上げひっかけるという危険な行為がありました。それにより、引っかけられた生徒は渡り廊下の手すりの部分に左顔面を強打するという事故が起こりました。走っていたことで勢いがあり、衝撃の強さは計り知れません。顔面を強打したことと、恐怖から当日についての記憶が飛んでいる部分があり、健忘症の症状も見られます。腕はひびが入り、顔面には血腫もあり、眼球の裏に空気が入るという大怪我となりました。頭部のけがは、経過観察が必要で、日を追うごとに新しい症状も出ており、眼球に今も出血があります。眼球に関しては、網膜剥離で手術になる可能性も高い状態です。また現在登校していますが、運動の制限があり、したくてもできない辛さを感じ、学

校では見せなくとも、家庭ではフラッシュバックや落ち込み、精神面での不安定さなども表れています」と記載されている。

エ　生徒指導の記録（問題行動）神戸市立当該校６月

「生徒指導の記録（問題行動）」には、項目欄に「いじめ」、児童生徒名欄に「関係児童生徒」、学年性別欄に「1 男」、日付欄に「3」、問題行動等の概要欄に「対象児童生徒（1 男）が廊下を走っていたのを止めようと関係児童生徒（1 男）が足を出し、対象児童生徒を転ばせた。そのときに、左目、左ほお骨を強打し、下唇の中を切った。病院で治療した」と記載されている。

オ　生徒指導の記録（いじめ関係）当該校平成 31 年４月～6 月分

「生徒指導の記録（いじめ関係）　＊取扱い注意　学校番号[redacted]　学校名　当該校　平成 31 年度４月～6 月分」には、学校が認知した日○/△で入力欄に「6／3」、被害生徒児童欄（学年・性別・名前）欄に「1 男　対象児童生徒」、関係児童生徒（学年・性別・名前）欄に「1 男　関係児童生徒」、問題行動等の概要欄に「対象児童生徒（1 男）が廊下を走っていたのを止めようと関係児童生徒（1 男）が足を出し、対象児童生徒を転ばせた。そのときに、左目、左ほお骨を強打し、下唇の中を切った。病院で治療した」と記載されている。

カ　令和元年７月３日付幼児・児童生徒事故報告書

令和元年７月３日付当該校の校長作成の「幼児・児童生徒事故報告書」の「4.　事故の内容（発生状況、原因、経過、診断結果、学校の対応等を具体的に記入）」欄には、「1 間目授業後の休み時間、3 階渡り廊下で当該生徒が別の生徒を追いかけて走っていた。その場に居合わせた生徒が当該生徒の走路を妨害しようと意図的に足を出し、その足を上げて引っ掛けた。当該生徒はバランスを崩し、渡り廊下の手すりで左顔面を打ち、左手も痛めた。」「養護教諭が口唇の止血と顔面のアイシングをし、9 時 55 分に母親に連絡をした後、タクシーに同乗しＡ病院へ搬送した。」「ＣＴ及び眼科の診察の結果、顔面の骨折はなし、眼球の方はこの時点では、剥離が薄くなっている部分があり剥離を起こす可能性もあるので経過を見ていく必要があると診断された。」旨の記載がある。

キ　令和元年９月 27 日付災害報告書追記

令和元年９月 27 日付当該校校長作成の「1 年２組　対象児童生徒の災害報告書　追記」の「④　被災児童生徒等の受診状況」欄には、「6 月４日（翌日）事故当日の記憶があいまいなため、脳神経外科のあるＢ病院を受診した（左手関節捻挫、頭部打撲）。その後、夜眠れない、急に飛び起きるなどの症状が現れてきたため、6 月８日Ａ病院小児科を受診（心的外傷後ストレス障害）、同日整形外科で左手についても診てもらった（左手関節痛）。また、6 月 24 日Ａ病院外科医師の紹介で、Ｃ病院を受診した（左眼球打撲傷）。その後、眠れない、加害生徒を見ると気分が悪くなるなどの症状が現れ、7 月２日Ａ病院小児

科を受診し投薬治療を続けた。その後、7月17日A病院の紹介でD病院を受診した（急性ストレス反応、非器質性不眠症）。外傷後の心的ストレスが原因で学校生活ができない状態が続いている。8月28日D病院の紹介でE診療所を受診して治療を続けている。」旨記載されている。

ク　事案直後の対象児童生徒の様子について

作成日付は明記されていないものの、当該校の教諭が作成した「本件事案直後の対象児童生徒の様子について」と題した書面には、「9：45　事案発生」「養護教諭がA病院、保護者への連絡などをしている間、保健室で待つ。長椅子に座り『先生、俺何でここにおるん？』　足を引っかけられてこけて顔面をぶつけ、怪我をしたことを説明すると、『あー、そっか。覚えてへんわ。』『俺覚えてへん』　少しすると、『先生、俺、歯ある？』と聞く。『あるよ』と答えると『よかった。』しばらくすると、『先生、俺何でここにおるん？』おだやかに同じ説明をすると、『あーそっか。覚えてへんわ。』『全然覚えてへん。』そしてまた、『先生、俺、歯ある？』と聞く。『あるよ』　『よかった。』・・・　このやり取りを何度も何度も繰り返していた。質問に答えたり、会話はできていたが、同じ質問を繰り返す様子は、病院の待合いの間も続き、通常とは異なっていた。時間を追うごとに左顔面の腫脹が顕著になっていった。翌日、朝8時過ぎに父と登校し、昨夜帰宅後も同じことを繰り返し言って、眠れなかったなど心配なので、今からB病院に行くと聞いた」旨記載されている。

（2）　児童生徒及び教師らの主張について

ア　対象児童生徒の本件に関する記憶

対象児童生徒は、転倒直後、保健室において養護主幹教諭から何故怪我をしたのかを尋ねられた際、「わからん」「覚えてへん」と繰り返すだけであった。

令和2年10月29日に原調査委員会が対象児童生徒から聴き取りをした際のメモには、「事故のときのことは覚えている　休み時間　友達どこにいるかなと廊下に探しに出た　追いかけごっこしていた　『追いかけろ』走り出した　渡り廊下に出た　ぱっと見たときに相手がいた　もう一人誰がいた　足が出てきた　飛んで逃げよう　ジャンプ　よけたのに　跳ねた瞬間、腰まで足ががっと上がってきた　で、ぶつけた　その後からはあまり覚えていない」と記載されている。

令和6年12月23日に当調査委員会が対象児童生徒から聴き取りをした際には、対象児童生徒は、本件の直前の状況について「廊下に出て、誰かを捕まえようか何か思っとって。そん時にパッと見たら関係児童生徒がおって。で、足を・・・よけようとしたら更に高く上がってきて、これはよけれんって思って・・・」「こけたのは覚えているけどその後起きたらおばあちゃんのいえやって」「正直その間に、おばあちゃんち行く前の間に何があったとかは記憶が」「進行方向にパッと足が出てきたから」「でよけようとして。よけ

れんくらい足が高くあがってきて。・・・そのままこけた。」と説明した。対象児童生徒は、関係児童生徒が何時足を出したかについて、「ただ、状況的にはこいつが（関係児童生徒が）おってその前後に誰かがおって、それをパッと見た後にその誰かが走っていっきょるのを見て、俺はそいつの目の前で足がパッて出てきよるから『こいつまた』って思ってから、まあよけれるわと思ったらよけれんくって。場所は前後左右するかもしれん」と説明した。また当調査委員会からの「関係児童生徒の近くまで来た時に足が上がったことは覚えてるっていうことで、ぶつかってあのどっか硬い手すりに何かに当たったんだろうけど、それは関係児童生徒の近所の手すりだろうと思うけど、はっきりわかんない。そういうことかな？」との質問に対し、「当たったときは分からん」と回答した。

イ　関係児童生徒の本件に関する主張

関係児童生徒は、令和元年６月３日２時間目に教員Ａと教員Ｃから事情を聞かれているが、その際、足を引っかけたことは認めたものの具体的な状況については説明できなかった。６月３日に関係児童生徒から話を聞いた教員Ｃは、追加調査委員会に対し、関係児童生徒の話は[redacted]と説明した。

また、同日、教員Ｃと一緒に関係児童生徒から話を聞いた教員Ａは、関係児童生徒が、[redacted]と話した。さらに学年主任は「[redacted]と話し、関係児童生徒が足を出した時期は分からなかった旨話した。

令和２年３月30日、当該校は、関係児童生徒から話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には[redacted]と記載されている。

令和２年６月24日放課後、当該校は、関係児童生徒を残し、現場で令和元年６月３日の状況についての確認を行った（但し資料の記載からは、参考児童生徒Ｉ（Ａ）、参考児童生徒Ｈ（Ｂ）、[redacted]（以下「参考児童生徒Ｊ」という。）（Ｃ）、[redacted]（以下「参考児童生徒Ｋ」という。）（Ｄ）、関係児童生徒（Ｅ）の証言が記載されているので、６月24日放課後に現場で事情を確認されたのは、関係児童生徒に加え、上記４人も含まれるものと思われる。）。その際、関係児童生徒が説明した内容について、当該校は、[redacted]

[redacted]と記録している。

令和３年１月７日に原調査委員会が関係児童生徒から聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和６年８月８日に当調査委員会が関係児童生徒から聴き取りを行った際、関係児童生徒は、対象児童生徒の走路に足を出した目的について、[redacted]と回答をした。関係児童生徒は、片足を上げた高さについて、渡り廊下の柵に設置されているアクリル板の上の手すりに足をかけたこと、腰の高さぐらいまで足を上げた旨説明した。

追加調査委員会からの聴き取りにおいて、関係児童生徒は、渡り廊下で参考児童生徒Ｊと一緒にいたことを記憶しておらず、ずっと一人でいたと話した。

ウ　参考児童生徒Ｉの本件に関する証言

令和２年３月30日、当該校は、参考児童生徒Ｉから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には[redacted]と記載されている。

令和２年６月24日、当該校は、参考児童生徒Ｉから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には[redacted]と記載されている。

令和２年12月18日に原調査委員会が参考児童生徒Ｉから聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和6年10月19日、追加調査委員会が参考児童生徒Ｉから聴き取りを行った際、参考児童生徒Ｉは、[redacted]との趣旨の話をした。

追加調査委員会からの[redacted]と回答した。追加調査委員会からの[redacted]と回答した。さらに追加調査委員会からの[redacted]と回答した。追加調査委員会に対し、参考児童生徒Ｉは、[redacted]と回答した。

追加調査委員会からの[redacted]と回答した。

追加調査委員会からの関係児童生徒が二段階に足を上げたか否かの質問に対し、参考児童生徒Ｉは、[redacted]旨回答をしたが、参考児童生徒Ｉの聴き取りに同行していた同人の母は、[redacted]と話した。

[redacted]

エ　参考児童生徒Kの本件に関する証言

令和2年4月1日、当該校は、参考児童生徒Kから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には、[redacted]と記載されている。

令和2年6月24日、当該校は、参考児童生徒Kから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には、[redacted]と記載されている。

令和2年12月18日に原調査委員会が参考児童生徒Kから聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

オ　参考児童生徒Jの本件に関する証言

令和2年4月1日、当該校は、参考児童生徒Jから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には、[redacted]と記載されている。

令和2年6月24日、当該校は、参考児童生徒Jから話を聞いたが、当該校が作成した同人の聴き取り記録には、[redacted]と記載されている。

令和2年12月18日に原調査委員会が参考児童生徒Jから聴き取りをした際のメモには、[redacted]と記載されている。

令和6年10月19日、追加調査委員会が参考児童生徒Jから聴き取りを行った際、参考児童生徒Jは、令和元年6月3日にどういう出来事があったかとの質問に対し、[redacted]

[redacted]と回答した。参考児童生徒Ｊは、関係児童生徒が対象児童生徒が走ってくる走路に向けていつ足を上げたのかについては、[redacted]という趣旨の話をした。

（３）転倒事案に関する事実経過の認定

ア　３階渡り廊下にいた関係児童生徒が片足を上げたタイミングはいつか。対象児童生徒が渡り廊下を走り出して直ぐのタイミングか、或いは対象児童生徒が関係児童生徒に接近してきたタイミングか。

関係児童生徒は、対象児童生徒が走ってくる前に片足を上げたのか、片足を上げていたところに対象児童生徒が走ってきたのか、何時片足をあげたのかに関する主張がはっきりしておらず、対象児童生徒の転倒前の関係児童生徒の行動に関する説明にも変遷がみられる。

この点、参考児童生徒Ｊは、令和２年４月１日の当該校からの聴き取りに対しては[redacted]と説明したが、令和２年12月18日の原調査委員会からの聴き取りでは[redacted]と説明し、さらに令和６年10月19日の追加調査委員会からの聴き取りには、[redacted]という趣旨の説明をしており、参考児童生徒Ｊのこの点に関する説明は、[redacted]

そもそも、参考児童生徒Ｊが[redacted]等と説明している点から明かなとおり、参考児童生徒Ｊはこの点について正確な記憶はないものと推測される。

関係児童生徒が何時片足をあげたかに関する参考児童生徒Kの供述は、令和2年4月1日の当該校からの聴き取りのみであるが、参考児童生徒Kは、[redacted]と説明している。

関係児童生徒が何時片足をあげたかに関し、参考児童生徒Iは、令和2年3月30日に[redacted]と、同年12月18日には[redacted]趣旨の話をしたと推測できる。また、令和6年10月19日の聴き取りにおいて、参考児童生徒Iは、記憶が曖昧な部分もあったものの、[redacted]と回答をしており、関係児童生徒がはじめから足を出していたとの証言は一切しておらず、参考児童生徒Iはこの点について、[redacted]との一貫した供述をしている。また、参考児童生徒Kの[redacted]との証言とも一致している。

そして、参考児童生徒Kと参考児童生徒Iが本件転倒事案の際、共に3階渡り廊下のB棟入り口付近で、3階渡り廊下の様子をどちらも確認できる位置にいた点に鑑みれば、同人らは関係児童生徒がいつ足を上げたのかを目撃することができたといえる。

この点、参考児童生徒Kは、[redacted]と説明しており同人の証言態度は真摯なものであると評価できる。また、参考児童生徒Iも、記憶が不確かな点は[redacted]と話したり、追加調査委員会の聴き取りにおいても、記憶がない部分は[redacted]と説明する等供述態度が真摯なものであるといえる。加えて、令和2年12月18日の原調査委員会が作成した参考児童生徒Iの聴き取りメモは、[redacted]等非常に具体的で詳細な説明をしたと推測できる内容となっている。参考児童生徒Iは、自分が参考児童生徒Hを追いかけてと対象児童生徒に頼んだ事がきっかけで、対象児童生徒が走り出し、その直後に自身の眼前で関係児童が出した足に対象児童生徒が引っ掛かり転倒し怪我をしたことから、対象児童生徒が怪我をした状況について、特に記憶に残ったものと推測できる。

以上から、3階渡り廊下にいた関係児童生徒が片足を上げたタイミングは、対象児童生徒が渡り廊下を走り出して直ぐではなく、対象児童生徒が関係児童生徒に接近してきたタイミングであったと認定できる。

イ　関係児童生徒は片足を2段階に上げたのか、最初から高い位置に一気に上げたのか（一旦低い位置に足を出し、さらにもう一段階足を上げたのか否か）。

関係児童生徒は、令和2年3月30日に[redacted]と説明し、2段階に足を上げていたことを否定している。

対象児童生徒は、本件に関する記憶があまりなく、当初は関係児童生徒が2段階に足を上げたとの説明はしていなかったが、上記（2）アで指摘したとおり。令和2年10月29日に原調査委員会に対し直前に足が出てきたこと、その足を飛び越えようと飛んだ後さらに高く足が上がったと説明し、関係児童生徒が2段階に足を上げたと主張している。

この点、参考児童生徒Ｉは、令和2年3月30日に当該校の教師から聴き取りを受けた際、[redacted]と話し、同年12月18日の原調査委員会の同人の聴き取りメモ[redacted]からは、参考児童生徒Ｉが[redacted]の証言をしたことが認定できる。

また、令和2年12月18日の原調査委員会の参考児童生徒Ｊの聴き取りメモ[redacted]からは、参考児童生徒Ｊが[redacted]の証言をしたことが認定できる。

尤も、令和6年10月19日の追加調査委員会からの聴き取りにおいては、参考児童生徒Ｉは[redacted]と証言したが、聴き取りに同行していた参考児童生徒Ｉの母は、[redacted]と聞いた旨証言した。

この点、参考児童生徒Ｉの母は、自分の息子が関係する中で対象児童生徒が大けがをしたと学校から報告を受けていたのであるから、対象児童生徒が何故怪我をしたのか、どういう状況であったのかという点については非常に強い関心を持っていたものと推測できる。それ故、参考児童生徒Ｉの母は、参考児童生徒Ｉが話す本件転倒事案に関する状況や説明については注意して聞いていたものと考えられ、参考児童生徒Ｉの母が参考児童生徒Ｉの発言を覚えていることは十分に考えられる。

また、参考児童生徒Ｉも令和2年3月30日の当該校で聴き取りを受けた際、[redacted]趣旨の証言をしていること、原調査委員会からの聴き取りに際し参考児童生徒Ｊも参考児童生徒Ｉも[redacted]趣旨の話をしている点で一致している。

以上から、関係児童生徒は、最初に上げた足をさらに高い位置にあげた、2段階に足を上げたことが認定できる。

ウ　関係児童生徒がどの高さまで片足をあげたのか

この点、参考児童生徒Ｉは[redacted]と説明し、参考児童生徒Ｊは[redacted]趣旨の話をしている。そして、関係児童生徒は、追加調査委

員会の聴き取りにおいて、アクリル板の上の手すりに足をかけたことを認めているので、関係児童生徒が足を上げた高さはアクリル板の上の手すりの高さであったと認定できる。

エ　関係児童生徒が片足を上げた目的は何だったのか。対象児童生徒が廊下を走っているのを止めるためか、それともこれ以外の目的であったか。

関係児童生徒は、片足を上げた目的について、令和２年３月に当該校の教師から話を聞かれた際には[redacted]と、令和２年６月に当該校の教師から話を聞かれた際には[redacted]と、令和３年１月７日に原調査委員会に対し[redacted]と話し、対象児童生徒が廊下を走っているのを注意する目的で足を出したと説明しているようにも考えられるので、関係児童生徒が足を出した目的を以下に検討をする。

この点、当該校が作成した記録には、「救急処置の報告書」には「引っかけた。」と、令和元年６月10日頃の本件について学校の説明では「渡り廊下を走っている生徒に故意に足を出し、その足を上げひっかけるという危険な行為がありました。」と、生徒指導の記録（問題行動）神戸市立当該校６月と生徒指導の記録（いじめ関係）当該校平成31年４月～6月分には「対象児童生徒（1男）が廊下を走っていたのを止めようと関係児童生徒（1男）が足を出し、対象児童生徒を転ばせた」と、令和元年７月３日付幼児・児童生徒事故報告書には「走路を妨害しようと意図的に足を出し、その足を上げて引っ掛けた」と、作成時期が不明な「事案直後の対象児童生徒の様子」と題する書面には、「足を引っかけられて」と記載されている。学校作成の記録には、関係児童生徒が「ひっけかる」「転ばせた」「走路を妨害しようと意図的に足を出し」「その足を上げて引っ掛けた」「足を引っかけられて」と記載されており、関係児童生徒が足を出した目的が、廊下を走っているのを止めようという目的というよりも、足を引っかけちょっかいを出すことを目的としていたと評価していたことが読みとれる内容となっている。

他方、対象児童生徒が廊下を走るのを止めたいと考えたのであれば、言葉で「廊下を走らないように」と注意するのが自然であるといえるし、廊下を走ってくる者に対して、廊下を走らないように止めようと考えた場合に、走っている者に対し足を出して止めようとする行為は、走っている者が足に引っかかり転倒し怪我をする可能性のある大変危険な行為であるといえるから、通常はこのような行為は行わないといえる。とすると、関係児童生が足を出した理由について、「止めてやろう、通せんぼしようと思った」と話している点は、ちょっかいを出す目的であったと考えるのが自然である。

以上から、関係児童生徒が片足を上げた目的は、対象児童生徒が廊下を走っているのを止めるためというより、対象児童生徒に対し、ふざけて、ちょっかいを出す目的のためであったと認定できる。

オ　対象児童生徒は関係児童生徒が上げた片足を避けて渡り廊下を走ることができたのか。

この点、対象児童生徒は、事故直後には本件事故の状況を全く覚えてはいなかったが、令和2年10月29日に原調査委員会から話を聞かれた際には、「事故のときのことは覚えている　休み時間　友達どこにいるかなと廊下に探しに出た　追いかけごっこしていた『追いかけろ』走り出した　渡り廊下に出た　ぱっと見た時に相手がいた　もう一人誰がいた　足が出てきた　飛んで逃げよう　ジャンプ　よけたのに　跳ねた瞬間、腰まで足ががっと上がってきた　で　ぶつけた　その後からはあまり覚えていない」と、関係児童生徒が出した片足を避けることができなかった趣旨の話をしている。

しかしながら、対象児童生徒は、本件転倒事案直後に行った保健室では「先生、俺何でここにおるん」と何度も確認する等、自分が転倒した時の状況を一切覚えていなかった。

養護主幹教諭も、対象児童生徒から事情を聞いても一切状況が解らなかったことから、教員Ａに事情を分かる生徒から転倒時の状況を確認するように指示している。対象児童生徒が、転倒直後に覚えていなかったものを、本当にその後転倒時の状況を思い出したのか、或いは、転倒時の状況を、教諭や保護者等から聞かされたことを基に、記憶が形成されたのかは定かではない。

もっとも、対象児童生徒の保護者から追加調査委員会に提出された医療機関のカルテや保護者の手書きメモ等によると、たとえばＥ診療所の令和元年9月11日の対象児童生徒に関するカルテには、「その時一瞬頭の中に事故（ママ）の場面が流れる。ぶつけた瞬間」、「事件のときのこと、事件の後のことがぼんやりやけど頭に流れてて寝てるみたい。気がついたらおばあちゃんの所で寝てた。」との記載があり、他の病院でも同様に記載が見られる。対象児童生徒は転倒事案で負傷した後ＰＴＳＤの侵入症状（フラッシュバック）に頻繁に見舞われ、本人の中で出来事の状況が再現され、恐怖や痛みまで繰り返し再体験し、夜中に飛び起きる、泣き叫ぶなどの状況があったことが認められることを付言する（第8章第3・2(3)参照）。

他方、関係児童生徒は、[redacted]と話している。かかる関係児童生徒の発言からすると、関係児童生徒は、対象児童生徒の走路の前に足を出したと認定できる。

また、参考児童生徒Ｉは、原調査委員会の聴き取りにおいて[redacted]と話し、追加調査委員会からの「[redacted]

[redacted]と回答した。また[redacted]と回答した。追加調査委員会に対し、参考児童生徒Ｉは、[redacted]と回答しており、[redacted]趣旨の話をしている。参考児童生徒Ｉの証言が信用できることは、上記に指摘したとおりである。

以上から、対象児童生徒は、関係児童生徒が上げた片足を避けて渡り廊下を走ることができなかったと認定できる。

カ　転倒事案についての事実経過の認定

以上から、関係児童生徒は、対象児童生徒が走ってくる走路に、対象児童生徒が避けられないようなタイミングで片足を上げて出したこと、関係児童生徒が出した足を、対象児童生徒が飛び越えようとしたが、関係児童生徒が上げた足をさらに高く渡り廊下に設置された手すりの位置まで上げたことから、対象児童生徒は関係児童生徒が出した片足を飛び越えることができず、その足に引っかかり転倒したことが認定できる。

第４　上記第３の１～４で認定した行為が「いじめ」に該当するか

１　上記第３の１（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか

上記第３の１（3）で認定した「関係児童生徒と対象児童生徒が小学校４年生であった平成28年10月28日、体育の授業時間中に、対象児童生徒がルールを守らなかったと関係児童生徒と口論になり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。」の関係児童生徒が行った行為「関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った。」との点は、「いじめ」となるか。

この点、関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴るという行為は、対象児童生徒の身体に向けた物理的影響を与える攻撃といえることから、②加害者が被害者に向けた心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったとの要件を充たしている。

対象児童生徒は、小学校４年生２学期の体育の時間中に関係児童生徒から臀部を蹴られたことを覚えてはいないが、他の児童生徒がいる面前で臀部を蹴られるということは、痛みを伴うと共に恥ずかしいという思いをも抱かせる行為であるといえる。従って、関係児童生徒のかかる行為によって、対象児童生徒が心身の苦痛を感じたと推認でき、③の要件も充たしている。

以上から、平成28年10月28日の体育の時間中、対象児童生徒が関係児童生徒に対し「ルールを守らなかった」と指摘したことをきっかけとして、両者の間で口論となり、対象児童生徒の言葉に腹を立てた関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴った行為は「いじめ」に該当する。

2　上記第３の２（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか

上記第３の２(3) で認定した「冬季野外活動中の平成 31 年２月 25 日、関係児童生徒に背後から雪玉が当たったことがきっかけとなり、関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押しつける、木の棒で腰をつつく、対象児童生徒に対し『きもい』と言ったこと、関係児童生徒の上記行為に対し対象児童生徒が関係児童生徒に雪玉を投げ返した」との事実の内、①関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押しつける、木の棒で腰をつつく、対象児童生徒に対し「きもい」と言ったこと、これに対し②対象児童生徒が関係児童生徒に対し雪玉を投げ返したことは「いじめ」となるか。

この点、関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押しつける、木の棒で腰をつつくという行為は、対象児童生徒の身体に向けた物理的影響を与える行為といえること、関係児童生徒が対象児童生徒に対し「きもい」と言ったことは、対象児童生徒に向けた心理的な影響を与える発言といえることから、②加害者が被害者に向けた心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったとの要件を充たしている。

対象児童生徒は、関係児童生徒から雪玉を顔に押しつけられた点は記憶しているものの、木の棒で腰をつつかれる、関係児童生徒から「きもい」と言われた点に関する記憶は曖昧であるが、木の棒で腰をつつかれることは身体に痛みを感じるものであると推測できるし、また「きもい」との表現が一般に否定的な評価を表す表現である点に鑑みれば、「きもい」と言われた場合には通常は嫌な気持ちになると推測できる。

なお、関係児童生徒の前記の行為は、雪遊び中の行為に過ぎないのではとの観点から念のため検討すると、一般に、雪遊びで雪玉を投げつけ合う行為は、一定の関係の生徒間で物理的影響を与える行為であり、当たると痛いし嫌だとも感じることであるから、外形的には「いじめ」に該当することになりえる。しかし、参加者が雪遊びをしている最中の個々の行為がすべていじめ防止対策推進法第２条の「いじめ」に該当すると判断することは、同法の「いじめ」概念は常識的ないじめの概念より広いものであることは承知しているものの、さすがに取り得ないものと考える。そのことは、生徒同士が体育の授業として、あるいは遊びで相撲を取っていて、互いに付き合う、倒し合う行為をする場合についても同様にいえることである。

そこで考えるに、雪遊びをしたり体育の授業で相撲を取ったりする場合、その際の個々の行為が明示又は黙示のルールの範囲内で行われるものである限り、雪玉が当たって痛いと感じたり当たったら嫌だなと感じても、それは法第２条が「いじめ」の要件として規定する心身の苦痛ではないように思われる。あるいは法第２条の要件を恣意的に限定解釈することは避けるべきとの立場から、その場合も心身の苦痛に該当すると解釈するとしても、体育の授業ないし遊びの枠内の行為は社会的相当行為として「いじめ」認定が否定される場合もあるものと考える。

これを本件に当てはめると、関係児童生徒の前記の行為は単なる雪玉の投げ合いの域を超えて、雪玉を顔に押しつける、木の棒で腰をつつく、「きもい」と言うというものであるから、明らかに雪遊びの明示又は黙示のルールを逸脱する過剰な行為である。

従って、関係児童生徒から雪玉を押しつけられる、木の棒で腰をつつかれる、「きもい」と言われたことにより、対象児童生徒が心身に苦痛を感じたと推認することができるから、③の要件も充たしているといえる。

以上から、冬季野外活動中の平成31年2月25日、関係児童生徒が対象児童生徒の顔に雪玉を押し付け、木の棒で対象児童生徒の腰をつつき、対象児童生徒に対し「きもい」と発言した行為は「いじめ」に該当する。

では、対象児童生徒が関係児童生徒に対し雪玉を投げ返した行為は「いじめ」に該当するか。

この点、対象児童生徒が、関係児童生徒に対し雪玉を投げる行為は、関係児童生徒の身体に向けた物理的影響を与える行為といえ、②加害者が被害者に向けた心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったとの要件を充たすと評価できる。

関係児童生徒は、雪玉を投げられたことを覚えていたが、これによって心身に苦痛を感じたか否かについては明確に述べてはいない。しかしながら、雪玉を投げ返されると、怖いと感じたり投げ返された雪玉が身体に当たれば通常は痛いと感じるといえるから、関係児童生徒が対象児童生徒から雪玉を投げられたことにより心身に苦痛を感じたと推測できる。

従って、③の要件も充たしているといえる。

この点についても、前述の考察を踏まえて敷衍すると、対象児童生徒の行為は、雪玉の投げつけという雪遊び中の通常の行為に過ぎず、相手方に心身の苦痛を与えるものではない、あるいは、遊びの枠内の行為で社会的相当行為として「いじめ」認定が否定されるとの考え方もあり得るであろう。別の観点から言えば、通常の雪遊びの域を逸脱して過剰行為を行った関係児童生徒の行為こそ「いじめ」であり、本事案の中核であって、いじめられた生徒が雪玉の投げ返しという仕返しをしたとしても、それは全体としてみれば、関係児童生徒の対象児童生徒に対する一連のいじめと見るべきだ（双方のいじめではない）、との立場もあり得ると思われる（「いじめの認知について」文部科学省初等中等教育局参照）。

しかし、仕返しとしての雪玉の投げつけの場合、遊びとして明示又は黙示のルールの範囲内で行われる通常の雪遊びにおける雪玉の投げつけとは異質のものとなっており、怒りや憎しみを伴って特定人を目指して雪玉を投げつけるものであり、ルールの枠内の通常の雪玉の投げ合い行為とは言い難い攻撃性（反撃性）を帯びるものと言わざるを得ず、また特定して目指され雪玉を投げつけられた者には通常の雪遊びとは異なる恐怖や痛みも感じ

ることが推測される。別の観点に即してみても、確かに事の本質、中核は、ルールを逸脱した行為を執拗に行った関係児童生徒の行為にあると思料されるものの、それにより対象児童生徒のルールを逸脱した攻撃性（反撃性）をもった行為が全く正当化されるとは言い難い面があると思われる。

本件における雪遊びの出来事にしても、前記のとおり当該小学校の教員が当時作成した記録にて、対象児童生徒の雪玉の投げ返し行為が関係児童生徒に対する「いじめ」と記録されており、今となっては具体的態様は不明というほかないが、教員に「いじめ」と把握させる程度に逸脱性のある行為であったことが窺える。

よって、対象児童生徒による雪玉の投げ返し行為は、単なる授業や遊びとしての雪玉の投げ合いの域を超えて、雪遊びの明示又は黙示のルールを逸脱する仕返し行為であり、関係児童生徒に心身の苦痛を与えるものと推測しえるので、「いじめ」（双方向のいじめ）に該当するものと思料する。

いじめの早期発見、早期対処とのいじめ防止対策推進法の趣旨からしても、授業や遊びの枠を超えた逸脱行為については、法第２条の定義に忠実に「いじめ」認定をして、速やかに法律に基づく適切な対処をしていく契機にすることが相当である。

なお、「双方向のいじめ」と「けんか」の区別についても付言すると、文科省の基本方針には「けんか」は「いじめ」として扱わない旨の記述があるが、これは社会通念上の「けんか」を全て「いじめ」から除外するものではない。法に規定された「いじめ」の定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づき「いじめ」と認知される。「いじめ」と認知することを要しない「けんか」は極めて限定的である（「いじめの認知について」文部科学省初等中等教育局参照）ことに留意されるべきである。

本件における関係児童生徒の雪玉の顔への押付け行為等と対象児童生徒の雪玉の投げ返し行為は、外形上「けんか」と捉えられる行為とも言い得るが、互いに有形力を行使し合うものであって、相手方に心身の苦痛が生じ得るものであるから、「双方向のいじめ」と見て早期に法に照らし適切な対処を始めるのが相当であったと思料する。

以上から、対象児童生徒が、関係児童生徒に対し雪玉を投げ返した行為は、「いじめ」に該当する。

ところで、対象児童生徒は関係児童生徒に雪玉を投げ返す前に、関係児童生徒から雪玉を顔に押し付けられる、木の棒で腰をつつかれる、対象児童生徒から「きもい」と言われる等の「いじめ」を受けていたのであるから、これに対し対象児童生徒が雪玉を投げ返したとしても、正当防衛であるとの評価も成り立ち得るとも考えられる。

しかしながら、法が「いじめ」に該当するか否かを判断する場面で、加害者の行為の目的を問題としていない点に鑑みれば、雪玉を投げ返した対象児童生徒の行為も「いじめ」と評価することとなる。尤も、学校が当該行為について対象児童生徒に指導する場面では、事実経過を十分理解した上で、対応する必要があると考えられる。

3　上記第３の３（３）で認定した事実が「いじめ」に該当するか

上記第3の3 (3) で認定した「平成31年3月11日に行われた学年サッカー大会において、サッカーの試合をしている関係児童生徒のプレーを見て、対象児童生徒が関係児童生徒に対し否定的な傷つくような言葉を発しながら試合中のサッカーコート内へ入ったこと、その後、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴ったこと」との事実の内、どの部分のいじめ該当性を検討すべきか。

この点、追加調査委員会は、関係児童生徒が行った最後の行為「関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った」の行為のみ取り出し、当該行為の「いじめ」該当性について判断することは、本件についての事実経過を正しく評価しないものであり相当とはいえないと考える。特に、関係児童生徒が当該行為に至る動機や理由の形成に大きく関わると推測される事実経過を正しく評価することなく、事実経過の最後の部分の「関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った」行為のみ取り出し、当該行為が「いじめ」に該当する旨の評価を行い、かかる行為を行った関係児童生徒に対する指導を行っても、関係児童生徒の理解や納得は得られないと思われる。

そこで、追加調査委員会は、下記2つの行為についての「いじめ」該当性を以下に検討する。

・「サッカーの試合をしている関係児童生徒のプレーを見て、対象児童生徒が関係児童生徒に対し否定的な傷つくような言葉を発しながら試合中のサッカーコート内へ入ったこと」
・「サッカーコート内に入った対象児童生徒を関係児童生徒が蹴ったこと」

（１）「サッカーの試合をしている関係児童生徒のプレーを見て、対象児童生徒が関係児童生徒に対し否定的な傷つくような言葉を発しながら試合中のサッカーコート内へ入ったこと」は「いじめ」に該当するか。

サッカーの試合に参加している者のプレーを見て否定的な傷つくような言葉を言う行為は、対象となった者に自分のプレーを貶された、ケチをつけられた、下手だと言われた等の心理的な影響を与える行為であると評価できる。

それだけでなく、また正に試合が行われているサッカーコート内へ試合に出場している選手以外の者が入る行為は、試合に出場している選手と接触する危険性の高い「物理的な影響を与える行為」であると評価できる。仮にプレーが止まったタイミングでコート内へ入ったとしても、試合終了後と異なり審判の合図によりプレーが直ぐに再開する可能性があることから、同様の危険があるといえる。

また、対象児童生徒は、関係児童生徒のプレーを見て否定的な傷つくような言葉を言いながら試合中のコート内へ入ったのであるから、かかる対象児童生徒の行為は、関係児童生徒を意識して行った行為と評価できる。

それ故、対象児童生徒が行った行為は、加害者が被害者を意識して被害者に対し心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったとの要件を充たすといえる。

では、対象児童生徒のかかる行為により、関係児童生徒が心身に苦痛を感じたのかについて検討する。

この点、関係児童生徒は、追加調査委員会の聴き取りに対し、小学校6年3学期に行われたサッカー大会について「そもそも小6の時にサッカーしたのもあんまし覚えていなくて」と述べていることから、対象児童生徒の行為により関係児童生徒が心身に苦痛を感じたか否かは不明である。

しかしながら、試合に出場している児童生徒がコート外から自分のプレーを見て否定的な傷つくような言葉を投げながらコート内に入ってきた場合、何故プレーにケチをつけられるのか、試合に出場している他の児童生徒や試合を観戦する観衆の前で貶められた、悔しい、恥ずかしい等の感情を抱くのが一般的である。

従って、関係児童生徒も、対象児童生徒の本件行為によりかかる感情を抱いたものと推測されるから、関係児童生徒が対象児童生徒の行為により心身の苦痛を感じたとの要件も充たしているといえる。

以上から、サッカーの試合に出場している関係児童生徒に対し、対象児童生徒が否定的な言葉を投げかけたこと」は「いじめ」に該当する。

（2）「サッカーコート内に入った対象児童生徒を関係児童生徒が蹴ったこと」が「いじめ」に該当するか

関係児童生徒が、対象児童生徒を「蹴る」という行為は、対象児童生徒をターゲットにした、対象児童生徒の身体に向けた有形力の行使であるから、「加害者が被害者を意識して被害者に対し物理的な影響を与える行為を行ったとの要件を充たすといえる。

では、関係児童生徒に蹴られたことにより、対象児童生徒は心身に苦痛を感じたのかについて検討する。

この点、対象児童生徒は、関係児童生徒は、追加調査委員会の聴き取りに対し、「あまり記憶がない」と話しており、関係児童生徒に蹴られ対象児童生徒が心身に苦痛を感じたか否かは不明である。

しかしながら、身体を蹴られた場合通常は「痛い」と身体に苦痛を感じるから、対象児童生徒も身体を蹴られ苦痛を感じたものと推測できる。従って、「上記の行為により被害者が心身に苦痛を感じた」との要件を充たすといえる。

以上から、「関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った行為」は「いじめ」に該当する。

この点、本件をいじめと認定することについて、関係児童生徒から「対象児童生徒がサッカーの試合をしている自分に対し否定的な言葉を投げかけながら試合中のコート内に入ってきたから、これを止めさせるために対象児童生徒を蹴ったのだ、自分は悪くない、正当防衛だ」との弁解があるかも知れない。

確かに、対象児童生徒が関係児童生徒に先んじて「いじめ」行為を行った結果、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴ったという結果が生じたことは否めない。しかしながら、「蹴る」という有形力の行使をしなくとも、対象児童生徒に対し自らが嫌だと思う行為を止めるよう口頭で注意を促すことも可能であったし、当該サッカーの試合の審判やサッカーの試合を見守っていた教師等に対応を任せることも可能であったといえる。

従って、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴った行為は、「いじめ」に該当する。

4　上記第３の４（４）で認定した事実が「いじめ」となるか

上記第３の４（4）で認定した「関係児童生徒は、対象児童生徒が走ってくる走路に、対象児童生徒が避けられないようなタイミングで片足を上げて出したこと、関係児童生徒が出した足を、対象児童生徒が飛び越えようとしたが、関係児童生徒が上げた足をさらに高く渡り廊下の手すりの位置まで上げたことから、対象児童生徒は関係児童生徒が出した片足を飛び越えることができず、その足に引っかかり転倒したこと」のうち、関係児童生徒の行為すなわち「関係児童生徒が、対象児童生徒が走ってくる走路に、対象児童生徒が避けられないようなタイミングで片足を上げて出し、上げた足をさらに高く渡り廊下の手すりの位置まで上げた」行為は「いじめ」に該当するかを検討する。

「関係児童生徒が、対象児童生徒が走ってくる走路に、避けられないようなタイミングで片足を上げて出し、その出した足をさらに高く渡り廊下の手すりの位置まで上げた」行為は、関係児童生徒が対象児童生徒を意識して行った行為であり、対象児童生徒はその関係児童生徒が出した足に引っかかり転倒したのであるから、関係児童生徒のかかる行為は、対象児童生徒に転倒という物理的な影響を与える行為であったと評価できる。

それ故、②の要件「加害者が被害者を意識して被害者に対し心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったこと」との要件を充たす。

他方、関係児童生徒のかかる行為により、対象児童生徒は転倒し左顔面を強打し、口から血を流した等の大けがをしたのであるから、対象児童生徒が心身に苦痛を感じたことは明かといえる。よって、③の要件、「上記②の行為により被害者が心身に苦痛を感じたこと」との要件も充たすといえる。

従って、「関係児童生徒が、対象児童生徒の走ってくる走路に避けられないようなタイミングで片足を上げ出し、その出した足をさらに高く渡り廊下のフェンスの手すりの位置まで上げた」行為は、「いじめ」に該当する。

第５　上記第４で認定した「いじめ」が重大事態に該当するか

１　法２８条１項の「重大事態の疑い」の判断について

法 28 条 1 項 1 号は、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める際に、同条 1 項 2 号は②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める際に、学校の設置者またはその設置する学校に組織を設け、当該組織により事実関係の調査を行うことを義務づけている。

それ故、法 23 条 2 項に基づく調査によって事実関係が十分に明かになっている場合を除き、法 28 条 1 項 1 号、2 号の重大事態が生じたと疑われる場合には、調査をすることが必要となる。

重大事態が発生した疑いがあるか否かの判断について、いじめ防止基本方針（p 32）では「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは、『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして『報告・調査等に当たる』」とされている点に留意する必要がある。

では、上記第 1 の 4 で認定したいじめが、「重大事態」に該当する或いは「重大事態が発生したものとして法 28 条 1 項に基づく調査を開始すべき事案であった」といえるかを以下に検討をする。

２　上記第１の４（１）から（４）で認定した行為によって重大事態が生じたといえるか

（１）上記第４（１）について

関係児童生徒が対象児童生徒の臀部を蹴るという行為によって、対象児童生徒が怪我をしたとの記録は何らなく、その後に対象児童生徒が不登校になったとの資料もない点に鑑みると、小学校 4 年次の体育の授業の件の「いじめ」により法 28 条 1 項 1 号、2 号の「重大事態」或いは「重大事態の疑い」が生じたとは認定できない。

（2）上記第４（2）について

上記（1）同様、当該小学校６年次の冬季野外活動での件によって、対象児童生徒が怪我をした、この「いじめ」がきっかけとなり対象児童生徒が不登校となった旨の資料はない。

また、冬季野外活動後の平成31年３月11日に行われた学年サッカー大会において、対象児童生徒がサッカーの試合をしている関係児童生徒のプレーを見て否定的な傷つくような言葉を発しながら関係児童生徒がプレーをしている試合中のサッカーコート内へ入った点に鑑みると、冬季野外活動での関係児童生徒の「いじめ」行為により、対象児童生徒の心身に重大な被害が生じていたと認定することは相当ではない。

以上から、小学校６年生の３学期の冬季野外活動中の件により、法28条１項１号、２号「重大事態」及び「重大事態の疑い」が生じたとは認定できない。

（3）上記第４（3）について

上記（1）同様、当該小学校６年次の学年サッカー大会において、関係児童生徒が対象児童生徒を蹴ったことにより、対象児童生徒が怪我をしたとの記録はなく、また、この「いじめ」がきっかけとなり対象児童生徒が不登校となった旨の資料もない。対象児童生徒からも同保護者の何れからも、追加調査委員会に対し、この「いじめ」がきっかけで怪我をした、不登校になったとの訴えもなかった。

また、当該小学校の卒業式において、関係児童生徒と対象児童生徒は、一緒に写真を撮っている。

従って、小学校６年次の学年サッカー大会での「いじめ」により、法28条１項１号、２号の「重大事態」及び「重大事態の疑い」が生じたとは認定できない。

（4）上記第４（4）について

上記第４（4）で認定したいじめ行為により、対象児童生徒は３階渡り廊下の鉄製の手すりに左顔面を（左眼の下）ぶつけ転倒し廊下に蹲ったこと、対象児童生徒の口が、対象児童生徒の唇から出血したことが認められる。

第４章第３の２（2）以下で認定したとおり、本件転倒事案後の対象児童生徒の状況は以下のとおりであった。

対象児童生徒は、教員Ａにより保健室へ運ばれ、保健室では対象児童生徒は唇から出血し、その後左眼下付近が腫れてくる状態であった。保健室では、養護主幹教諭が対象児童生徒に対し、何があったか聞いたが、対象児童生徒は「歯はある」「僕なんでここおるん」「わからん」と発言し、何故怪我をしたのか説明できず不安な様子であった。
養護主幹教諭は、対象児童生徒をタクシーでＡ病院に連れて行ったが、Ａ病院でも対象児童生徒は落ち着かなかった。Ａ病院での診断は、「顔面打撲症」「左網膜震盪」「左網膜剥離の疑い」「左網膜格子状変性」「両近視の疑い」であった。

令和元年６月３日の転倒事案後、対象児童生徒の左眼は、左眼の眼球が赤く変色し眼瞼及び眼の下の目頭から真ん中付近まで青紫に変色していること、瞼から左顔面が腫脹し、唇も腫れていた。

令和６年６月４日朝、対象児童生徒と父が当該校に来校し、学年主任と教員Ｂに対しＡ病院でデータをもらいＢ病院に行く旨伝えた。その際、父は「記憶が飛んでいること、家で寝られなかったこと」等を伝えた。同日、対象児童生徒はＢ病院を受診し、ＭＲＩ検査を受けた。受診後、対象児童生徒の母は、養護主幹教諭に連絡を入れている。

同日、教員Ｂは対象児童生徒宅を家庭訪問しているが、「大丈夫と言ったものの、やはり、気持ちの整理がついていないので、関係児童生徒とは会いたくない。」「関係児童生徒側から連絡があったが、電話を取れない。」と泣きながら訴えたことが記録されている。

対象児童生徒の受傷直後の顔面の症状、Ａ病院の診断した傷病名、翌４日の対象児童生徒の母から養護主幹教諭に対する報告、６月４日の対象児童生徒の母と教員Ｂの面談での訴え、特に６月３日の対象児童生徒の写真では対象児童生徒の左眼の目頭から瞳の下あたりが紫色に変色しており、また、Ａ病院にて「左眼の網膜が薄くなっている箇所があり、剥離を起こす可能性があるため経過を見る必要がある。」という状態であった点に鑑みると、本件は「心身に重大な被害が生じた」と評価できる。

また、当該校の養護主幹教諭は、対象児童生徒をＡ病院へタクシーで連れて行き診察の最後まで付き添い、対象児童生徒および同人の母と共に当該校へ戻っているのであるから、当該校には養護主幹教諭を通じ対象児童生徒の診断名や状態が知らされたものといえる。

従って、当該校は、６月３日当日に、本件により対象児童の心身に重大な損害が生じた疑いがあるとの認識を持つことが十分に可能であったと評価できる。

以上から、６月３日の件については、「いじめ」により「重大事態」が生じた事案であると認定できると共に、当該校は、同日「いじめ」により対象児童生徒の心身に重大な損害が生じた疑いがあるとの認識を持つことが可能であった。

第６　さいごに

本件において、とくに転倒事案の態様については、個々の生徒ごとに供述内容に食い違いがあり、また供述時期によっても一部供述内容に変遷も見られる。これは供述者が中学１年生という未熟な年齢、そして重大な結果（負傷）になったという状況がもたらす緊張感、さらに追加調査の段階では事案発生から約５年もの期間が経過していたこと等に照らし、無理からぬところであり、追加調査委員会は生徒らの供述に変遷があったとしてもこれを咎める意図は全くない。追加調査委員会の調査に協力してくださった生徒・保護者、

教員の方々に感謝をする次第である。ただ、追加調査委員会は、いじめに関する事実関係を解明すべき職責上、転倒事案当時に作成された学校提出資料など客観性のある程度認められる資料を精査し、各生徒らのヒアリング内容を比較検討し、できる限りの事実認定を行ったものである。

この点、第1章第5に述べたように、追加調査委員会の調査報告書は裁判に供する目的で作成するものではなく、法28条1項に基づく調査委員会の事実認定は、裁判所におけると同様の厳格な事実認定に限定されず、疑いの程度を明示した一種の灰色的な認定も行うことができる（日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」第2部第1(2)事実認定に関する指針②、「地方公共団体における第三者調査委員会調査指針」第8事実の認定参照)。われわれ追加調査委員会の事実認定も上記スタンスに拠るものであり、言うまでもなく裁判所の事実認定とは別個のものであって、それに代わるものではないことを指摘しておきたい。

本件においては、第8章でも触れるが、転倒事案発生当初は、対象児童生徒が転倒する経緯も分からないまま病院搬送され治療を受けており、事実関係を的確に把握するのは容易ではなかったところ、生徒間の接触により傷害が発生した事案として実施されるべきであった現場検証や現場における目撃生徒からの事実確認、動きの再現などの作業がなされておらず、その後翌年3月ないし6月まで事実確認の作業がなされないまま推移したことが、本件事案の正確な事実認定を困難ならしめた要因であると思われる。

ただ、最低限指摘したいことは、仮に関係児童生徒の供述をそのまま前提にしたとしても、狭い3階渡り廊下で走ってきた対象児童生徒の行動を知りつつ、その走路を遮る形で片足を高く上げる（手すりまでの高さは追加調査委員会が計測したところ床面から高さ約87.5cmであった。ちなみに、対象児童生徒の身長は、小学校6年次の4月で134.1㎝、中学1年次の7月時点で140cm程度。追加調査委員会のヒアリング結果によると、関係児童生徒の身長は中学1年入学時は160㎝程度で、約20cmの身長差があった。）危険な行為をして、対象児童生徒が立ち止まらずジャンプした足に引っかかり転倒し負傷を負わせる結果を生じさせたものであることは否定できず、怪我をさせるつもりはなかったとしても暴行の故意（「他人の身体に対する不法な有形力の行使」の認識認容。この有形力の行使は判例通説上広く解釈されており、物理的な力が身体に直接加えられなくとも傷害の結果発生の具体的危険を生じさせた場合を含む。）により傷害の結果を発生させたものと言え、傷害事件ないし暴力を伴ういじめ行為と認定されるのはやむを得ないところと思われる。

なお、追加調査委員会は、関係児童生徒が片足を上げた目的を「ふざけて、ちょっかいを出す目的」と認定したが（64頁)、積極的に対象児童生徒に怪我をさせる目的であったとまで認定する資料は見当たらなかったことを付言する。

また、傷害事件については、関係児童生徒の保護者が追加調査委員会に提出した資料及び保護者の説明によれば、神戸市の児童相談所が、関係児童生徒が関与している事件（傷害）について警察署から通告を受けたとして、令和3年2月16日に関係児童生徒の事情聴取をしており（1回限り）、同事件はそれ以上家庭裁判所から呼び出されることなく終了した、とのことである。よって、本件は、当初は14歳未満（刑事責任無能力）の少年による傷害事件（いわゆる触法少年案件）との見立てで捜査が開始されたが、その後、児童相談所から家庭裁判所に送致されず、家庭裁判所が扱う少年事件とはならず終了したものと思われる。

第６章　重大事態の認知の経緯

第１　本章のテーマ

前章では、法の定義に基づき本件における「いじめ」並びに「いじめ重大事態」は何かを論証した。しかし本件の実際の事実経過を見ると、転倒事案発生後、当該校が対象児童生徒の保護者から要望書の提出を受けた翌日、令和２年５月 26 日に神戸市教育委員会に対し法 28 条１項に基づくいじめ重大事態（1 号事案）との報告書を提出するまで、1 年近くの経過を要している。そこで本章では、本件における実際の事実経過の中で、当該校は、本来いつ、何をもっていじめ重大事態を認知すべきであり、認知することが可能であったかについて考察する。

その際、法第 28 条 1 項の調査組織による調査の結果として、重大事態の発生が「いじめ」によるものであったか否かは第７章で考察するため、本章では、当該校が法 28 条１項に基づく「いじめ重大事態」（疑いを含む）と認知し教育委員会に報告すべきはどの時点であったかを考察するものである点、留意されたい。

なお、何故いじめ重大事態の認知・報告まで 1 年近くを要したかについては、当該校及び教育委員会の対応を検討する第 8 章及び第 9 章で考察すると共に、本章においてはそれに関連する事実経過を指摘することとする。

第２　重大事態とは何か

１　重大事態の定義、並びに報告・調査義務

本件事案についての考察に入る前に、法 28 条１項に定める「重大事態」の定義について述べると共に、いじめ重大事態の認知が遅れた場合の影響について、ガイドラインなどから摘示する。

「重大事態」とは、法第 28 条１項各号所定の事態をいう。

1 号：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（「生命心身財産重大事態」）

2 号：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「不登校重大事態」）

「重大事態」は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省、以下、「ガイドライン」という。なお、ガイドラインは令和 6 年 8 月に改訂されているが、本件事案当時の行為規範としては平成 29 年 3 月策定のガイドラインが適用されるため、以下基本的に後者に準拠する。）第 2)。すなわち、「重大事態」とは、いじめが原因で、児童等に重大な被害が発生している、あるいは、相当期間欠席を余儀なくされていると疑われる場合を指すのであって、①重大な被害という結果の発生が疑われる場合であっても、②重大な被害や相当期間の欠席が「い

じめにより」生じたという因果関係が疑われる場合であっても、該当する。

学校は、上記の「重大事態」が発生した場合、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する法律上の義務があると共に（法 30 条等）、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止のため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う必要がある（法 28 条 1 項）。この報告が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者又は学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる（ガイドライン第 3）。調査組織は、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する必要がある（ガイドライン第 4）。

いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科初第 814 号、以下「基本方針」という。）は、調査の主体については学校の設置者が判断するが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合等は、学校の設置者において調査を実施する、としている。

（なお、本件において、原調査委員会を当該校の下に設置することとした教育委員会の対応については、在校中の生徒らが調査対象であり速やかに組織を立ち上げることなど一定の合理性もあったが、対象児童生徒の保護者らと当該校の緊張関係が高まっていた状況を踏まえると教育委員会の下に全員外部委員による第三者委員会を設ける必要が高かったとも思われる。）

2　重大事態として早期対応をしなかったことにより生じる影響

同ガイドラインは、重大事態として早期対応をしなかったことにより生じる影響として、以下のとおり指摘する。

○　重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。

○　同ガイドラインは、重大事態の範囲に関して、以下のとおり誤った重大事態の判断を行った事例等を例示している。

①　明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が 30 日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。

②　不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席

日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば対象児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③　いじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。

第３　本件における重大事態の認知の経緯（転倒事案以後の経過、被害状況）

転倒事案以後の経過（とくに被害状況）について、当該校から提出された本件事案当時の資料、対象児童生徒側から提出されたカルテ等によれば、以下事実が認められる。

なお、転倒事案以前、とくに小学校時代にも関係児童生徒による「いじめ」並びに「いじめ重大事態」については第５章で述べたとおりである。

１　令和元年６月３日以降の経過、並びに、重大事態の認知の契機について

①　令和元年６月３日（事案発生当日）、対象児童生徒はＡ病院を受診し、顔面打撲傷、左眼球打撲傷、左網膜振盪、眼窩吹き抜け骨折の疑い、左網膜剥離の疑い、との診断を受け、同月４日、Ｂ病院脳神経外科を受診し、左手関節捻挫、頭部打撲の診断を受けた（ただし、同病院整形外科の同日付けのカルテには、「Ｘｐ：明らかな骨折線なし」と記載されている。他方、６月５日Ａ病院受診時、対象児童生徒は、同病院小児科医師に対し、「夜中にｆｌａｓｈ　Ｂａｃｋがあり眠れない」と訴えている。）。

当該校は、事案発生当日、養護主幹教諭が対象児童生徒の左目がみるみる赤く充血するのも目撃しており、Ａ病院にも付き添っており、翌４日のＢ病院の診断内容については当該校は対象児童生徒の保護者から電話報告を受けている。

したがって、関係児童生徒による暴力を伴ういじめ（ないしその疑いのある行為）により対象児童生徒が負傷したことを事案発生当日から認知しているのであり、本来は事案発生当日からいじめ重大事態として認知すべきであり、認知し得たものと考えられることは、第５章に記述したとおりである。

この点、当該校は、同月７日、学年主任が学年保護者会において転倒事案について保護者らに報告し、対象児童生徒の負傷状況については「目が大きく腫れており青ざめるほど」と報告しつつ、「保護者がお互いの子どものことを考えて指導や謝罪をしてくれました」とし、「学校としてはこのような『事故』が二度と起こらないように、職員一同気を引き締めて、『安全管理』には十分気を付けてまいります」とし、本件を不注意な事故と位置づける発言をした（かかる当該校の対応については第８章に詳述する。）

②　別の保護者から学年保護者会での説明内容について抗議を受けた当該校は、令和元年６月21日、学年主任が６月７日保護者会に参加していた家庭を中心に、学年保護者会で転倒事案について話した内容について修正説明をするための家庭訪問を開始した。その際、

学年主任らは予め説明内容を書面化し、それに基づいて各家庭で口頭説明をしたが、その書面には、転倒事案について、「渡り廊下を走っている生徒に故意に足を出し、その足を上げひっかけるという危険な行為がありました」と行為態様について具体的な記述があり、対象児童生徒の負傷状況についても、「手すりに左顔面を強打した」、「恐怖から当日の記憶が飛んでいる部分があり、健忘症の症状も見られる」、「腕にひびが入り、顔面には血腫種もあり、眼球の裏に空気が入るという大怪我となった」、「頭部のけがは、経過観察が必要で、日を追うごとに新しい症状も出ており」、「網膜剥離で手術になる可能性も高い状態」、「運動の制限があり」、「家庭ではフラッシュバックや落ち込み、精神面の不安定さなども現れている。」、と詳細に告知するものであった。

かかる当該校の対応の評価については第 8 章に述べるが、ここでは、いじめ重大事態の認知の観点で述べれば、当該校は、故意の行動によって大怪我をしている生徒がいること、フラッシュバックなどＰＴＳＤの発症を示す症状も出ていることを認識しており、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第 28 条 1 項 1 号、生命心身財産重大事態）と判断することは可能であり、判断すべきであった。

そして、この時点で少しでも「いじめ」の疑いを持てば、約 2 か月前に引き継いだばかりの小中引継ぎ資料を見直して、対象児童生徒が関係児童生徒から少なくとも小学 4 年、6 年に 3 回暴力を伴ういじめ行為を受け、同じクラスにすべきでないとの引継ぎを受けていたことを再確認し、また、転倒事案発生の当日朝のいじめに関するアンケートで「わけもなく叩かれたり、蹴られたり、押されたりする：○」と対象児童生徒がいじめ被害を訴えていた事実も再認識が可能であったと思われる。

さらに、仮にこの時点に至っても「いじめ」（疑い）の認識を持てなかったとしても、「故意の暴行による大怪我をさせた事案」として傷害事件と把握しておれば（第5章第6、第 8 章第 3・1(2)参照）、学校として、両者の背景事情なども慎重に再検討をする組織的な体制を構築するきっかけを掴むことができたのではないかと思われる。そうすると、上記の小中引継ぎ資料や当日のいじめに関するアンケートを再確認することにもなり、本件が偶発的な事故、不注意な事故ではなく、「暴力を伴ういじめ」、「いじめが犯罪行為として取り扱われる事案」である疑いも持つことができた可能性があると思われる。

なお、当該校は、同年 7 月 3 日付けで教育長宛に提出した「幼児・児童生徒事故報告書」においても、本件転倒事案について、「その場に居合わせた生徒が対象児童生徒の走路を妨害しようと意図的に足を出し、その足を上げてひっかけた。」と記載し、故意の暴力行為であることを認識している。

③　同年 7 月 4 日、Ａ病院からＤ病院精神科に対して、対象児童生徒の診断名を心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）とする紹介状が出され、同月 17 日、同病院から照会元のＡ病院への経過報告書には「侵入症状、回避、健忘、過覚醒、抑うつ気分が確認されました」

「急性ストレス障害からＰＴＳＤへの移行期と考えられます」とされ、同日、対象児童生徒保護者が学校を訪問し、対象児童生徒のＰＴＳＤが慢性化していると伝えた。

同月 17 日のＤ病院初診時に対象児童生徒の保護者は、医師に対し、「フラッシュバックで思い出している。」、「数日興奮状態。寝ようとして思い出したと。」、「毎日夢を見て目が覚めるらしい。」、「怪我した場所がフラッシュバックしてその場でげっと吐いてしまうと。」と説明し、対象児童生徒も「怪我した瞬間を夢で思い出して寝られなかったり」と説明している。

同月 26 日、当該校から神戸市教育委員会宛に提出された「災害報告書」には、「走って追いかけていた本人の前に、渡り廊下にいた友達が急に足を出した。本人は、それに引っかかり、走っていて勢いがあったため、吹っ飛び、渡り廊下の手すりに左顔面および左手を強く打ち付け負傷した。」、「その後、夜眠れな

い、急に飛び起きるなどの症状が現れてきたため、6 月 8 日Ａ病院小児科を受診、同日整形外科で左手も見てもらった。」などと記述されている。

当該校は、対象児童生徒保護者から、Ｄ病院の診察の結果を踏まえて対象児童生徒のＰＴＳＤ慢性化を伝達された令和元年 7 月 17 日時点において、故意の暴力を伴ういじめ（疑い）によるＰＴＳＤ発症、慢性化であること（少なくともその可能性）を認識し得たのであり、いじめ重大事態として認知し教育委員会に通知すべきであったと思われる。

なお、対象児童生徒は、Ｄ病院から紹介を受けたＥ診療所で、同年 8 月 28 日、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の診断を受けている。同診療所では、同日付けでＰＴＳＤのほかに統合失調症様反応、不眠症、冷え性、腹痛の診断名を保険病名としている。

④　対象児童生徒の令和元年度 1 学期の通知表によれば、対象児童生徒の 1 学期中の欠席は 0 日、遅刻 6 日、早退 6 日とされている。

しかしながら、当該校から追加調査委員会に提出された当該校が当時作成したと思われる資料によれば、実際には転倒事案後、令和元年度 1 学期中も欠席あるいは部活動のみ参加となったと思われる記載は、病院受診日を除いても、6 月 19 日（水）遅刻（昨夜眠れず）、6 月 24 日（月）早退、7 月 8 日（月）早退（部活動参加、保護者より朝から調子が悪い（吐き気がする）と連絡があり、少しでも不調を訴えたら早退させてくださいと言われる。2Ｐに早退。家で休み、調子がよくなったので部活動に参加）、7 月 9 日（火）欠席、7 月 17 日Ｄ病院精神科受診日（「残り 2 日間休ませた方がよい、と言われ休ませる方向で。ただし、本人が自ら行きたいということであれば止める必要はない。」）、7 月 18 日（木）放課後部活動のみ参加、7 月 19 日（金）1 学期終業式の日・欠席、午後部活動参加、7 月 20 日（土）部活欠席、7 月 22 日（月）部活欠席、7 月 23 日（火）の記載として、「終業式まで部活に行けていたが、次の日（土）（月）と部活に行けていない。不調を訴え、状態がとても悪い。よく聞くと、部活で 2 組と[redacted]組の参考児童生徒Ｂに学校に来てないのに部活だけして

いることを言われたことが辛く、部活に行けなくなっている。些細な言葉も今は本人が耐えられない。」、7月24日（水）部活欠席（午前中D病院受診、午後は迷いながら部活を欠席することにした。）、7月25日（木）部活欠席。

これら当該校作成と思われる資料によれば、毎日の記録では無いため不確かさが残るものの、実際には転倒事案後、1学期中も欠席あるいは部活動のみ参加となったと思われる記載がある（追加調査委員会の把握では、欠席5日、遅刻2日、早退3日、これらのうち放課後部活動参加5日）。さらに、令和元年度夏休み中の部活動についても、当該校作成と思われる資料には、欠席した旨の記載が3日ある（ただし毎日の記録では無いため実際には欠席しているものの記載がない可能性がある。

前記の基本方針は、欠席日数が年間30日であることを目安としつつ、それに満たない場合であっても、「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としており、連続して欠席している場合ではない本件において、1学期中の出欠状況のみをもって重大事態として把握すべきであったとまではいえないように思われる。

ただ、これらの欠席、遅刻早退、放課後部活参加については、「保護者より朝から調子が悪い（吐き気がする）と連絡あり」、「D病院で残り2日間休ませた方がよいと言われる」、「学校に来ていないのに部活だけしていることを言われたことが辛く、部活に行けなくなっている。些細な言葉も今は本人が耐えられない。」、「陸上の記録会を見に来るが誰とも会わずに帰る」などと対象児童生徒の精神的苦痛が記録されている箇所もあり、本来ならばこれらの時点でも当該校において、対象児童生徒の負傷内容、ＰＴＳＤ慢性化の推移をも勘案して、慎重な組織的評価、判断がなされることが望ましかったものと思われる。

⑤対象児童生徒の令和元年9月の欠席日数は18日、同年10月の欠席日数は21日であり、その後も欠席が続き、1年次の9月から12月は出席すべき日数78日中、欠席日数は77日という状況となり、平成31年度（令和元年度）の欠席合計は97に至った。

仮に、当該校が令和元年8月末までに生命心身財産重大事態該当性の判断ができなかったとしても、遅くとも欠席日数が登校すべき日数19日に対し18日に及んだ9月末か、通算30日を超えた10月には、「不登校重大事態」（2号事案）として把握すべきではとの疑念をもって、組織的に検討をすべきであった（より正確に言えば生命身体財産重大事態兼不登校重大事態として）。

1年次（平成31年度・令和元年度）					令和2年					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	18	21	20	18	11	9	0	97	欠席日数	
	19	21	20	18	17	18	1	114	出席すべき日数	

2年次（令和2年度）										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
	新型コロナ休業		21	20	9	17	3	60	欠席日数	
			22	20	10	19	12	83	出席すべき日数	

2　小括

以上のとおり当該校は、①転倒事案発生当日（令和元年6月3日）、②学年保護者宅の家庭訪問をした時期（同月6月21日、24日）、③対象児童生徒の保護者からＰＴＳＤ慢性化の報告を受けた時期（同年7月17日）、④不登校期間が30日を超えた時期（同年10月）に、「いじめ」の認知をし、かつ「生命心身財産重大事態」（上記①～③、④）、「不登校重大事態」（上記④）に該当するとして法30条に基づき学校の設置者（神戸市教育委員会）、地方公共団体の長（神戸市長）に報告する義務があり、かつ、法28条1項に基づくいじめ重大事態調査を開始する必要があった。

しかし、当該校は、結局、「いじめ重大事態」と認知・報告する機会を幾重にも見逃し、対象児童生徒の保護者が行政文書開示請求をして当該校に対象児童生徒の転校措置等を求める要望書を提出した令和2年5月25日の翌日まで、いじめ重大事態の報告書を神戸市教育委員会に提出せず、当該校が法が求める適切な対応を速やかに取らなかった結果、まさにガイドラインが指摘するとおり、被害が深刻化するに至ったのである。

3　関連する事実経過

当該校の転倒事案発生以降の経時的記録によると、概要以下のとおりの経過が認められる。

令和元年6月10日、学年主任、担任（教員Ｂ）が対象児童生徒宅を訪問し、学年保護者会での説明について事前に同意を得ていなかったことについて謝罪する。

6月17日、対象児童生徒保護者が来校し、文書かメールで学年全員に正確な事実関係を伝えるよう要請する。

6月18日、当該校から連絡を受けて関係児童生徒保護者が来校し、当該校から対象児童生徒保護者の言葉を伝達される。当該校が学校にて双方の両親が面談する場を設定することを提案し、関係児童生徒保護者は同意する。その後、対象児童生徒保護者から当該校に対し、それで終わりになってしまうことが納得できない旨の拒否の電話がなされる。

6月19日、当該校が対象児童生徒保護者に対し、文書配布はできないこと、文書配布に

代えて学年の保護者宅を家庭訪問する旨、連絡する。

6月20日、対象児童生徒保護者が来校、校長・教頭・学年主任・担任（教員B）が対応し、文書配布ができない理由について問答があり、当該校から家庭訪問で話す内容を予め文書化し内容の統一を図ることと、文書内容について対象児童生徒側に事前説明をする旨、説明する。

同日、関係児童生徒保護者に対し、当該校より転倒事案の説明のため家庭訪問をすることを伝達する。

6月21日、当該校より対象児童生徒保護者に対し、電話にて家庭訪問時の文書を読み上げて同意を得る。

6月21日、24日、当該校教員が同学年生徒宅を家庭訪問する。

6月25日18時過ぎ、対象児童生徒保護者から関係児童生徒保護者に対し、今すぐ3人で来てほしい旨の電話が入る。

7月1日夜、関係児童生徒と保護者にて対象児童生徒宅を訪問、以後、関係児童生徒側は毎日対象児童生徒宅を訪問して謝罪（7月17日ころまで）、

7月2日、対象児童生徒保護者より関係児童生徒保護者に対し、20時に来てください、との電話が入る。

7月3日、関係児童生徒の父親が、20時と21時の2回、対象児童生徒宅を訪問するが不在であった。

7月4日、関係児童生徒の父親が、20時と21時の2回、対象児童生徒宅を訪問。2回目に対象児童生徒の両親、祖父母、対象児童生徒の妹夫妻と面談、3人揃ってくるように求められたため、関係児童生徒と母親も訪問し、23時前ころから25時ころまで面談がなされる。

7月17日20時頃、対象児童生徒保護者が来校。ＰＴＳＤ慢性化等を伝達すると共に、関係児童生徒が7月1日から毎日来宅しており、本人の反省や変化・成長を感じる旨の発言がある。

7月23日、対象児童生徒保護者が来校し、校長・教頭・担任・部活顧問で対応する。他の生徒の些細な言葉に耐えられず部活にも行けなくなっている旨、伝達される、

8月23日、当該校が関係児童生徒保護者を呼出し、対象児童生徒のＰＴＳＤからの回復を助力するための関係児童生徒の行動制限等のルールに関する書面を説明し、協力意思を確認する。

8月27日、当該校が対象児童生徒保護者を呼出し、校長・教頭及び1年全職員同席にて、前記行動制限等のルールに関する書面を交付し説明する、同意を得る。

8月26日付書面には概要以下のとおり記載されていた。

・当該校の全教員で対象児童生徒を見守り応援する。

・当該校の全教員で対象児童生徒の勉強面をサポートする。

・ＰＴＳＤについて学習を実施し、対象児童生徒のことをみんなにわかってもらう。

・全校朝集・学年朝集・行事などの移動について

（教室から出発する場合）2組（対象児童生徒の学級）→1組→3組（関係児童生徒の学級）の順で移動する。

（教室に帰る場合）全校朝集・行事などは1組→2組→3組、学年朝集は3組→1組→2組の順で移動する。

・A棟B棟間の移動については、全学年全学級とも3階渡り廊下を使用しないこととする。2階廊下を使用する。

・保健体育の授業を1･2組セットと3組単学級に変更する。

・2組が使用するトイレ・手洗い場を3階と4階両方にする。

・生徒の指導と見守りを1年生教員はじめ当該校の全教員で継続して実施する。

・対象児童生徒と保護者に相談し、対象児童生徒のためできることを精一杯していく。

8月28日、当該校が全校生に対し、前記の行動制限等のルールに関する計画を伝達する。

8月30日、当該校は、全校生にＰＴＳＤなど心の話や対象児童生徒本人のことなど伝達し、職員で研修する、

9月12日、当該校教員が対象児童生徒宅を訪問し保護者と話す。うつ状態は変わらず外出も一苦労、病院帰りに下校中の生徒に会い、車中で吐き気など酷くおびえて隠れたなどの出来事を聞く。

10月8日、当該校の校長・学年主任・担任（教員Ｂ）が対象児童生徒保護者と共に、Ｅ診療所を訪問し、担当医から、ＰＴＳＤはかなり重症であること、単なる不登校と違い「心のケガ」で治療のための欠席である旨、説明を受ける。

10月28日（代休日）、対象児童生徒の家族から当該校に電話があり、関係児童生徒の兄が対象児童生徒の自宅マンションの1階に友人といる、なぜ近づくのか、配慮がなさすぎる旨の抗議があり、対象児童生徒保護者、担任（教員Ｂ）、学年主任で関係児童生徒の自宅を訪問。保護者が対象児童生徒の状況や近づかずそっとしておいてほしいことなど伝える。

11月13日、対象児童生徒保護者、来校。ＰＴＳＤの治療が順調に進んでいる。

当該校は、週1回、対象児童生徒の家庭訪問しクラスの生徒や担任からの手紙のポストインにてコミュニケーションを図っている。本人に負担をかけないよう玄関チャイムは鳴らさず、保護者への電話も本人がいないときでないと保護者も電話に出にくいため、電話があること自体保護者にも負担になるので基本的に架電しないこととする。

12月6日、対象児童生徒保護者、来校。ＰＴＳＤの治療が順調に進んでおり、3学期には学校に行くという課題が医師より出るかも知れず、本人も楽しみにしている。

12月20日、個別懇談会。対象児童生徒の母親が教室前廊下に張り出された持久走ランキング表の関係児童生徒の氏名を見て落涙、動悸、息苦しさを発症し、祖母の来校を求め、同人に付き添われて懇談を受ける。祖母が当該校の対応に抗議。関係児童生徒側に本日の様子を伝えた上で、対象児童生徒が復帰したときには会わないように協力をしてほしい旨、

要請する。

令和２年１月９日、対象児童生徒の保護者から当該校に電話があり、治療状況の報告があると共に、現実的には駐車場にも歩いていけない状態なので段階を踏み、近所→学校門→放課後校内→放課後教室へ、など段階を踏んで登校を進める予定であること、関係児童生徒の氏名を見る、聞くという練習もしていること、他の同級生などから「さぼってた？」「何してた？」などと言われないよう、事前に治療の様子を学校側から生徒に伝えてほしい旨の要請があった。

１月 16 日、対象児童生徒と保護者のみで放課後教室まで行き、席に着いてみる。

同日午後７時から午後 11 時ころまで、当該校にて、対象児童生徒保護者と関係児童生徒保護者の話し合いが持たれ、１年職員・校長・教頭も同席し、衝立越しの協議が行われた。対象児童生徒保護者は、関係児童生徒保護者に対し、対象児童生徒の作文を読み上げる形で、小学校からの関係児童生徒による嫌がらせ、転倒事案の状態、その後の思いや様子を伝え、対象児童生徒の当該校復帰に向けて、加害者がいることで復帰ができないことから、転校、引越を強く求める。

１月 20 日以降も保護者に付き添われて放課後登校等の試行が断続的に続けられる。

２月 ７ 日、関係児童生徒保護者より当該校に対し、転校には応じない、対象児童生徒側との面談には応じない、対象児童生徒の治療のための協力や配慮はしたい旨の回答があり、当該校から対象児童生徒保護者に電話にて伝達する。

２月 14 日、関係児童生徒保護者が来校。校長と面談。文書にはできないが具体的な協力事項を４点、確認した。

①登校時間、通学路を考えて、出会わないようにする。

②教室からの出入りは後方のドアを使い、外の様子を伺って会わないよう配慮する。

③対象児童生徒の登校状況を教師に聞いて、自分でも会わないように気をつける。

④使用するトイレの場所や移動の順番など、ルールを守る。

２月 17 日、当該校から対象児童生徒保護者に架電し、２月 14 日の関係児童生徒保護者の具体的協力事項を伝達する。

２月 18 日から同月 20 日、３日連続で対象児童生徒が欠席する。対象児童生徒保護者から当該校に電話があり、関係児童生徒の夢を見たらしく泣き叫ぶ状況であること、学校で友人と遊んでいてもみんなが ３ 組の方に行ってしまうときに足がすくむ等、関係児童生徒を気にしながらの学校生活にストレスを訴えているなど、伝達される。（その後も２月 27 日まで欠席。）

２月 20 日、当該校が関係児童生徒保護者を呼出し、上記の状況等を伝達し、対象児童生徒保護者が面談を求めている旨、伝達する。関係児童生徒保護者は、状況は重く受け止める、申し訳ない、考えさせてください。面談は差し控えたい旨、回答する。

２月 28 日から、４時間目だけ、３時間目だけなど部分的な登校を断続する。

４月２日、同月３日、対象児童生徒保護者から当該校に電話があり、対象児童生徒の妹が

児童公園で関係児童生徒で出会い、動揺して泣いて帰った、関係児童生徒側の配慮を求める旨の要請があり、学校として校外の行動を制限できないので要請を伝達するのみとなる旨回答し、関係児童生徒側に伝達する。

4月21日、対象児童生徒保護者、神戸市に対し、小学校3年生以降の公文書開示請求。

5月25日、対象児童生徒保護者が来校し、関係児童生徒の出席停止・転校を求める要望書を提出。

5月26日、当該校がいじめ重大事態（1号事案）と認定し神戸市教育委員会に報告書を提出する。

以上の経緯を踏まえると、事前承諾なしに一方的な説明を公的な場で行われた対象児童生徒保護者が当該校への不信感を募らせたことは十分に理解でき、ＰＴＳＤの症状に苦しむ対象児童生徒を見続ける保護者の心情を考えれば対象児童生徒及び保護者の心のケアがより積極的に必要であったことと思われる。他方で、当該校も、過ちを自覚した後は対象児童生徒の病状を考慮しつつ保護者の要求に可能な限り対応しようと懸命な取組を継続して行っていること、また、関係児童生徒及び保護者も、連日のように謝罪に出向き、対象児童生徒との接触回避のため学校の指導に従い、あるいは保護者と相談して、登下校時間をずらす、校内の移動経路を変更する、トイレの使用箇所も制限する等一定の行動制限に努めていること等も、汲み取れるところである。

しかしながら、当初の当該校の転倒事案に関する見立ての不適切のため、その後幾度も検討し直す機会もありながら、対象児童生徒保護者による要望書提出まで本件事案の本質的な見直しをしなかったことが、この間の対象児童生徒保護者の過剰とも言える要求行動を招き、対象児童生徒の長期欠席、転校に至る事態の深刻化の要因になったものというほかない。（対象児童生徒及び保護者の心情や心のケアの問題、関係児童生徒及び保護者の対応や協力状況の評価、当該校の取組の評価は第8章、第9章に詳論する。）

4　高次脳機能障害

なお、当該校が神戸市教育委員会宛にいじめ重大事態の通知をした後のことであるが、対象児童生徒は、Ｆクリニックを受診し、令和2年6月16日～同年7月10日にかけて神経心理学的検査（ＭＭＳＥ、ＷＩＳＣ－Ⅳなど）を受け、高次脳機能障害の診断を受けた。

（なお、同年7月12日、当該校は、対象児童生徒の母親より、対象児童生徒は母親の運転する自動車に同乗していてセンターラインオーバーの対抗車に正面衝突されるという交通事故に遭い、顔口顎付近を打撲した、との電話報告を受けている。）

5　付言：学校の経時的記録の在り方について

なお、本件に関わる当該校作成と思われる経時的記録は、個々の箇所がいつ作成されたか、誰が作成（記入）したか記載がなく、信用性が高い客観的資料と言えるかどうか疑義

もあり得る。後日、問題が発生した場合の検証にも十分耐えるものとも言えない面がある。

とは言え、対象児童生徒の令和元年度1学期通知表には欠席0（遅刻、早退はそれぞれ6日）とされ、H31年度の不登校個人記録カードにも令和元年度4月から8月の欠席等の記載は全くないが、当該校の経時的記録によれば、令和元年6月4日と7月17日の2日は欠席したことが明らかであり、7月9日と同月18日、19日の3日は授業や終業式は欠席であるが放課後部活には参加との記載があり、これなども実質欠席と評価すべき面もある。ほかにも授業は早退しても部活には参加している記載が2日あり、また夏休み中も部活に出られず苦しい様子が記載されており、本件事案当時の第一次資料として価値は相当程度高いものがあると思われる。

業務繁多な教員に過剰な負担を付加することは避けなければならないものの、今後、同様の事態が生じた場合は、後の検証にも耐えるよう経時的記録の作成日（記入日）と作成者（入力者）程度は記載する形式を検討すべきであろうと思われる。

第７章　いじめの影響と重大事態との関連性

関係児童生徒による転倒事案発生後、対象児童生徒に発生した傷害等は以下のとおりである。

①転倒事案当日（令和元年６月３日）に発生した傷害

②心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）

③高次脳機能障害

④不登校

⑤転校

このうち、上記①が転倒事案から生じたことは明白であり、上記②③も転倒事案以前に対象児童生徒に特段の心身の故障等の記録はないこと、転倒事案以外に要因が資料上見当たらないことに照らせば転倒事案に起因するものと推測される。

不登校状態の開始、継続、ついには転校という事態に発展したことについては、関係児童生徒のいじめ行為（転倒事案）に端を発するものと思料されるが、当該校が法第 28 条 1 項に則していじめ重大事態の速やかな認知と教育委員会への報告をせず第三者委員会の設置など適切な対応の遅れがあったこと、教育委員会の指導にも不十分な点があったことも要因となった可能性があると思われる。

もっとも児童生徒が不登校状態になるのは、その原因が明確ではない場合や種々の要因が複合的に関連しているケースがあることは文科省の調査でも明らかになっているところであるため（2024. 3. 22 文部科学省委託事業　不登校の要因分析に関する調査研究など）、その原因分析は慎重になされるべきである。この観点で本件において考慮されるべきは、中学１年の夏休み前と対象児童生徒の転校前になされた関係児童生徒以外の生徒の発言の影響である。すなわち、対象児童生徒は、中学１年の終業式までは授業には出席できなくとも放課後部活動だけは参加できていたところ、令和元年７月下旬ころ、関係児童生徒以外の他の生徒（複数であったことが窺われる）から、学校に来ていないのに部活だけしていることを指摘されたことを苦に、以後部活も欠席するようになった。2 学期以降は授業も部活もほぼ欠席する状態になり（第 4 章 32 頁、第 6 章 81 頁）、中学２年に進級後も新型コロナウィルスによる休業期間を挟んでほぼ欠席状態が令和２年９月まで続いた（第 6 章 82 頁参照）。その時期に関係児童生徒以外の生徒から、関係児童生徒の体育会欠席は対象児童生徒のせいなのかという旨の電子メールが届いたことでショックを受け、翌 25 日に対象児童生徒及び保護者が転校意思を表明するに至った（第 8 章第 4 参照）。そして、10 月 19 日に転校した。

この経緯を見れば、不登校と転校の直接の契機となったのは関係児童生徒以外の複数の生徒の言動と思える。しかし、全記録を精査すれば、対象児童生徒が学校に登校できなくなり放課後部活しか通えなくなったのは、転倒事案を契機として関係児童生徒と学

校内外で出会うことに深刻な精神的苦痛を覚えたからにほかならず、その状態に対し当該校及び神戸市教育委員会がいじめ防止対策推進法及びガイドライン並びに当該校いじめ防止基本計画に則った適切な対処をしなかったことも加功して事態が深刻化していく中で、関係児童生徒以外の一部の生徒らの言動が直接の引き金になって（最後の要因となって）不登校及び転校意思表明に至ったものと見るのが相当である。

なお、第2章で述べたように、追加調査委員会は関係児童生徒を加害者、対象児童生徒を被害者とする「いじめ」の有無、及びそれに関連する事項を調査対象とするので、関係児童生徒以外の生徒らの言動がそれ自体独立のいじめに当たるか否かについては検討しない。

以上要するに、対象児童生徒の令和元年9月以降の不登校並びに令和2年10月の転校は、転倒事案を契機として、その後の当該校の対応（法に則した対応を約1年後までしなかったこと）も加功して事態が深刻化した結果生じたものであり、そのような状況の中で精神状態の脆弱化を来している対象児童生徒に対し、関係児童生徒以外の一部の生徒の言動による精神的負担の上乗せがあり、最後の引き金を引く形となってしまったものと言うほかない。

なお、当該校が令和元年9月27日付けで独立行政法人日本スポーツ振興センターに提出した「1年2組　対象児童生徒の災害報告書追記」には、転倒事案発生後の対象児童生徒の各病院受診状況、令和元年7月には外傷後の心的ストレスが原因で学校生活ができない状態が続いており、同月には不眠の回数が増え、急に落ち込んだり、吐き気を訴え、吐くことが増えてきたこと、同月17日のD病院の受診で「無理をして登校すると症状がよくならない」と診断され、それ以降放課後登校することはあったが、朝からの登校はできていないこと、同年8、9月は放課後も含めて登校出来ておらず、同報告書追記の提出当時は人と会うのを極端に避けていたり、食事が摂れない、無気力、不眠、気持ちの落ち込み、嘔吐、急に泣く等の深刻な状況となっている旨の記載がある。関係児童生徒との関係についても、「急に足を出した生徒については、小学校の時から何度か嫌がらせを受けていた」として、背景事情や人間関係についても認識していることが分かる。

第８章　本件事案に関する当該校の対応の検証

第１　「学校いじめ防止基本方針」策定と組織等の設置

１　「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

「いじめ防止対策推進法」第 13 条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とある。そのため、神戸市に限らずすべての学校は独自の「学校いじめ防止基本方針」を定めることが義務づけられている。

学校がその実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める意義について、文部科学省は「いじめ防止基本方針」で以下の 3 点をあげている。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

つまり、いじめ事案に対して、各学校が実情に応じ定めた「学校いじめ防止基本方針」に則って対応することで、いじめの被害者にも加害者にも適切な対応が組織的に行われるはずなのである。

２　学校いじめ対策組織の役割

いじめに対応する組織の構成員については、「いじめ防止対策推進法」第 22 条に「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする」とある。

文部科学省「いじめ防止基本方針」には、「学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う」とされ、具体的に「早期発見・事案対処」の項では以下の 4 点が挙げられている。

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否か

の判断を行う役割

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

つまり、学校いじめ対策会議には、いじめ事案の対応だけでなく、その事案がいじめか否かの判断を行う役割も求められている

この学校いじめ対策組織の実際の運用について、文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターは「生徒指導リーフ 19」（平成 27 年 11 月）において、「機動的に対応できるように、「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。そして、「集約担当」が、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行うが、最終的には校長の承認を得た上で、実行に移す」としている。仮判断と実行の間に校長の承認を得ることが明記されている。

第２　「当該校いじめ防止基本方針」について

１　「当該学校いじめ防止基本方針」の概要

（１）冒頭に示された５つの重点ポイント

本件事案発生時の「当該校いじめ防止基本方針」では、「いじめ防止のための基本的な姿勢として、次の 5 つのポイントに重点を置いて取組を進める」として以下を挙げている。

〇神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

〇生徒、教職員の人権感覚を高めます。

〇生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

〇いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決を目指します。

〇いじめ問題について、保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

（２）いじめの定義と教職員の姿勢

「5 つのポイント」に続き、「いじめの定義」（「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」に準拠）があり、「教職員の姿勢」として以下が示されている。

・本校では、「いじめ」をうけた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる。

（３）いじめ対策の中核組織は「いじめ問題対策委員会」

「学校いじめ対策組織」については、「いじめ問題対策委員会」と名付け、構成は、校長、教頭、学年総務、生徒指導部長、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとなっている。

次に、「いじめ問題対策委員会の役割」として以下の 3 点が挙げられている。

・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関する事や、相談内容の把握を行う。

・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議する。
・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

（４）いじめ事案への対処について

生起したいじめ事案については組織対応のポイントが以下のように示されている。
・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる。
・保護者に対し発生した事実と今後の体制について説明をし、理解を得る努力をする。
・いじめられた生徒を守るため全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的支援を行う。
・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
・中長期的な視点でも生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて指導する。
・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

第３　「当該校いじめ防止基本方針」に照らした対応の検証

１　転倒事故発生時の学年教員の対応について

（１）組織的対応による迅速な関係生徒の特定

「当該校いじめ防止基本方針」には、いじめ事案への対処について、まず第一に「人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる」とある。しかし、原調査委員会報告書にも「本件事案発生直後の事実関係の把握が極めて不十分であったこと」が「学校の対応の問題点」として挙げられ、「正確に事実を把握していれば初動が変わって結果も変わったはずである」との指摘がされている。

しかし、対象児童生徒は転倒に至る経緯もわからないまま病院搬送され治療を受けており、本人不在の状況において「事実関係を的確に把握する」のは容易ではなかったはずである。

この点について、追加調査委員会では、原調査委員会では触れられていない「対象児童生徒が病院で治療を受けている間の学年教員の動き」について丁寧に検証を行った。調査の結果、「状況を目撃した生徒」から始まる学年教員による聞き取りは組織的かつ迅速に行われ、関係する生徒と転倒事案の直接の要因をつくった関係児童生徒が短時間で特定されていた。また、直接の要因をつくった関係児童生徒は自分の足に引っかかったことも認めていた。

新入生が入学して 2 か月余りの時点で、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが学校に求めていた「集約担当」（上記第 1－2 参照）の役割を学年主任と学年生徒指導担当教員が担い「日々の情報を整理・記録・集約」する等機動的対応が行われており、学年の生徒指導体制は確立されていたと思われる。

（２）不十分な実態把握と不適切な見立て

他方、「集約担当」の別の役割である「各事案の緊急性に応じた対応の仮判断」については極めて不適切であったと言わざるを得ない。

対象児童生徒が治療を受けている間に把握した情報をもとにすれば、正確さには欠けるとしても「傷害事件」（いじめが犯罪行為としても取り扱われる事案）との仮判断は十分可能だったはずである。

しかし、実際は「関係する生徒 4 人による事故」との見立てのもとその後の対応が行われた。この見立てについては、いじめの認知に関する感度が低かった点も問題視されようが、そもそも把握した情報を吟味すれば「事故」という仮判断は成立せず、従って「関係生徒４人による事故」との見立ては、極めて不適切と言わざるを得ない。

加えて、本件事案発生から対象児童生徒保護者への説明に至るまでに現場検証による実態把握が行われていないことも対応の不備として指摘したい。現場検証は、把握した内容に齟齬はないか、見落とした点はないかを確認する事実固定のための基本的かつ重要な手立てである。仮に情報が不十分であったり証言が食い違ったりした場合でも、事案に関係する者の証言を現場で再現することによって、内容が整理されたり新たに確認するべき点が判明することはしばしばある。まして、対象児童生徒は大けがをした原因を覚えておらず、関係児童生徒は足を上げた意図をぼやかしているようにもうかがえる状況であるならば、なおさら目撃した生徒の動きを現場で再現することは重要であった。

学年教員にすれば、聞き取った関係児童生徒の言動から大怪我をさせようとの悪意は感じられなかったのかもしれない、参考児童生徒の態度から悪ふざけがとんでもない事故になったという後悔の念が感じられたのかもしれない、さらにいえば、対象児童生徒が出された足を飛び越えようとしなければ大怪我には至らず自業自得の面もあるとの認識もあったかもしれない。

しかし、本件事案が「傷害事件（いじめが犯罪行為としても取り扱われる事案）」となる可能性があるのであれば、証言者を現場においていかなる状況で対象児童生徒が大けがに至ったのかを対象児童生徒及び保護者に説明するための現場検証は必要不可欠であったはずである。

以上、不十分な実態把握が不適切な見立てにつながったのか、不適切な見立てが実態把握を不十分で終わらせたのかはわからない。しかし、いずれにせよ複数で対応した学年教員の誰もが現場で実際何が起きていたのかを具体的に確認しようとしなかったことが、本件事案の対応を誤らせた根本原因であることを指摘しておきたい。

（３）不適切な見立てによる独善的な対応

前項のとおり「故意の行動によって大怪我をしている生徒がいる」という事実がある限り、少なくとも転倒事故を傷害事件（いじめが犯罪行為として取り扱われる事案）として扱うか否かを対象児童生徒及び保護者に打診する必要はあったはずである。

原調査委員会報告書にも「怪我を負った対象児童生徒に対する配慮に欠けたこと」も「学校の対応の問題点」とされている。具体的には、「治療後学校に戻ってきた際に対象児童生徒の心情を考慮せずに謝罪の場を設けたこと」と「対象児童生徒及び保護者の了解もないまま保護者会で本件事案について一方的な説明を行ったこと」が挙げられている。

この 2 点に共通する問題点は、管理職や生徒指導主事等と対応の協議を行っていない点である。「数人の生徒の悪ふざけが重なり対象児童生徒が大怪我をした」という一部教員の見立て（仮判断）がそのまま学校全体の判断であるかのように、重大なことが簡単に決められている印象を受ける。背景には日常的に生じていたであろう生徒指導事案に迅速に対応しなければならない学校事情があったのかもしれない。現に、学校関係者への聞き取り調査によれば、「生徒指導主事は他校や他学年に関係する事案は扱うが、学年内で生じた事案については基本的に学年主任と学生生徒指導担当が主となり対応する」との話もあった。

また、そもそも学年教員は当初本件事案をいじめ事案とはとらえておらず、それ故「当該校いじめ防止基本方針」に則った対応を求めるのは無理があるとの弁解もあるかもしれない。しかし、生徒間の接触により病院搬送されるこのような事案は、管理職や生徒指導主事等も加わった緊急会議で今後の対応方針を協議すべきであった。そして、緊急会議やいじめ問題対策委員会の協議で「事故」という仮判断が「傷害事件（いじめが犯罪行為としても取り扱われる事案）」に修正されていれば、その後の対象児童生徒及び保護者への言動や配慮は大きく変わっていたと推察される。

2　対象児童生徒への対応・支援の検証

（1）対象児童生徒の心情を考慮せずに謝罪の場を設けたこと

「当該校いじめ防止基本方針」には「いじめ問題対策委員会の役割」として、「保護者に対し発生した事実と今後の体制について説明をし、理解を得る努力をする」とある。この方針に沿って学校関係者から対象児童生徒及び保護者への対応が適切であったのかを検証する。

校長は、本件事案発生当時から「本事案はいじめ事案との認識を持っていた」という。

しかし、いじめ問題対策委員会での協議もないまま、学年主任は治療後学校に戻った対象児童生徒とその保護者に了解を求め、対象児童生徒、関係児童生徒、参考児童生徒 2 名の 4 人を保健室に集め、他教員 2 名とともに指導を行っている。

具体的には、参考児童生徒らには「身体接触による追いかけ合いが今回の引き金になった」「対象児童生徒に追いかけるよう指示したことが大けがに繋がった」と指摘した。関係児童生徒には「足を出すという危険行為が、結果として病院搬送となる大けがを負わせるに至った」と指導した。その後、関係児童生徒と参考児童生徒 2 名が対象児童生徒に謝罪し、対象児童生徒も「自分が走ったことが悪い」と反省している。この指導内容については、対象児童生徒を待っていた保護者にも説明している。

以上のとおり、事案発生当日の指導や対応を検証したところ、「傷害事案（いじめが犯罪行為としても取り扱われる事案）」の可能性を考慮した言動は見られなかった。

本来、学校はこの時点で「当該校いじめ防止基本方針」にある「保護者に対し発生した事実と今後の体制について説明をし、理解を得る努力をする」に則り、対象児童生徒や保護者の意向を聞き今後の体制を検討する等の配慮が必要であった。また、わが子が学校で大けがを負わされた保護者の心情を思えば当然の配慮だと思われる。

本件事案の初期対応が当該学年任せになってしまった結果、不十分な実態把握と不適切な見立てのままに独善的な対応が行われ、対象児童生徒の心理的なダメージへの考慮や保護者の心情への配慮がないがしろにされたことが、以降の対象児童生徒や保護者と学校の軋轢の発端となったと考える。

（２）学年保護者会で本件事案について一方的な説明を行ったこと

令和元年６月７日の学年保護者会において、学年主任が「ある二人が身体接触を伴う遊びをしていた。その後、逃げる追いかけるの関係が生まれ、関係のない通りがかった生徒に『追いかけて捕まえて』という発言をした。それを受けて渡り廊下を走って追いかけた生徒に出くわした生徒が足を出した。追いかけている子はよけようとしながら走ったが、その子の足に当たり勢いをつけて顔からこけてしまった。（以下略）」と全体に伝えた。この説明には、いじめ事案ではなく「遊びの延長の事故」との学年教員の認識がうかがえ、説明を聞いた保護者たちにもそう伝わった可能性が高い。

学年主任は伝えた理由を「誰かが事件を起こすのではとの危機感を持って宿泊行事に臨んだが、意外に何事もなく終えることができた。しかし、油断はできないことを保護者に伝えるために日常の学校生活で起こった大変なことを包み隠さず話そうと思った」と追加調査委員会の聞き取り調査で述べた。

対象児童生徒及び保護者の事前承諾なしに一方的な説明が行われ、公的な場でないがしろにされた対象児童生徒保護者が、学年教員への不信感を募らせたことも十分に理解できる。良かれと思ってやったことが裏目に出たのではなく、軽率な言動と言わざるを得ない。

学年保護者会の３日後、学校は別の保護者から、学年保護者会での説明について「学校は事態を軽く考えているのではないか」との指摘を受けている。この点について、校長は、「年度当初の保護者会であったが、学年主任がこの件を説明するとは思っていなかった。保護者からの連絡を受けて驚いた。『自分なら言わない』と開口一番に言った。」とした。

同日放課後、学年主任と担任で対象児童生徒宅を訪問し、学年保護者会での「怪我の説明」について、事前に保護者の同意を得ていなかったことを謝罪している。

同月19日、対象児童生徒保護者は「学校から文書かメールできちんとした事実を全員に伝えてほしい」「関係児童生徒及び保護者に対して、対象児童生徒及び保護者の思いをすべて伝えてほしい」旨を訴えている。

学年保護者会での怪我の説明の訂正については、学年教員は、学年生徒全員の家を訪問

して説明することとし、対象児童生徒保護者には説明文書案を示し、求められた表現も加え同意を得ている。説明文章には「故意に足を出し、その足を上げひっかけるという危険な行為がありました」との内容が記載されていた。

以上のとおり、学年保護者会での一方的な説明は不適切であったが、学校は過ちを自覚した後は、対象児童生徒保護者の要求に可能な限り対応しようとする姿勢は見せている。しかし、いずれも相手（学年保護者や対象児童生徒保護者）からの指摘に反応した対応であることは否めず、学校判断による積極的な対応とは言い難い。

（３）対象児童生徒の心のケアに関する取組の検証

① 令和元年６月３日～８月５日

この期間は、本件事案発生～対象児童生徒の保護者からＰＴＳＤの疑いがあるとの訴えを受けた期間である。

「当該校いじめ防止基本方針」には「本校では、「いじめ」をうけた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる」とある。被害児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止める教員以外の存在として、法 22 条は「専門家の参加」を規定している。当該校にもＳＣが配置され、「当該校いじめ防止基本方針」の「いじめ問題対策委員会」の構成員となっていた。心身の不調を訴える対象児童生徒の状況、動揺するわが子の様子を目の当たりにした保護者の心情が目まぐるしく動く期間ともいえ、教職員と専門家（ＳＣ、ＳＳＷ等）との連携による心のケア体制構築が重要であった。

まず、この期間の対象児童生徒及び保護者と学校との関わりを確認する。

前項で述べたとおり、本件事案発生当日、学年教員は関係する生徒（対象児童生徒含む）4 名を集めて指導し対象児童生徒への謝罪を促している。しかし、大けがを負った対象児童生徒の心のケアについて追加調査委員会で改めて確認したところ、ＳＣの面談が記録されているのは、本件事案発生から 22 日後の６月 25 日と７月１日のみであり、７月 30 日にはＳＣとの面接がキャンセルされ、それ以降ＳＣとの面接記録は見当たらない。

一方で、対象児童生徒は７月 17 日にＤ病院精神科の診察を受けている。同日、20 時ごろに対象児童生徒保護者は学校に赴き、校長、教頭、学年主任、担任に対して「ＰＴＳＤ慢性化」と医師が診断したと伝え、大けがをした場所がある学校へ通うことの葛藤等も伝えた。登校については医師の助言である「1 学期残りの 2 日間は休ませた方がよい」「本人が自ら登校したい場合は止める必要はない」を確認した。対象児童生徒保護者は「2 学期のスタートもどうなるかわからない」と伝えている。

７月 18 日、学校は、対象児童生徒保護者との電話連絡で７月 31 日にＥ診療所で治療を受けることを確認している。同日、関係児童生徒保護者が来校し「対象児童生徒保護者からＰＴＳＤの治療を行う医師の指示で自宅での謝罪を断る旨の連絡があった」ことを知る。

７月 23 日、対象児童生徒保護者が来校、校長、教頭、担任に以下の訴えがあった。

・終業式まで放課後の部活動のみ登校できたが、終業式後の土日は部活動に行けず、不調を訴えている。部活動で参考児童Ｂに、『学校に来てないのに部活だけしている』と言われたことが辛くて行けなくなっていることがわかった。些細な言葉も今は本人が耐えられない。子どもたちに話をしてもらったはずだが、もう一度話をしてもらいたい。部活動に行けるようにしてあげたい。

7 月 24 日、対象児童生徒は、Ｄ病院で受診し「眠れないこと」「うつ状態がひどい」ことを訴えた。午後の部活動は欠席した。7 月 29 日も対象児童生徒は同病院に通院した。

8 月 5 日、担任は対象児童生徒保護者への連絡により以下の内容を知った。

・病院で興奮や不安を抑える漢方が処方された。ゆっくりと回復を待つ必要がある。
・塾にはかろうじて通っている。部活動で走りたい気持ちもあるが、周りに迷惑をかけること、ついていけるかといった不安が大きい。医師からは、学校から離れる時間も必要と助言があった。部活動は基本的に休む。本人が行ける時は参加する
・Ｅ診療所と相談し 9 月からＥ診療所での治療を開始する。治療と心の成長によって回復していくため、親や周囲から無理に登校を促すことは避けるべきと言われている。
・本人は少し眠れるようになりつつあるが、関係児童生徒宅の車や同車種を見ると気分が悪くなり、嫌なことを話したがらない。宿題をせねばならないことは理解しているが全く手につかず、おそらくできないと思われる。

以上が、本件事案発生時から 8 月 5 日までの状況の概説である。

このようにＰＴＳＤの症状に苦しむ対象児童生徒やその状況を見続ける保護者の心情を考えれば、対象児童生徒の心のケアとともに、保護者に対しても現在の状況の苦しさ、将来への不安について中立的立場で聴き取り、状況によってその思いを教職員に代弁する専門家（ＳＣやＳＳＷ）のより積極的な関与が必要であったと思われる。

例えば、7 月 30 日にＳＣへの面談を対象児童生徒がキャンセルした際に、関係教員やＳＣはその理由を確認し別の方策を協議したのであろうか。残念ながら学校からの提出資料には対象児童生徒保護者からの様々な要求への対応記録は残されているが、ＳＣを活用した保護者面接や、ＳＳＷの活用、教育相談センター等の活用が検討された記録は確認できなかった。

本来であれば、本件事案発生後直ちにいじめの可能性を想定したいじめ対策会議を実施し、対象児童生徒への対応について心のケアを含めた協議を行うべきであった。しかし、実際の対応は当該学年任せになり、結果として心のケアの対応が疎かになった。

② 令和元年 8 月 20 日～令和 2 年 1 月 31 日

この期間は、ＰＴＳＤの影響もあり対象児童生徒の心身の健康状態がさらに悪化していく時期にあたる。状態の悪化は登校意欲の減退にもつながり、欠席が長期に続くことになる。遅くとも 10 月半ばには累積欠席日数が 30 日を超えており、学校は重大事態 1 号に加えて重大事態 2 号の対応も必要となった期間である。

まず、この期間の対象児童生徒及び保護者と学校との関わりを確認する。

8月20日、対象児童生徒保護者が来校し、校長、教頭、担任、学年主任に対して対象児童生徒の家庭での様子について以下のとおり話した。

・漢方薬によりいくらか穏やかになったもののうつ状態は依然としてひどく、人に何か言われることを恐れて外出できず、外出しても常にびくびくしている。

・6月3日の件は思い出したくなく、相手の名前も口にしたくない。

・学校に行きたい気持ちはあるものの、関係児童生徒と会うかもしれないと考えると不安になる。

また、学校生活に関して以下の点を要望した。

・ＰＴＳＤの症状について生徒、教職員に知らせ、理解を促す機会を設けること

・対象児童生徒が関係児童生徒と完全に接触しない状態を作るため授業や使用する廊下を変更するなどの対応策を文書で示すこと

8月30日、担任は対象児童生徒保護者に対し、生徒にＰＴＳＤなど心の話と対象児童生徒の状況を伝え、教職員向けの研修を行ったことを連絡した。

9月12日、担任が対象児童生徒保護者と連絡を取ったところ、「Ｅ診療所への通院は1週間から10日程度の間隔になる。ＰＴＳＤの検査結果が出るまでは色々なことを言わず、本人の言葉をよく聞くようにしている」とのことであった。学校からは「Ｅ診療所関係者にＰＴＳＤについての校内研修の講師依頼をしたが難しいと言われ、対策として教員がＥ診療所を訪ね研修内容を教えてもらう形を取る」旨を伝えた。保護者からは「学校からの連絡やクラスのメッセージは嬉しいが、本人の負担になるかもしれないので、1週間に1回くらいだとありがたい」との申し出があった。

10月2日、対象児童生徒保護者から学校に連絡があり、9月21日のＥ診療所での検査結果や治療方針に関する医師の所見が伝えられた。

・かなり重症であり、普通なら暴れるがよく今まで家にいられたと言われた。辛い治療ではあるが本人は治療を望んでいる。

・通院は週1回程度のペースで、通常は7～8回のプログラムだが20回程度のプログラムになる見込みである。現在、怒り、悲しみ、不安などを無理やり箱に詰め込み、全力で蓋をしている状態である。これは非常にエネルギーを消耗する。関係のあるものに触れるとすぐに蓋が開きフラッシュバックが起こる。健康な状態であれば、様々なことを整理して心のどこかにしまえる。その状態になるように治療を行う。

10月8日、Ｅ診療所で学校側が説明を受ける際、対象児童生徒保護者も同席した。医師からの説明内容は以下の通りである。

・ＰＴＳＤの状態（回避：学校に行かない、認知異常、自分や相手を責める、身体的恐怖が残る、不眠、警戒）が明確に現れており、かなりの重症である。単なる不登校とは異なり、心の傷による治療のための欠席であることを理解してほしい。

・集中プログラムによって70%の回復が見込めるが、辛い治療である。登校できるよ

うになったら、加害者との対面を避ける必要がある。

・現状では、学校や教師などを連想させるものが悪化の引き金になる可能性があるため、学校が独断で行動したりせず、必ず家族や本人と相談して行動すること。

10 月 24 日、E診療所で治療が開始された。対象児童生徒保護者からの情報によると、対象児童生徒が医師に伝えた内容は以下の通りである。

・思い出したくないのに思い出してしまう。思い出すと頭が痛くなる。

・吐き気があり、手がビリビリとしびれている。お腹が締め付けられる。

・警戒している。対象（人、車、場所、怪我でひどい状態の顔を初めて見た祖父母宅の洗面台などから遠ざかる。事故の話をしない。

・眠れない、楽しめない、相手への怒り（殺したいという気持ち）がある

ＰＴＳＤ治療終了時には対象児童生徒保護者の依頼により、治療機関（Ｅ診療所）の主治医から校長に以下の助言があった。

・今一番大切なことは家族も学校も落ち着くこと。力を抜くように視点を変えること。

・治療終了後も学校に行けない場合、その理由は本人の不安（勉強や部活動のことでみんなから遅れていて、置いて行かれるのではないかという焦り）からきているのかもしれない。その苛立ちを関係児童生徒にぶつけているのかもしれない。対象児童生徒・保護者と学校が相談をして、対象児童生徒の不安を取り除いて登校できるプランを考えていくことが大切。

・関係児童生徒が当該校から転校しても対象児童生徒が登校できないかもしれない。原因が何なのか、次の診察で考えていく。

学校は、この期間、対象児童生徒やその保護者の要求にできるだけ応えることが心のケアにつながると考え懸命に取組を行っている。しかし、当該校に配置にされた心の専門家であるＳＣが積極的に関わった事実は確認できなかった。また、「当該校いじめ防止基本方針」にはいじめの被害を受けた生徒の心のケアについての記述がほとんどない。もし、主治医からの助言を受け、ＳＣがカウンセリングを通して対象児童生徒の思いをより深く理解できれば、主治医の言う「対象児童生徒の不安を取り除いて登校できるプラン」の中に「日常的な学校生活の中で、ＳＣが定期的に対象児童生徒や保護者の思いを丁寧に聴き取る」「ＳＣが守秘義務を尊重しつつ対象児童生徒の不安軽減の具体策をいじめ問題対策委員会において提案する」といった心のケアの具体策を加えることで、対象児童生徒の不安が軽減できた可能性がある。

以上、令和元年８月 20 日以降の学校の対応については、神戸市教育委員会が全校に配置するＳＣの活用の在り方を中心に検証を行ってきた。

言うまでもないことだが、心のケアは学校が組織的に行うものであり、活動日が限られるＳＣにすべてを委ねるものではない。しかしながら一方で、ＳＣには、法が定めた「学校いじめ防止基本方針」の「学校いじめ対策組織の役割」にある「いじめの被害児童生徒に対する支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

役割」（本章第1－2参照）の一翼を担うことが期待されている。

また、本件事案発生年度（平成31年度）の神戸市教育委員会「スクールカウンセラー活用事業実施要項」にはスクールカウンセラーの職務内容として「重大な事件・事故等の発生時に児童生徒、保護者、教職員へのケア」が示されている。併せて、スクールカウンセラー等を活用した生徒指導体制の充実として「スクールカウンセラー等の効果的な生徒指導体制における位置付け、養護教諭等との役割分担、教職員との連携、教職員に対する助言・援助の在り方」「スクールカウンセラー等の職務執行の在り方、職務執行ガイドラインの策定（職務執行マニュアル等の作成）」等が研究課題として挙げられている。

法の定める専門家の在り方や神戸市教育委員会ＳＣ活用事業の趣旨からも、当該校はいじめの関係者への具体的な支援にＳＣが担うべき役割を明確する必要があった。ＳＣが参画した心のケア体制の構築が、「学校いじめ防止基本方針」に基づく教育相談体制の充実に必要不可欠であることを指摘しておきたい。

第４　対象児童生徒が転校を余儀なくされた経緯

令和２年７月28日、対象児童生徒両親が来校し、対象児童生徒が高次脳機能障害と診断された。

令和２年８月27日、対象児童生徒保護者と学校との通話で以下のことが伝えられた。

・Ｅ診療所の治療は終了し、今後は相談希望時のみの来談になったこと

・本人はクラスに戻りたいが昨年のクラスではないので不安、友だちと接するのも不安。

・医師から、不安は成長や思春期の証拠、授業や長時間座るのもまだ無理と言われた。

対象児童生徒は、翌８月28日に登校し、別室で学習活動を行った。その後も心身の状態を踏まえつつ学校復帰に向けて少しずつ学校生活に慣れようと努めていた。

令和２年９月17日、担任から対象児童生徒保護者へ体育会への参加について話があったが、対象児童生徒保護者は本人が体育会を見学するか欠席する可能性がある旨伝えた。

令和２年９月24日、対象児童生徒と仲が良かった生徒から、関係児童生徒の体育会欠席は対象児童生徒のせいなのかという旨の電子メールが届き、対象児童生徒はショックを受けた。「一人でもそんなメールをする生徒がいるということは、多くの生徒がそう思っているということではないか。体育会を関係児童生徒が欠席することについて、先生は学年の生徒に説明していなかったのか」という内容が対象児童生徒保護者から当該校に電話で伝えられた。

令和２年９月25日の午前９時頃、対象児童生徒及び保護者等が来校し、対象児童生徒は、校長、教頭に対し転校したい旨伝えた。同日、学年主任が学年全クラスに対して体育会の件についての説明を行った。その後、対象児童生徒は転校先中学校を見学し、授業にも参加した後、10月19日に転校した。

第５　関係児童生徒への指導等に関する取組の検証

「当該校いじめ防止基本方針」には「いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する」とある。

関係児童生徒は、6月3日に対象児童生徒に対して謝罪した後も、同年7月には保護者と共に対象児童生徒宅へ謝罪に連日通っていた。また警察から事情聴取を受けている。併せて、ＰＴＳＤ治療を受ける対象児童生徒との接触を避けるために別室で授業をうけ、登下校時の接触を避けるために時間をずらしての登下校を行う等、対象児童生徒保護者の要求を受け入れ実行した。6 月 3 日以降、対象児童生徒へのいじめ行為は確認されていないことからも関係児童生徒が反省していることがうかがわれる。

一方で、当該校の対応として、関係児童生徒への支援という観点からは十分であったか疑問である。例えば、当該校は、関係児童生徒がＳＣのカウンセリングにより、自分の思い（対象児童生徒保護者の要求に沿うように行動する）を言語化できる環境づくりに取り組んだのか、資料を見る限り確認できなかった。

第６　学年全生徒を対象とした再発防止の取組の検証

これまで見てきたように、対象児童生徒やその保護者は、安心安全な学校生活を求め、学校や関係児童生徒とその保護者に対し関係児童生徒の出席停止や転校を含め様々な要求を行ってきた。その数々の要求の背景にある対象児童生徒やその保護者の思いが学年の多くの生徒に正確に伝わっていたのかについては疑問が残る。

「当該校いじめ防止基本方針」には「いじめの対処」として「中長期的な視点でも生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて指導する」とある。

これから続く 3 年間の中学校生活において、対象児童生徒と関係児童生徒との間柄が被害者と加害者の関係に固定されることを管理職や教職員が望まなかったことは想像に難くない。一方で、対象児童生徒と関係児童生徒の直接の接触が禁止されている。かかる状況であるからこそ、周囲の生徒への働きかけが重要ではなかったか。7 月 23 日には対象児童保護者から「もう一度、周囲の子どもたちに話をしてもらいたい」との意向も示されている。対象児童生徒保護者の願いも受け、教員が的確ないじめ認知について共通理解を持ち、本件事案を教訓とし、すべての学年生徒を対象に、いじめ被害を受けた子どもの心理状態、いじめ加害を行った子どもたちの心理面等の理解、生徒同士が温かい言葉をかけあえる関係構築の取組を計画的・継続的に行うことは十分なされたのだろうか。

2 つの小学校から進学し新たな学校生活が始まって数か月、互いのことをまだ知らない状況があるからこそ、周囲の生徒が対象児童生徒の苦しみを理解し、関係修復のため再発防止のために自分たちが何をすべきかを考える環境を醸成することが、「当該校いじめ防止基本方針」「いじめの対処」にある「中長期的な視点で生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて指導する」ために最も有効な手立てであったようにも思われる。

第７　さいごに（いじめの予防指導について）

対象児童生徒側は、令和４年11月25日付再調査要請書にて、「小学校からの引継ぎ後の当該校によるいじめ予防指導が不適切」と主張している。これは、中学１年の転倒事案を念頭に、当該校による事案発生前のいじめ予防指導が適切になされていれば転倒事案の発生自体防止することができたのではないか、と主張するものと思われる。

この点、「当該校いじめ防止基本方針」では、「いじめ防止のための基本的な姿勢」として、「神戸市いじめ指導三原則『するを許さず、されるを責めず、第三者なし』を核とした指導を行います。」として「いじめの未然防止」も重点取組事項としており、それを受けて「本校の教員の姿勢」として、「教職員は、保護者その他と連携を図りつつ、いじめの防止と早期発見に努める。」と定め、「いじめを未然に防止するために」として「・いじめのアンケート調査を学期に一回以上実施し、その結果を教職員全体で共有する。」、「・スクールカウンセラーや養護教諭を中心に、全教職員で教育相談体制の充実を図る。」、「・校内研修等を通じ『いじめ』についての理解と実践力を深める。」などを謳っている。

本件において、当該校は「当該校いじめ防止基本方針」に則していじめに関するアンケートを令和元年６月３日に実施していた。ただ、その実施日時が転倒事案発生直前であったため（第４章第３・2)、対象児童生徒が「わけもなく、たたかれたり、けられたり、押されたりすることがある」に○を付けて暴力を伴ういじめを訴えていたものの、転倒事案発生までに面談調査をし予防指導をする暇はなかったものと思われる。加えて、当該校は小学引継ぎを踏まえて対象児童生徒と関係児童生徒を別クラスに配属している。当該校への入学から転倒事案発生までの約２か月間、当該校の教職員には対象児童生徒と関係児童生徒間のトラブル情報は伝わってきていないことが資料上認められる。

したがって、当該校には「当該校いじめ防止基本方針」が求めるＳＣとの連携充実が不十分（本章第３・2(2)）、校内研修における具体的ないじめ認知の徹底が不十分（第10章第１・3、第2)、小中引継ぎも具体性において十分なものとは言えなかった（第10章第１・2）などという問題点はあるものの、令和元年６月３日以前に、当該校にいじめ予防指導を求め、転倒事案の発生を防ぐことを求めることまでは難しかったものと思われる。

第９章　神戸市教育委員会の関与について

第１　本件事案「重大事態」認知について

１　いじめの対処に関する教育委員会の役割

いじめの対処に係る教育委員会の役割については、「いじめ防止対策推進法」第二十四条に「学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする」とある。なお、「前条第二項」とは、「学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」を指し、「学校設置者」は、当該校の場合、神戸市教育委員会に当たる。

神戸市教育委員会は、この「いじめ防止対策推進法」及び文部科学省「いじめ防止基本方針」を参酌して、平成26年度に「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を定め、ＨＰ等を通じて学校はもとより広く社会全体に教育委員会としての考え方や具体的な取組について示してきたところである。

平成 29 年 3 月、文部科学省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を作成、それを受けて神戸市も「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」を平成31年度に改訂したところである。

本章では、上記方針等にも照らしながら、第 7 章において確認された事実をもとに、本事案における教育委員会の関与について、特に重大事態認定に対する関与を中心に検証したい。

２　児童生徒課が生徒指導事案を把握する経路

いじめを含む生徒指導事案が神戸市立学校で発生した場合、教育委員会事務局児童生徒課（生徒指導担当部署）が当該事案を把握する経路は、一般的には以下の 3 経路である。

第 1 経路‥当該校の管理職（校長、副校長、教頭）や生徒指導担当教員から当該校を担当する教育委員会指導主事（以下、区担当指導主事）に連絡が入り、児童生徒課内で共有する。第一報とも呼ばれ、緊急かつ重篤な事案で、他から教育委員会への問い合わせ、教育委員会からの学校支援を想定し、校長判断で事案発生後速やかに行われる場合が多い。

第 2 経路‥児童生徒課が実施している月例報告書（各校の当月の生徒指導事案の概要を所定様式にまとめ、当月末または翌月初旬に区担当指導主事宛に提出するもの）の記載によって、区担当指導主事が把握し児童生徒課内で共有する。なお、この経路には新たな事案だけでなく、継続対応中の事案に関する状況報告等も含まれる。

第 3 経路‥児童生徒や保護者等から教育委員会や他部署に、事案の内容や学校の対応に関する連絡・相談（来庁・電話・手紙・メール等）が入る。連絡・相談に対応した部署か

らの情報をもとに、区担当指導主事が当該校の管理職にその内容を伝える。その後、相談者の要望や相談内容に応じて、学校及び教育委員会が対応を行う。

３ 本件事案に対する教育委員会の対応

（１）重大事態の発生を認定する機会

「神戸市いじめ防止等の基本方針」には、重大事態が発生した場合、校長は教育委員会に「いじめ重大事態報告書」を速やかに提出しなければならないとある。

また、「当該校いじめ防止基本方針」には「重大事態への対応」として、以下のとおり示されている。

・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
・重大事態の発生を真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、速やかに事実関係を把握する。
・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

本件事案に関して追加調査委員会は、学校が重大事態を認定する機会が令和元年 10 月までに 4 回あったとした。しかし、校長が児童生徒課に「いじめ重大事態報告書」を提出したのは、事案発生から 11 か月後の令和 2 年 5 月 26 日であった。

なぜ、重大事態の認定にこれまでの時間がかかったのか。4 回の重大事態認定の機会を起点に次の認定機会が生起するまでの間を「期間」とし（表 1）、教育委員会の本件事案への関与を検証しながら重大事態の認定が遅れた背景について考察する。

表 1

番号	期間		適用号
①	令和元年 6 月 3 日～ 6 月 20 日	本件事案発生から、教員が対象児童生徒宅への訪問を始めるまでの期間	1 号
②	令和元年 6 月 21 日 ～7 月 16 日	教員が対象児童生徒宅への訪問を始めてから、対象児童生徒保護者がＰＴＳＤに関する情報を学校に伝えるまでの期間	1 号
③	令和元年 7 月 17 日～ 夏季休業期間	対象児童生徒保護者がＰＴＳＤに関する情報を学校に伝えてから 2 学期が始まるまでの期間	1 号
④	令和元年 9 月 1 日 ～10 月上旬	2 学期始業日から累積欠席日数が 30 日を越えるまでの期間。	1 号 2 号

（２）「①令和元年６月３日～６月２０日」における児童生徒課の対応

校長及び区担当指導主事への聞き取り調査によると、校長は本件事案発生直後に区担当指導主事に連絡（第 1 経路）をしていない。つまり、校長は、本件事案を重篤かつ緊急な事態とは受け止めていたが、教育委員会からの支援が必要な案件とは感じていなかったと

推察される。

第 1 経路でない場合、教育委員会が本件事案を把握するのは、第 2 経路の「月例報告書」（6 月末～7 月初旬）となるのが通例だが、区担当指導主事は遅くとも 6 月中旬には、本件事案を「学校における重大な事案」として校長から聞いていた。

このように第 2 経路前に区担当指導主事が把握した背景には、当該校特有の状況があった。当時の当該校は生徒指導上の課題が多く、数年にわたり事象が頻発していた。それ故、区担当指導主事は状況を逐次確認するために、新たに赴任した校長と 1～2 週間に 1 回は連絡を取っていた。本件事案についてもこの定期的な連絡の中で共有された。

ただし、区担当指導主事への取材によれば、当初、校長には学校事故との認識が強く、いじめ事案ではなく「大怪我をした生徒の保護者から学校への様々な要求」として連絡・相談を受けた印象を持っている。それ故、区担当指導主事は課内での正式の共有は下記(3)「月例報告書」まで行っていない。生徒指導事案よりも保護者対応の相談との認識であったと思われる。

（３）「②令和元年６月２１日～７月１６日」における児童生徒課の対応

児童生徒課がいじめ事案として本件事案を認識したのは、第 2 経路の月例報告書（6 月末～7 月初旬提出）によってである。

また、日時は不明であるが 6 月中旬～7 月の間に、校長は当該年度に任用が始まった学校法務専門官（弁護士）にも本件事案について複数回相談している。この期間、学校は、第 8 章にも示されたとおり、本件事案に端を発する対象児童生徒保護者からの様々な要求に対応を続けていた。学校法務専門官によれば、校長の主訴は「怪我をした生徒の保護者からの要求への対応」であった。学校法務専門官が「故意であれ偶発であれ、被害者側がいじめと訴えているのであればいじめとして対応すべき」と校長に助言したところ、校長も異論はなく理解していたという。

以上のように、この期間、校長と区担当指導主事及び学校法務専門官によって本件事案が学校事故及びいじめ事案として認識されている。しかし、校長、区担当指導主事、学校法務専門官いずれにも「転倒事案での大けがを理由とした重大事態」という認識はなかったことが確認された。

（４）「③令和元年７月１７日～夏季休業期間」における児童生徒課の対応

この期間、学校は、引き続き対象児童生徒保護者からの様々な要求に対応をしていた。対象児童生徒保護者の要求は、関係児童生徒とその家族にも直接向けられ、その内容について関係児童生徒保護者から学校に相談も寄せられていた。そうした一連の動きの中で、ＰＴＳＤの診断に関する情報も対象児童生徒保護者から学校に知らされた。

校長は、ＰＴＳＤの診断がおりた時点で、教育委員会への「いじめ重大事態報告書」提出の必要性を感じ、区担当指導主事を通じ児童生徒課に相談していた。しかし、当時、児

童生徒課は自死及び自殺企図以外の 1 号適用には慎重であり、校長及び教育委員会は、ＰＴＳＤ診断を受けた後も「転倒事案がきっかけではあるが事案発生直後は登校しており、診断結果については他要因の影響も排除できない」との判断から重大事態の認定を見送ったと思われる。

一方、本件事案が生起した令和元年度は、神戸市の重大事態発生件数が前年度比で激増した年度でもある。件数激増の要因には、当該年度に任用された学校法務専門官による「重大事態モデルケース」作成とその周知の影響が挙げられる。

学校法務専門官は、国の「重大事態ガイドライン」における重大事態のとらえ方が、従来の神戸市教育委員会のとらえ方よりも広範囲であり、そのことを学校現場に示すため「重大事態モデルケース」を作成しその周知に取り組んだ。しかし、全校管理職・教職員の意識変容を実感するまでには 2 年間を要したという。

本件事案発生は学校法務専門官の任用開始から 2 か月程度の時期であり、まだ「重大事態モデルケース」は作成・周知されていない。したがって、校長及び教育委員会による重大事態か否かの判断は、自死及び自殺企図が主たる 1 号事案であるとの認識に基づいて行われたのではないかと推察される。

なお、学校法務専門官は、表 1②の期間における校長・区担当指導主事からの相談でＰＴＳＤに関する情報を伝えられていない。その後も本件事案に関する相談は誰からも受けておらず、本件事案を再び認知したのは翌令和 2 年度の 5 月下旬、つまり「いじめ重大事態報告書」が教育委員会に提出された以降のことであるという。

「いずれかの時点でＰＴＳＤの診断がおりたことを聞いていれば 1 号事案での対応を助言したはずだ」という学校法務専門官の言葉からも、任用開始年度とはいえ学校法務専門官と指導主事及び学校関係者との情報共有システムの不備に大きな課題を感じる。

（５）「④令和元年９月１日～１０月中旬」における児童生徒課の対応

学校は、2 学期始業後も対象児童生徒保護者からの断続的な要求にできるかぎりの対応を続けていた。意向に沿った対応を行うことで、学校と対象児童生徒保護者との関係が改善した場面もあったようだが、絶えることのない学校への要求や、関係児童生徒の学校生活を制限する要望等への対応に、関係教員の負担感や疲弊感も増していたことは十分に想像できる。こうした状況については、区担当指導主事も校長との定期的な連絡で把握していた。

一方で、対象児童生徒は 2 学期当初からほぼ登校できていない。その事実をもって重大事態を疑う必要があった。しかし、校長や教育委員会には、本件事案がこれまで神戸市が扱ってきた重大事態に当たるのかとの逡巡があり、その思いが重大事態の疑いを見送る理由を探す姿勢につながったように思われる。

具体的には、対象児童生徒が本件事案発生～1 学期末（表 1①～③）まで通院での欠席や早退はあるものの連続して長期間欠席していないこと、そして、上記（3）以降学校とし

てはできる限り対象児童生徒及び保護者の求めに応じた対応を行ってきたこと等を理由に、重大事態の疑いの認定を躊躇したようである。

以上、「ＰＴＳＤの診断」と「欠席日数の急増」という明らかに重大事態と認定すべき状況が重なってもその判断に至らなかったのは、従前の神戸市教育委員会の基準と整合するか否かが国のガイドラインの内容よりも優先されたことが要因と思われる。しかし、この時点で認定しないことは、その後、よほど新たな状況が起こらない限り、本件事案を重大事態として扱わないことを意味する。

実際に、校長が教育委員会に、「重大事態発生報告書」を提出したのは令和 2 年 5 月 26 日であった。本件事案発生から 1 年近く遅れて報告したのは、対象児童生徒保護者からの教育委員会への直接の訴えと情報公開請求が契機となったと推察され、「当該校いじめ防止基本方針」に則った対応ではなかった。

第２　再発防止に向けた現在の教育委員会の取組の点検

１　教育委員会における「重大事態」の積極的な認定

追加調査委員会が調査を行なっている現時点では、学校法務専門官も増員され、各学校法務専門官がデータベース上で事案の進捗状況を共有し、必要に応じて区担当指導主事にも確認や助言ができるシステムは当時よりも格段に整備されているように感じる。

また、「いじめ重大事態に関するガイドライン」が周知され、その基準によるいじめ重大事態の認定が進んでいることは、神戸市全体の「いじめ重大事態発生件数」が令和元年度の激増以降、増加傾向または横ばいで推移している点からも明らかである。関係者へ本事案への対応を聞き取る場面でも、今であれば違った対応を取っていたという言葉を何度も聞いた。現在の教育委員会は、いじめの対処に加え、重大事態と認定された事案についても「第三者も含めた事実の解明と再発防止」に積極的に取り組んでいるといえる。

２　指導主事の専門的事項の指導のあり方

教育委員会事務局に置かれる指導主事の役割について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第十八条に「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する」「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない」と定めている。

本件事案において、区担当指導主事が「専門的事項の指導」を如何に行わなければならなかったについて改めて考察する。

・「①令和元年 6 月 3 日～6 月 21 日」では、少なくとも対象児童生徒及びその保護者の立場に立って、学校の不十分な実態把握、不適切な対応について「当該校のいじめ防止基本方針」を踏まえて指導する必要があった。

・「②令和元年 6 月 22 日～7 月 17 日」「令和元年③7 月 18 日～9 月 27 日」では、もし、こ

の期間に学校法務専門官にＰＴＳＤに関する情報があれば重大事態との判断が進んだ可能性が高い。新たな施策を活用し、積極的に学校法務専門官の知見をいかすよう管理職に指導する、または自らが管理職の変わりにその役割を果たす必要があった。

・「④令和元年 9 月上旬～10 月中旬」では、学校が様々な対応に真摯に取り組んでいること、学校が欠席状況やＰＴＳＤの診断に対しても本件事案との関連性を明確に認識できないでいることは理解しつつも、やはり、法の規定に基づき 1 号と 2 号をもって重大事態と速やかに判断し、校長に対して児童生徒課に対し重大事態報告書を提出するよう指導すべきであった。

3　まとめ

上記 1 で示したとおり、現在、児童生徒課内の情報共有システムや学校法務専門官活用のノウハウは格段に充実していることがわかった。しかし、そのシステムやノウハウを円滑に機能させるのは、学校と児童生徒課をつなぐ区担当指導主事の役割である。

上記 2 で指摘したとおり、指導主事は「専門的事項の指導」について教養を磨き、経験を重ね、管理職の的確な判断に資する指導助言を行いつつ、状況に応じて施策の有効活用を図ることが責務であると思われる。

政令指定都市である神戸市は所管する学校数も多く、区担当指導主事への負担も大きいように感じられる。一方で、所管校数が少ない小規模な教育委員会においては指導主事が少ない上に一人の指導主事が関連の薄い業務を複数担当するため、生徒指導事案対応への相談相手がいないとの声も聞く。その点、神戸市教育委員会事務局には生徒指導所管課がありシステムも整備されている。その現状をどう生かすかは、個々の指導主事の力量以上に課としての知見の蓄積にかかっているのではないか。

本件事案への振り返りが今後のいじめ事案の適切な対応によりいかされるよう、児童生徒課にはシステムの整備だけでなく、適切な指導助言の在り方の蓄積と継承、そしてＯＪＴによる指導主事の専門性の向上を求めたい。

第１０章　いじめ認知等に関する問題点と対策（提言）

第１　小中学校間の引き継ぎについて

１　当該校区小中引継ぎ会の状況

神戸市教育委員会所管小中学校では、一般的に小学校の卒業式～当該年度末日までの間に、中学校教員が小学校教員から聞き取る形で中学新 1 年生に関する情報の引継ぎが行われている。

当該校区の小中引継ぎについて、学年主任及び当該学年担任の内 1 名は聞き取り調査で以下の内容を述べた。

・小中引き継ぎ会は 2～3 月に持つ。2 つの小学校にそれぞれ複数の中学校教員が出向き 6 年生担当者等から 2～3 時間かけて聴き取る。
・小学校が中 1 クラス分けの原案を作成。なお、問題行動等で気になる生徒は同じクラスに固まらないよう配慮する。
・引継ぎが必要な個人情報とは、一般的には学力面の課題、生活環境、問題行動など。
・小学校からの提供資料を基に口頭で聴き取っている。聞き取った内容を中学校担当者がまとめ、原則、中学校で学年ごとに共有する。特に身体的なこと、ケアが必要なことは、4 月の職員会議で全体共有する。

２　当該学年の引き継ぎ内容

学年主任は、追加調査委員会の聞き取りにおいて、小中引継ぎ会が 2 時間程度行われたこと、当該小学校（対象児童生徒在籍小学校）との引継ぎ会に参加したのは自分ではないこと、どの教員が担当したのかも覚えていないことを述べた上で、小学校が準備した資料に示された情報等について詳細に内容を把握した参加教員が、その後学年で内容を示し共有したと供述した。

対象児童生徒と関係児童生徒の関係については、引継資料では、対象児童生徒について同級不適欄に「関係児童生徒×」、別欄にも「関係児童生徒と××」、関係児童生徒については、同級不適欄には「対象児童生徒×」、別欄に「対象児童生徒とはとことんケンカしていた」と記載されていた。このように、いじめ事案として小学校から積極的な申し送りがあったとは言えず、このことからも、小学校教員のいじめ認知の不十分さが伺える。

３　当該校区小中学校における教職員研修の実施状況と今後の対策

第 8 章で論じてきた問題点は、詰まるところ、いじめ認知の不十分さにあると言える。

法 18 条 2 項では、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行」うことを求めている。

追加調査委員会において、当時の当該校の教職員研修内容を調査したが、いじめ事案へ

の対応のあり方が中心となっており、そもそも「いじめとはどんなことなのか」といういじめの定義の共通理解を図る研修内容は見当たらなかった。共通理解が図られていなければ、生起した事案をけんかとするか、いじめとするか、事故とするかの判断は、個々の教職員によって異なる可能性がある。

個々の教職員によっていじめの認知の理解が異なることが、児童生徒への指導や支援の不十分さにつながることも強く指摘しておきたい。また、いじめについての理解が不十分な児童生徒は、自らの力でいじめ行為を見抜いたり、大人にいじめ行為を知らせたりすることも難しくなる。さらに、自分でいじめを行っていることを自覚できず、結果として、いじめ事案が発生しやすくなる。

神戸市教育委員会には、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、管理職研修や生徒指導担当教員研修等の機会を通じていじめの定義の周知徹底を図ること、各校に対していじめの認知に資する校内研修の計画的な実施を求めること、そして各校の実施状況を把握し必要に応じて指導を行うことを、本件事案の教訓として求めたい。

4　まとめ

上記 1 のとおり当該校区における小中引継ぎ会は計画的に行われていた。また、上記 2 のとおり小学校時に対象児童生徒と関係児童生徒の間に複数回のトラブルがあり、中学 1 年生のクラス分け等に配慮することも小中学校教員間で共有され、実際そのようにクラス編成が行われた。

従って、本件では、小中学校間の引き継ぎシステムに問題があったのではなく、小学校の指導内容に問題があったといえる。仮に、小学校教員が相互のいじめとして対象児童生徒と関係児童生徒との関係修復まで取り組んでいれば、本件事案発生を防げた可能性は高い。

中学進学後 2 ヶ月も経たない時に発生した本件事案は、発生後の当該校の対応の不十分さが大きな課題となっている。しかし、事案発生に至る要因は、対象児童生徒と関係児童生徒の関係修復も含めた小学校教員のいじめに関する指導の不十分さの結果でもあることを強く指摘しておきたい。

第２　市及び学校の「いじめ防止基本方針」の点検

１　「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の内容の充実

「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」は法の定めるところにより、文部科学省「いじめ防止基本方針」を参酌し、適切な内容が定められていると考える。

しかし、いじめは決して許さないとわかっていても、上記第 1 の 2、3 で指摘したとおり、個々の教職員でいじめのとらえ方が違えばチームでいじめに取り組むことが難しくなるということである。教職員間でいじめ認知の共通理解を図っていくことがいじめ事案に取り組むスタートラインであることを教員が自覚することこそ重要だと考える。

図１は平成29年度に東京都教育委員会が作成した資料であるが、この資料ではいじめの態様を視覚的・段階的に示しており、状況に応じたいじめの認知について教職員が共通理解を図れるような工夫がなされている。もし、この図のような資料が周知されていれば、各校において対応を協議する際の共通理解の資料となったのではないか。また、本件事案についていえば、単なる事故ではなく、暴力を伴ういじめではないかとの判断材料になった可能性がある。

神戸市教育委員会には、これまでの研修の成果をいかし、また、図１の資料も参考にして、「神戸市いじめ防止等のための基本的な方針」の内容のさらなる充実を求めたい。

２　「当該校いじめ防止基本方針」の修正と取組の徹底

第８章で「学校いじめ防止基本方針」の意義についてはすでに述べた。併せて、本件事案がいかに「当該校いじめ防止基本方針」の内容と齟齬があるかについても指摘した。

その上で、「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しに関して、文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター資料を用いていくつか確認しておきたい。

・『生徒指導リーフ増刊号　Ｌｅａｖｅｓ．１いじめのない学校づくり－『学校いじめ防止基本方針』策定Ｑ＆Ａ－』（H25．11）

Ｑ6　「学校基本方針」を作成する際の留意点や手順は、どのようになるでしょうか？

「学校基本方針」の策定を、全ての教職員でいじめの問題に取り組む契機とすることが大切です。

つまり、方針の策定のみを目的とするのではなく、この方針を策定していく過程で、

・自校の課題がどのようなところにあるのかを洗い出し、
・そうした課題に対して組織的かつ計画的に、
・また学校段階や教育課程、児童生徒の発達段階を見渡して体系的に、
・教職員はもとより児童生徒や家庭・地域も巻き込む形で、
・児童生徒を守り育てていける学校を構築すること、
・それによって実際に児童生徒のいじめを減らすこと
・そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底　等

を図ることを目的と考えて策定作業を進めてください。（略）

この「方針の策定のみを目的とするのではなく」「方針を策定する過程」が重要であるとの指摘は、言い換えれば、策定後も不都合や不十分な点があれば具体的に見直し修正を図ることで不断に「学校関係者の認識の共有と徹底」を行う重要性を説いているととらえられる。

・『生徒指導リーフ21　いじめに関する「認識の共有」と「行動の一元化』（H27．12）

「学校いじめ防止基本方針」が適切に策定されているとしたなら、またそれを実行するための「組織」がきちんと作られているとしたなら、当然、児童生徒の変化やトラブルに気付いたときの手順もしっかりと決められているはずです。そうであるなら、いじめに対する認識が教職員間で共有できさえすれば、教職員の行動にばらつきがでてくることはありえません。これが、「行動の一元化」です。

しかし、実際にいじめ自殺等の重大事態が発生した学校の例を見てみると、残念ながらそのようにはなっていなかったことがわかります。せっかく一部の教職員が気付いていながら報告を怠ったり、報告を受けた担当者が情報をストップさせたり、対応を先延ばしにしたり、…という具合です。学校という点で言えば、情報を教職員全員が共有できる体制や手順、学校としての対応が早期にできる体制や手順が整っているかどうかを、点検してください。そして、一人一人の教職員という点で言えば、児童生徒の変化やトラブルに気付いたときに、「自分はどう動くべきなのか」という視点でそうした体制を理解できているかどうかを、点検してください。

本報告書では「当該校いじめ防止基本方針」の内容に関連し、いじめの認知に関する校内研修の充実、いじめ問題対策委員会の実施の在り方、ＳＣ等専門家の活用の具体策、心のケアに関する具体的な取組の必要性等、様々な指摘を行った。

現在の当該校関係者には、いかなる教職員集団であっても「個人の経験」をもとに事案の判断を行わず、「当該校いじめ防止基本方針」を組織対応のマニュアルとすること、そのために本調査報告書で指摘した内容について至急の点検と修正を行うこと、また、今後も課題が見つかれば速やかに「当該校いじめ防止基本方針」の点検修正を行うことを強く求めたい。なぜならば、「当該校いじめ防止基本方針」の点検・修正と対応の徹底こそが、本件事案の教訓化の出発点だからである。

重大性の段階に応じたいじめの類型（例）
～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを踏み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為　◆：加害の子供への対応例

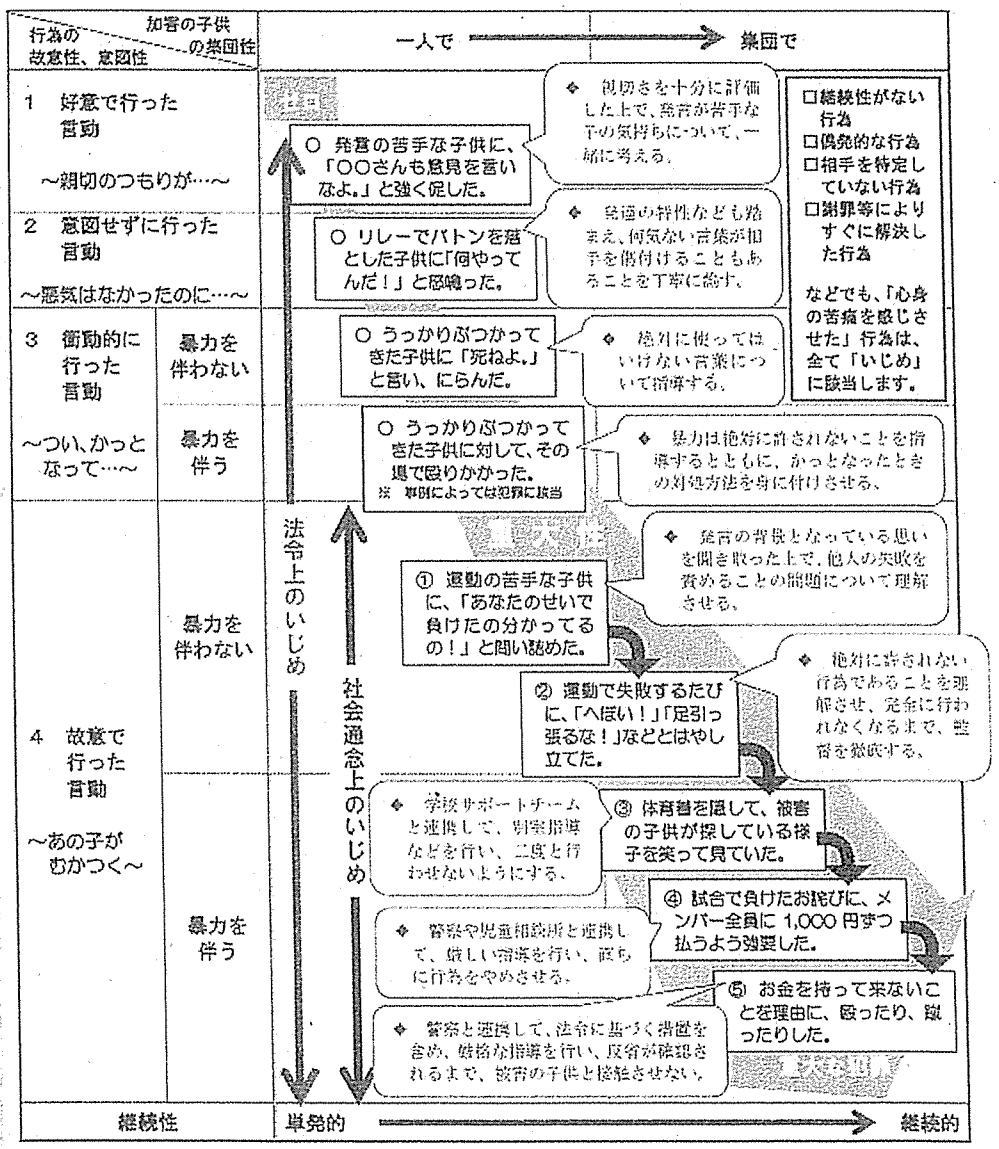

※　上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の程度によるものではない。
※　どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。　※　「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

図１　平成 29 年「いじめ総合対策【第２次】　第１章 p41　より

資料1

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会
委員一覧

1	石田　真美	弁護士	神戸合同法律事務所 （副委員長）
2	黒木　華敏	学識経験者	神戸松蔭女子学院大学教育学部　教授 臨床心理士
3	中野　澄	学識経験者	大阪成蹊短期大学 グローバルコミュニケーション学科 教授
4	松本　隆行	弁護士	みなと元町法律事務所 （委員長）

調査補助員

5	麻野　宏恵	弁護士	くすのき法律事務所 （調査補助員）

（五十音順、敬称略）

資料２

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則をここに公布する。

令和５年６月20日

神戸市教育委員会

教育長　長田　淳

神戸市教育委員会規則第２号

令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則

（設置）

第１条　執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第１条第２項の規定に基づき，令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ重大事態に関する追加調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（担任事務）

第２条　委員会は，令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ重大事態事案に関して，いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第１項の規定する調査を行う。

２　委員会は，前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し，教育委員会に提出するものとする。

３　職員は，委員会から第１項の調査及び第２項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは，これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

（組織）

第３条　委員会は，10人以内で組織する。

２　委員は，公正かつ中立な判断をすることができ，かつ，法律，医療，心理，福祉，又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから，教育委員会が委嘱する。

３　前条第１項の調査及び同条第２項の報告書の作成並びにこれらに伴う業

務（以下「調査等」という。）を補助させるために必要があるときは，委員会に調査補助員を置くことができる。

4　前項の調査補助員は，調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから，教育委員会が委嘱する。

5　教育委員会は，前項の委嘱を行うに当たっては，補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

（任期）

第4条　委員の任期は，附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　調査補助員は，前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは，解嘱されるものとする。

（解嘱）

第5条　教育委員会は，委員が次の各号のいずれかに該当するときは，当該委員を解嘱することができる。

(1)　第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。

(2)　第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。

(3)　委嘱条件に違反したとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか，委員たるに適しない非行があったとき。

（委員長）

第6条　委員会に委員長を置き，委員の互選により選任する。

2　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

（議事）

第7条　委員会は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

2　委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。

3　委員会の議事は，委員で会議に出席したものの過半数で決し，可否同数

のときは，委員長の決するところによる。

（意見の聴取等に関する協力の要請）

第８条　委員会は，必要があると認めるときは，第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し，協力を要請するものとする。

（除斥）

第９条　議事について直接の利害関係を有する委員は，その議事に加わることができない。ただし，委員会の同意があるときは，会議に出席し，発言することができる。

（会議の公開等）

第10条　委員会は，これを公開する。ただし，委員の発議により，出席委員の過半数で議決したときは，この限りでない。

（庶務）

第11条，委員会の庶務は，教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（施行細目の委任）

第12条　この規則に定めるもののほか，議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は，公布の日から施行する。

（失効）

2　この規則は，次に掲げる日のうちいずれか早い日限り，その効力を失う。

(1)　この規則の施行の日から起算して２年を経過する日

(2)　委員会が第２条第２項の報告書の提出した日